

# 水俣市議会会議録

令和7年9月第3回定例会 (8月29日開会)  
(9月18日閉会)

水俣市議会

# 令和7年9月第3回定例会（8月29日招集）会期日程表

（会期 8月29日から9月18日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月29日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	30日	土		休 会	市の休日
3	31日	日			市の休日
4	9月1日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
5	2日	火			議案調査
6	3日	水			議案調査
7	4日	木			議案調査
8	5日	金			議案調査
9	6日	土			市の休日
10	7日	日			市の休日
11	8日	月			議案調査
12	9日	火	午前9時30分		本会議
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（藤本壽子君、吉野誠君、森川武治君）
14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（杉本康宏君、桑原一知君、高岡朱美君） 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	————	委員会	委員会
16	13日	土		休 会	市の休日
17	14日	日			市の休日
18	15日	月			国民の休日（敬老の日）
19	16日	火	————	委員会	委員会（予備）
20	17日	水		休 会	議事整理日
21	18日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会



日程第16 議第78号 市道の路線廃止について	1 - 6
日程第17 議第79号 市道の路線認定について	6
市長の提案理由説明	6
○松本和幸君の発言	10
散    会	11

令和7年9月9日（火）      —— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開    議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
○小路貴紀君の質問	3
1 市政運営の実績と成果について	4
2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について	4
市長の答弁	4
○小路貴紀君の再質問	9
市長の答弁	12
○小路貴紀君の再々質問	14
市長の答弁	15
市長の答弁	16
○小路貴紀君の再質問	17
市長の答弁	18
○小路貴紀君の再々質問	18
市長の答弁	19
休憩・開議	19
○田口憲雄君の質問	19
1 水俣の未来に向けたグランドデザインについて	20
(1) 顕在、潜在的視点に立った街づくりについて	20

(2) 都市計画に関する近隣自治体の情報収集について .....	2 - 20
(3) 土地利用及び土地確保について .....	20
(4) 第八次水俣・芦北地域振興計画について .....	20
2 安心安全な地域医療の提供について .....	21
(1) 総合医療センターにおける持続可能な医療提供について .....	21
(2) 地域医療体制について .....	21
副市長の答弁 .....	21
○田口憲雄君の再質問 .....	23
副市長の答弁 .....	24
○田口憲雄君の再々質問 .....	25
副市長の答弁 .....	26
病院事業管理者の答弁 .....	26
福祉環境部長の答弁 .....	29
○田口憲雄君の再質問 .....	29
病院事業管理者の答弁 .....	30
○田口憲雄君の再々質問 .....	32
病院事業管理者の答弁 .....	32
休憩・開議 .....	33
○杉迫一樹君の質問 .....	33
1 スポーツキッズサポーター基金について .....	34
2 パラスポーツ振興について .....	34
3 競り舟・ドラゴンボートについて .....	34
産業建設部スポーツ推進課長の答弁 .....	35
○杉迫一樹君の再質問 .....	35
産業建設部長の答弁 .....	37
○杉迫一樹君の再々質問 .....	38
産業建設部長の答弁 .....	39
産業建設部スポーツ推進課長の答弁 .....	40
○杉迫一樹君の再質問 .....	41
産業建設部長の答弁 .....	42
○杉迫一樹君の再々質問 .....	42
産業建設部長の答弁 .....	43

産業建設部スポーツ推進課長の答弁	2 - 44
○杉迫一樹君の再質問	45
産業建設部長の答弁	47
○杉迫一樹君の再々質問	48
産業建設部長の答弁	49
休憩・開議	50
○平岡朱君の質問	50
1 投票率向上のための取組について	51
2 水俣市文化財保存活用地域計画について	51
選挙管理委員会事務局長の答弁	51
○平岡朱君の再質問	52
選挙管理委員会事務局長の答弁	53
○平岡朱君の再々質問	54
選挙管理委員会事務局長の答弁	54
教育委員会事務局教育課長の答弁	55
○平岡朱君の再質問	56
教育長の答弁	57
○平岡朱君の再々質問	58
教育長の答弁	58
散    会	59

令和7年9月10日（水）　　—— 3日目 ——

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開    議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○藤本壽子君の質問	3
1 水俣市の高齢者家庭の介護問題、介護施設の現状、並びに訪問介護事業所の現状	

と課題について	3 - 3
2 酷暑に備える農産物対策、及び安心安全な未来をつくる環境対策について	4
休憩・開議	4
○藤本壽子君の質問（続）	4
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	5
○藤本壽子君の再質問	5
福祉環境部長の答弁	7
○藤本壽子君の再々質問	8
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	9
副市長の答弁	10
○藤本壽子君の再質問	11
副市長の答弁	13
○藤本壽子君の再々質問	14
副市長の答弁	15
休憩・開議	15
○吉野誠君の質問	16
1 こども誰でも通園制度実施に向けて	16
2 水俣市における幼児教育と小学校教育の円滑な接続、いわゆる「架け橋期」の教育の充実について	16
3 校務DXの推進について	17
福祉環境部こども子育て課長の答弁	17
○吉野誠君の再質問	18
福祉環境部長の答弁	19
○吉野誠君の再々質問	20
福祉環境部長の答弁	21
教育委員会事務局教育課長の答弁	21
○吉野誠君の再質問	22
教育長の答弁	22
○吉野誠君の再々質問	23
教育長の答弁	23
教育委員会事務局教育課長の答弁	24
○吉野誠君の再質問	25

教育長の答弁	3 - 25
○吉野誠君の再々質問	25
教育長の答弁	26
休憩・開議	26
○森川武治君の質問	26
1 湯の児温泉の観光振興について	27
2 中小企業対策における水俣市企業支援センターの役割について	28
3 水俣市のごみ問題について	28
4 第八次水俣・芦北地域振興計画について	28
産業建設部長の答弁	28
○森川武治君の再質問	29
産業建設部長の答弁	30
○森川武治君の再々質問	31
産業建設部経済観光戦略課長の答弁	31
○森川武治君の再質問	32
産業建設部経済観光戦略課長の答弁	33
産業建設部長の答弁	33
○森川武治君の再々質問	33
福祉環境部長の答弁	34
○森川武治君の再質問	34
福祉環境部長の答弁	36
○森川武治君の再々質問	37
総務企画部市長公室長の答弁	38
○森川武治君の再質問	39
産業建設部経済観光戦略課長の答弁	40
○森川武治君の再々質問	40
散 会	41

令和7年9月11日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1

説明のため出席した者	4 - 1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○杉本康宏君の質問	3
1 海業について	4
2 農業補助金について	4
産業建設部農林水産課長の答弁	5
○杉本康宏君の再質問	6
産業建設部長の答弁	6
休憩・開議	7
○杉本康宏君の再々質問	7
産業建設部長の答弁	7
○杉本康宏君の再質問	8
産業建設部長の答弁	9
○杉本康宏君の再々質問	10
産業建設部長の答弁	10
休憩・開議	11
○桑原一知君の質問	11
1 スポーツDXによるまちづくりについて	11
2 旧水俣市立水俣第三中学校と旧水俣市立久木野中学校の活用について	11
産業建設部長の答弁	12
○桑原一知君の再質問	13
産業建設部長の答弁	14
○桑原一知君の再々質問	15
産業建設部長の答弁	15
教育委員会事務局教育課長の答弁	16
○桑原一知君の再質問	16
教育長の答弁	17
産業建設部長の答弁	18
総務企画部長の答弁	18

○桑原一知君の再々質問	4 - 19
教育長の答弁	19
休憩・開議	20
○高岡朱美君の質問	20
1 防衛力強化が住民に与える不安と自治体の役割について	20
総務企画部危機管理監の答弁	21
○高岡朱美君の再質問	22
総務企画部危機管理監の答弁	24
○高岡朱美君の再々質問	24
市長の答弁	25
休憩・開議	25
質 疑	25
日程第2 議第65号 専決処分の報告及び承認について	
専第8号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	25
日程第3 議第66号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
日程第4 議第67号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
日程第5 議第68号 水俣市旅費支給条例の制定について	26
日程第6 議第69号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	26
日程第7 議第70号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	26
日程第8 議第71号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	26
日程第9 議第72号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	26
日程第10 議第73号 令和7年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	27
日程第11 議第74号 令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	27
日程第12 議第75号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	27
日程第13 議第76号 令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	27
日程第14 議第77号 工事請負契約の締結について	28
日程第15 議第78号 市道の路線廃止について	28
日程第16 議第79号 市道の路線認定について	28
議案上程	28

日程第17 議第80号 令和6年度水俣市一般会計決算認定について	4 - 28
日程第18 議第81号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	28
日程第19 議第82号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	28
日程第20 議第83号 令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	28
市長の提案理由説明	28
休憩・開議	29
質 疑	30
委員会付託	30
日程第21 特別委員会の設置について	30
休憩・開議	31
正副委員長互選結果の報告	31
散 会	31

令和7年9月18日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第65号専決処分の報告及び承認についてから日程第16 陳第7号「長射程ミサイル」及びオスプレイ九州配備等について国に市民説明会を行うことを求める意見書提出についての陳情についてまで16件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	8
○議会改革特別委員長の報告	10
委員会審査報告書	11
委員長報告に対する質疑	13
討 論	13
○平岡朱君の賛成討論（陳第4号）	13
○小路貴紀君の反対討論（陳第4号）	14

○藤本壽子君の賛成討論（陳第4号）	5—15
○杉迫一樹君の賛成討論（陳第7号）	16
○桑原一知君の反対討論（陳第7号）	16
○藤本壽子君の賛成討論（陳第7号）	17
採 決	18
日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	20
閉会中継続審査・調査申出書	21
日程第18 議員派遣について	23
採 決	23
○松本和幸君の発言	23
閉 会	24

令和7年8月29日

令和7年9月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明

# 令和7年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和7年8月29日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和7年8月29日午前10時1分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和7年9月18日午前11時4分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

令和7年8月29日（金曜日）

午前10時1分 開会

午前10時20分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志 君）	主 幹（小路 幹雄 君）
主 任（森 ちひろ 君）	主 査（藤井 美樹 君）

（説明のため出席した者） 11人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（梅下 俊克 君）	福祉環境部長（今別府 隆宏 君）
産業建設部長（柿本 英行 君）	教 育 長（蓑田 誠一 君）
上下水道局長（永田 久美子 君）	総合医療センター事務局総務課長（竹下 昭博 君）
総務企画部市長公室長（白本 亮 君）	総務企画部総務課長（赤司 和弘 君）
総務企画部財政課長（中村 優志 君）	

○議事日程 第1号

令和7年8月29日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

第4 議第66号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第67号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第68号 水俣市旅費支給条例の制定について

第7 議第69号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

第8 議第70号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第9 議第71号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第10 議第72号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第11 議第73号 令和7年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

第12 議第74号 令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

第13 議第75号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

第14 議第76号 令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

第15 議第77号 工事請負契約の締結について

第16 議第78号 市道の路線廃止について

第17 議第79号 市道の路線認定について

---

令和7年9月第3回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第2号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について	水俣市洗切町4番地20号 徳永 極		厚生文教
陳第3号	水俣市政治倫理審査会「調査結果」を受けて政治倫理調査特別委員会設置を求める陳情について	水俣市浦上町3-93 中山 徹 外1人		議会改革

陳第4号	水俣病の早期解決を国へ要望する意見書提出を求める陳情について	水俣市桜井町2-2-20 水俣病不知火患者会 会長 岩崎 明男		厚生文教
陳第5号	水俣市政治倫理審査会の調査及び結果報告で指摘のあった疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明らかにしていただくよう求める陳情について	水俣市深川1456 新生みなまた 代表 谷口 明弘		議会改革
陳第6号	水俣市役所新庁舎建設工事に係る松本市議会議員の政治倫理行為に関する調査・しかるべき処遇を求める陳情について	水俣市栄町2丁目2番23号 橋本 哲次		議会改革
陳第7号	「長射程ミサイル」及びオスプレイ九州配備等について国に市民説明会を行うことを求める意見書提出についての陳情について	水俣市平町1丁目3-3 みなまた九条の会 共同代表 加藤 タケ子		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 8月の豪雨災害犠牲者に対する黙祷

○議長（岩村龍男君） おはようございます。

開会に先立ちまして、本年8月10日前後の豪雨災害では、熊本県内、近隣の自治体をはじめ多くの地域が甚大な被害に見舞われました。

ここに、犠牲となられた方々に哀悼の意を表し、黙祷を行いたいと思います。

皆様、御起立願います。

黙祷。

（起立・黙祷）

○議長（岩村龍男君） 黙祷を終わります。

開会

午前10時1分 開会

○議長（岩村龍男君） ただいまから令和7年第3回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（岩村龍男君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日までに受理した陳情6件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、各委員会に付託します。

次に、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告1件及び地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分の報告2件がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、関係法令に基づき送付を受けました報告書類は、事務局に備え付けてありますので、御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、梅下総務企画部長、今別府福祉環境部長、柿本産業建設部長、白本市長公室長、赤司総務課長、中村財政課長、蓑田教育長、永田上下水道局長、竹下総合医療センター事務部総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、杉本康宏議員、真野頼隆議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（岩村龍男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

---

### 令和7年9月第3回定例会（8月29日招集）会期日程表

（会期 8月29日から9月18日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月29日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	30日	土			市の休日
3	31日	日			市の休日
4	9月1日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）

5	2日	火			議案調査
6	3日	水			議案調査
7	4日	木		休 会	議案調査
8	5日	金			議案調査
9	6日	土			市の休日
10	7日	日			市の休日
11	8日	月			議案調査
12	9日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	————	委員会	委員会
16	13日	土			市の休日
17	14日	日		休 会	市の休日
18	15日	月			国民の休日（敬老の日）
19	16日	火	————	委員会	委員会（予備）
20	17日	水		休 会	議事整理日
21	18日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議第66号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第67号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第6 議第68号 水俣市旅費支給条例の制定について
- 日程第7 議第69号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第70号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第71号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第72号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第73号 令和7年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第74号 令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 日程第13 議第75号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 日程第14 議第76号 令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 日程第15 議第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議第78号 市道の路線廃止について
- 日程第17 議第79号 市道の路線認定について

○議長（岩村龍男君） 日程第3、議第65号専決処分の報告及び承認についてから、日程第17、議第79号市道の路線認定についてまで、15件を一括して議題とします。

---

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第65号専決処分の報告及び承認について、専第8号令和7年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、法人市民税の還付のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,251万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ159億9,745万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に還付金及び還付加算金を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第19款繰越金をもって調製いたしております。

次に、議第66号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するた

め、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第67号水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、育児・介護休業法の一部改正等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第68号水俣市旅費支給条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、旅行商品や販売方法の多様化等、旅費制度を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、本市の旅費の支給水準の見直し及び事務負担の軽減を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第69号令和7年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,825万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ161億4,571万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、「選ばれる水俣」推進事業、第3款民生費に、令和7年度定額減税不足額給付金事業、子育て世帯応援商品券給付事業、第4款衛生費に、住民健康管理システム経費、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第5款農林水産業費に、くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業、第7款土木費に、耐震改修促進事業、第8款消防費に、防災行政無線管理運用事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調製いたしております。

このほか、債務負担行為の補正として、体育施設管理委託料の追加を計上いたしております。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第70号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ126万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ33億6,964万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修委託料を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款国庫支出金をもって調製いたしております。

次に、議第71号令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ118万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,770万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修委託料を計上いたしております。

この財源といたしましては、第6款国庫支出金をもって調製いたしております。

次に、議第72号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,080万7,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億826万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等返還金等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第8款繰越金をもって調製いたしております。

次に、議第73号令和7年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和7年度水俣市病院事業会計予算第4条に定める資本的支出の額を7,625万3,000円増額し、補正後の資本的支出の額を9億6,856万9,000円とするものであります。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

補正の内容といたしましては、資本的支出において、東館病棟改修工事に伴う建設改良費の増額を行っております。

次に、議第74号令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

なお、金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、事業収益4億5,675万円、事業費3億9,361万円で、差引き6,314万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は4,120万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入1億671万円、資本的支出3億1,714万円となり、差引き不足額2億1,043万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,191万円、建設改良積立金1億円、過年度分損益勘定留保資金2,135万円、当年度分損益勘定留保資金6,717万円で補填いたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高1億4,120万円につきましては、一般会計に44万円を納付、資本金に1億円を組み入れる処分を行い、処分後残高4,076万円を繰越利益剰余金といたします。

次に、議第75号令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

なお、金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、事業収益 8 億6,677万円、事業費 8 億5,176万円  
で、差引き1,501万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は1,088万  
円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入 1 億9,049万円、資本的支出 4 億6,293  
万円となり、差引き不足額 2 億7,244万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額  
413万円、過年度分損益勘定留保資金4,478万円及び当年度分損益勘定留保資金 2 億2,353万円で補  
填いたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高2,093万円につきましては、一般会計に1,005万円を納  
付する処分を行い、処分後残高1,088万円を繰越利益剰余金といたします。

次に、議第76号令和 6 年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入70億8,563万円、収益的支出76億616万  
円となり、差引き 5 億2,053万円の損失となります。

消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純損失は 5 億4,648万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入 6 億2,902万円、資本的支出10億9,601  
万円となり、差引き不足額 4 億6,699万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額2,595万円、減  
債積立金 4 億4,104万円で補填いたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高16億5,291万円につきましては、減債積立金に 3 億  
7,719万円を積み立てる処分を行います。

次に、議第77号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、道路局所管補助事業幸橋下部工新設工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決  
に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案のように提案す  
るものであります。

令和 7 年 7 月10日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額 2 億8,204万円で坂口・永吉特定  
建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

次に、議第78号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、牧ノ内市営住宅の建て替えにより、敷地内の市道路線の形状が変わったことで、終点  
の位置が変更になるため廃止を行うものです。

市道路線の廃止を行うに当たっては、道路法第10条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を経る  
必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に議第79号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、先ほど、説明しました「牧ノ内団地線」が廃止されることにより、新たな路線を市道とするため、「牧ノ内8号線」として市道認定を行うものであります。

市道路線の認定を行うに当たっては、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

以上、本市議会に提案いたしました、議第65号から議第79号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明は終わりました。

次に、松本和幸市議会議員の行為が水俣市政治倫理条例違反に該当する疑いがあるとして、水俣市政治倫理審査会の調査請求書が出され、本年7月に同審査会の調査報告を受けました。

この件に関し、松本和幸議員から発言の申出がありますので、これを許します。

なお、発言の際、個人名、企業名などは、個人情報保護法の観点から、十分注意、配慮くださるようお願いいたします。

また、政治倫理審査会の調査報告書の内容から逸脱されないよう、十分注意して発言を頂きますようお願いいたします。

それでは、松本和幸議員。

（松本和幸君登壇）

○松本和幸君 水俣市政治倫理条例違反に該当するのではないかと。水俣市議会の調査を求める陳情、令和6年11月1日、この件について、議会、高岡市長をはじめ、多くの皆様に御迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

また、政治倫理審査会を設置していただいた高岡市長には、重ねておわびを申し上げます。

市議会に関する令和6年11月1日における陳情書の取扱いについては、個人情報保護制度の実施機関である議会において、改めて検証すべき事項である。議員に配付の時期や公文書としての取扱いなど、今回の陳情の取扱いが適正であったか否かは、会議規則並びに水俣市議会の個人情報保護に関する条例等に照らして、議会において判断されるべきものであると考え、この件については、12月議会で説明をしております。

市議が市議会議員の地位を利用しての金品授受については、明確な決定的な証拠となるものがなく、確証には至らなかったとの結果になり、私自身の身の潔白が証明されました。

この件では、市民の皆様から多くの励ましを頂き、心から感謝申し上げます。

信頼回復ができるよう努めてまいりますとともに、市政発展のために最善を尽くしてまいりますので、今後とも変わらぬ御支援を賜りますようお願いを申し上げ、私の報告とさせていただきます。

○議長（岩村龍男君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明30日から9月8日までは、議案調査のため休会します。

次の本会議は、9月9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、9月9日の会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は9月1日正午まで、議案質疑の通告は9月9日正午まで、それぞれ御通告願います。

それでは、本日はこれで散会します。

午前10時20分 散会

令和7年9月9日

令和7年9月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

# 令和7年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月9日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時9分 散会

（出席議員） 15人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君	松 本 和 幸 君

（欠席議員） 1人

牧 下 恭 之 君

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡本 広志 君）	主 幹（小路 幹雄 君）
主 任（森 ちひろ 君）	主 査（藤井 美樹 君）

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（梅下 俊克 君）	福祉環境部長（今別府 隆宏 君）
産業建設部長（柿本 英行 君）	教 育 長（藁田 誠一 君）
病院事業管理者（坂本 不出夫 君）	上下水道局長（永田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹下 昭博 君）	総務企画部市長公室長（白本 亮 君）
総務企画部総務課長 兼選挙管理委員会事務局長（赤司 和弘 君）	総務企画部財政課長（中村 優志 君）
産業建設部スポーツ推進課長（丸山 健一 君）	教育委員会事務局教育課長（設楽 聡 君）

○議事日程 第2号

令和7年9月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 1 小路貴紀君 | 1 市政運営の実績と成果について              |
|         | 2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について     |
| 2 田口憲雄君 | 1 水俣の未来に向けたグランドデザインについて       |
|         | (1) 顕在、潜在的視点に立った街づくりについて      |
|         | (2) 都市計画に関する近隣自治体の情報収集について    |
|         | (3) 土地利用及び土地確保について            |
|         | (4) 第八次水俣・芦北地域振興計画について        |
|         | 2 安心安全な地域医療の提供について            |
|         | (1) 総合医療センターにおける持続可能な医療提供について |
|         | (2) 地域医療体制について                |
| 3 杉迫一樹君 | 1 スポーツキッズサポーター基金について          |
|         | 2 パラスポーツ振興について                |
|         | 3 競り舟・ドラゴンボートについて             |
| 4 平岡朱君  | 1 投票率向上のための取組について             |
|         | 2 水俣市文化財保存活用地域計画について          |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

牧下恭之議員から、葬儀等のため、本日9月9日、10日、11日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、お知らせします。

次に、監査委員から、関係法令に基づき送付を受けました報告書類は、事務局に備え付けてありますから、御閲覧願います。

次に、教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について提出があり、事務局に備え付けてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、丸山スポーツ推進課長、設楽教育課長、赤司選挙管理委員会事務局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 おはようございます。真志会の小路貴紀です。

依然として、私たちの日常生活を脅かす自然災害による被害が後を絶ちません。お亡くなりになられた方へのお悔やみと被災された方々へ心よりお見舞いを申し上げます。

8月10日からの大雨は熊本市中心部を襲い、アーケード街を含め、広い範囲で浸水被害を引き起こしました。実は、競り舟大会で交流した選手からSNSを通じて「水俣市は大丈夫でしたか」と、お気遣いのメールがありました。東日本大震災が発災した直後、台湾からは、緊急援助隊の派遣のみならず、多くの支援物資と義援金が即座に届いた話はあまりにも有名です。こういった親切さが、台湾の国民性であるからこそ、今後本市との関係性が友好的かつ発展的に進んでいくことを大いに期待しているところです。

今週末、そして来週末の2週にわたって、第80回熊本県民体育祭が開催されます。本市からは17種目に290名の選手及び役員が参加します。多くの市職員も参加しますが、市議会からも陸上競技に真野議員、ソフトボール競技に私が、役員ではなく選手として出場します。年齢や体型などの見た目は関係ございません。力いっぱい頑張ってきます。

この体育祭も、会場を自治体持ち回りで開催するのは今年限りで、来年からは、各種目競技の県協会・団体を中心に、県内のどこかで日程もそれぞれに開催することが決定しております。80回を数える歴史ある体育祭も転換期を迎えますが、これを逆手に取れば、毎年県民体育祭の何がしかの種目競技の開催を本市に誘致することも可能になるかもしれません。スポーツ推進課やスポーツコミッションみなまた、スポーツ協会を中心とした種目協会との関係をより密にして情報を共有し合って、充実したスポーツ施設を有効に活用すべく関係者への働きかけを積極的に行い、交流人口をさらに増やす絶好の機会にしてほしいと思います。

それでは、以下、通告に従い質問に入ります。

1、市政運営の実績と成果について。

高岡市政の2期目終盤を迎えるに当たり、過去質問してきた内容を踏まえ、幾つかの分野における事業の実績及び成果について質問します。

①、経済産業分野に関して、コロナ禍や物価高への対応を目的に、各方面に対してどのような支援を行ってきたか、お尋ねします。

②、スポーツ及び観光分野に関して、「4つのビジョン」を大きな柱として取り組まれてきたが、どのような成果に結びついているか、お尋ねします。

③、子ども子育て分野に関して、若い世代である子育て世帯や若年層への支援は、どのような取組を行ってきたか、お尋ねします。

④、財政健全化に関して、財政再建を目指した2期目だったと思うが、どのような取組を行い、その結果、どのような成果を上げることができたか、お尋ねします。

2、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について。

本交付金を活用して、これまで数多くの事業が行われてきた中、既に実施された事業及び新たに計画されている事業について質問します。

①、省エネ家電製品買換え促進補助金交付事業について、どのような成果であったか、お尋ねします。

②、令和7年度一般会計補正予算（第4号）で上程されている子育て世帯応援商品券給付事業に関して、事業の目的や内容、スケジュール等はどうなっているか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、市政運営の実績と成果について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 初めに、市政運営の実績と成果について、順次、お答えします。

まず、経済産業分野に関して、コロナ禍や物価高騰への対応を目的に、各方面に対してどのような支援を行ってきたか、との御質問にお答えします。

私の市長就任2期目は、まさにコロナ禍の中で始まり、今なお続く物価高騰と併せ、混乱と不安が続く社会情勢の中でスタートを切りました。

そのような状況の中、私は、市民生活や企業の経済活動を守ることを第一に据え、産業、福祉、医療、教育をはじめ、様々な分野において、国や県の交付金を最大限活用し、令和2年度から令和6年度の期間において、コロナ対応と物価高騰対応として100を超える事業を進めてまいりました。

その中で、経済産業分野に関しては、感染症拡大による休業や時間短縮営業・業務縮小または売上げが減少した事業者に対する市独自の支援金制度の実施をはじめとし、従業員の雇用継続を支援する補助金、店舗家賃の補助金、感染防止対策を実施した店舗への補助金、融資に係る3年以内の利子を全額保証する利子補給金、売上げ回復や顧客の呼び戻し及び新規獲得を図るプレミアムつき商品券の販売及びキャッシュレス決済利用時のポイント付与サービス等、20を超える多角的な支援を行ってまいりました。

観光業に対しても、市内観光業者がコロナ禍で深刻な打撃を受ける中、令和2年度から令和4年度にかけて、市内ホテルや旅館に泊まる人に対し、宿泊料金を最大で8割引きする等の需要喚起となる支援策を実施し、同時に市内飲食店関係で使用できる3,000円分のクーポン券を配布し、延べ約3万4,000人がその適用を受け、飲食事業者や交通事業者においても消費の下支えとなる施策を実行いたしました。

農林水産業においては、事業者に対する支援金の交付や、複数回にわたり高騰した燃油代や資材代、家畜飼料代への助成を行うなど、経営維持に向けた施策を実行してきたところです。

これらにより、コロナ禍の長期化や物価高騰による影響を受けた市内事業者の顧客確保、経営の維持、雇用の安定化等を支援し、経済安定化に寄与できたと考えているところです。

それ以外にも、冒頭申し上げましたとおり、厳しい社会情勢の中で、市民生活を守るため、緊急的な施策を次々と実行してまいりました。

コロナが猛威を振るう中、最前線で感染者の対応に当たってきた医療従事者に向けた給付金をはじめとし、独り親家庭や低所得者世帯、水俣を離れて生活していた大学生や専門学生への給付金による生活支援なども実施してまいりました。

物価高騰対応として、光熱費が高騰する中、LPガス使用世帯をはじめ、保育所や認定こども園、高齢者施設への支援として、光熱費の補助を行いながら、食材費の高騰に対しては、保育所などにおける副食費や小中学校の給食費について、増嵩部分の費用の補填を行うなど、子育て世帯に新たな負担が生じないように、支援事業を実施してきたところです。

家庭のエネルギー負担の軽減を目指し、実施に踏み切った、3度にわたる省エネ家電の買換え補助金の活用件数は、1,387件にも上る結果となりました。

100を超える事業の一部ではありますが、このように、経済産業分野に限らず、市民生活の維持に向けた施策を継続的に行ってまいりました。

今なお厳しい社会情勢が続く中ではありますが、水俣市として、今後も市民の皆様が安心して水俣で生活していただけるよう取組を進めてまいります。

次に、スポーツ及び観光分野に関して、「4つのビジョン」を大きな柱として取り組まれてきたが、どのような成果に結びついているか、との御質問にお答えします。

まず、スポーツ分野に関しましては、「世界へつながる水俣」の実現に向け、令和7年7月に開催した第50回記念みなまた競り舟大会に、台湾から男女2チームを招待いたしました。10月には、台湾でのドラゴンボートレースに本市からも男女2チームが参加する予定であり、これまで20年近く途絶えていた台湾チームとの交流を復活させたことにより、他のスポーツの交流を含め、台湾とのさらなる連携の足がかりとなりました。

また、「活力生まれる水俣」推進事業といたしましては、「スポーツコミッションみなまた」の活動として、エコパーク水俣に日本男子ソフトボールリーグなど全国大会規模の新たな大会を誘致することができ、大会等の受入件数は、令和6年度が37件で、令和4年度の1.5倍、大会等参加者数に至っては、延べ1万1,853人で、令和4年度の3倍以上となっており、宿泊者数も倍増しております。

さらに令和5年度に総合体育館大アリーナの空調設備を、令和6年度には小アリーナにも空調設備を整備いたしました。これらにより、合宿や大会等が大幅に増えており、これまで誘致することができなかった大規模な大会の誘致も可能となりました。

令和6年度には水俣市競り舟協会との共催により、エコパーク水俣特設コースにおいて、国内の強豪チームなど40チームが参加したパドルフェスティバルを開催するなど、エコパーク水俣や総合体育館などの充実したスポーツ施設を活用して、交流人口の拡大や地域経済の活性化につなげることができました。

このほか、子供たちのスポーツ活動を地域全体で支えるためのスポーツキッズサポーター基金を活用したトップアスリート誘致事業や日本体育大学への派遣事業、さらには、水俣市スポーツ協会等の協力のもと、大幅な見直しにより開催したスポーツフェスタが大盛況となるなど、スポーツによる地域活性化を図ることができました。

次に、観光分野におきましても様々な施策を実施してまいりました。

「活力生まれる水俣」推進事業として、令和4年に全面リニューアルした道の駅みなまたの魅力をさらに向上させるために、市内の特産品をはじめ、ほかにはないこだわりの農水産物の品揃えを充実させる取組を実施し、併設するカフェでは、和紅茶やスイーツの看板メニューを常にブラッシュアップするなど、魅力ある店舗づくりを進めています。同時に、隣にある木のおもちゃ館きららも、建物の外観を改修し、おもちゃのアイテム数を増やすなど、季節を問わず、親子連れで利用しやすい施設としたことで、市内外から多くの方にお越しいただいております。こちらの道の駅みなまたは、リニューアル前に比べて利用者と売上げが倍増し、売上げの多くを地元事業者へ還元することができております。

道の駅みなまたの企画事業と連携して開催する春と秋のローズフェスタは、令和6年はこれまでで最高となる約10万6,000人の来場があり、水俣のバラ園は、市内外のたくさんの方から愛さ

れるようになりました。私自身も令和7年7月に九州・沖縄道の駅連絡協議会の会長を拝命しており、令和8年度には、道の駅の総会を本市で開催することが決定いたしました。さらに全国道の駅連絡協議会の理事へ就任することとなりましたので、全国1,230の道の駅の駅長を通じて、水俣を存分にPRする所存です。

また、令和4年に、湯の児・湯の鶴の両温泉地が、温泉利用の効果が十分に期待され、かつ健全な保養地として活用される温泉地として評価され、国から「国民保養温泉地」に指定されました。このことを生かし、温泉の泉質や効能に特化した本市独自のパンフレットを作成し、広く全国の温泉ファンに発信しておりますが、令和6年には全国からの投票で決定する温泉総選挙において、湯の鶴温泉が「九州・沖縄エリア秘湯・名湯部門」で第1位、湯の児温泉が「九州・沖縄エリア美肌部門」で第4位となり、水俣の温泉の魅力が全国に認知される結果を得ることができました。

次に、「世界につながる水俣」推進事業として、令和5年には、台湾で大人気の旅番組の撮影を本市に誘致することに成功し、台湾で著名なタレント3名が、湯の児のマリンアクティビティーや道の駅のバラ園などを旅の中で楽しむ様子が、香港、マカオ、シンガポールなど5か国で放映され、大変好評だったと伺っております。

台湾現地でのPRイベントにも参加し、延べ1万6,870人に水俣の楽しさを伝えるとともに、滞在時間の延長と消費額の向上を目指した体験コンテンツを6件造成いたしましたので、インバウンドの長期休暇等の宿泊予約につなげることができました。

市内観光事業者のインバウンド受入体制を強化するため、食文化に特化したビーガンセミナーを開催し、15の施設で知識・技術を共有するというも行っております。

ほかにも、念願であった江口寿史先生の水俣市観光大使就任を令和3年度に実現し、令和5年度には道の駅みなまたでサイン会も開催し、県内外から多くのファンが来場するなど、本市の観光PRに多大なる御尽力を頂いております。

これら観光分野の取組によって、新たな観光需要を取り込んで交流人口を増加させ、地域経済の活性化を図ることができました。

次に、子ども子育て分野に関して、若い世代である子育て世帯や若年層への支援は、どのような取組を行ってきたか、との御質問にお答えします。

子ども子育て分野に関しては、若い世代である子育て世帯や若年層への支援を強化するため、様々な取組を行ってまいりました。

まず、こども家庭センターの設置・運営により、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制を整備し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援を提供しています。これにより子供や子育て世帯が安心して相談できる体制を確立いたしました。

次に、学校給食費補助事業では、小中学校の給食費への補助を行い、子育て世帯の経済的負担軽減を図っています。さらに、令和7年度からは補助を拡充し、毎月の助成額を1,000円から1,500円に引き上げるとともに、第2子の給食費を半額、第3子以降は無償化することで、多子世帯への一層の支援を実現しております。

また、こども医療費無償化の対象年齢を高校3年生まで拡充し、子育て世帯の負担軽減を図り、現在も継続をしております。

若年層の支援については、令和7年度より39歳以下の方を対象に「若年層住宅取得応援奨励金」を導入し、市内に住宅を新築または取得された方に対し、最大100万円の奨励金を交付しており、8月末現在で9件の申請があるなど、若年層の住環境整備と定住促進に一定の効果を上げております。

今後も、子育て世帯の負担軽減や若年層の支援に取り組んでまいります。

次に、財政健全化に関して、財政再建を目指した2期目であったと思うが、どのような取組を行い、その結果、どのような成果を上げることができたか、との御質問にお答えします。

平成30年2月に、私が市長に就任した当時の財政状況は、平成23年度以降、実質単年度収支の赤字を計上し続け、市の貯金ともいえる財政調整基金も底をつきかねない、非常に逼迫した状況にありました。

この状況を打開すべく、令和3年度当初予算を財政健全化へと方向転換する第1年目の予算と位置づけ、財政再建のための取組を始めました。

主な取組といたしましては、必要性の乏しくなった事業の廃止を含め、全事業の見直しを行うとともに、予算の概算要求に当たり、義務的経費などの削減できない経費を除き、前年度より一定率を減じた額を要求限度額とするマイナスシーリングを設定し、歳出予算の削減を図りました。

2期目となる令和4年度から令和7年度までの当初予算編成においても、シーリングの設定を継続し、さらに令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間として「水俣市中期財政計画」を策定し、計画的な財政運営に取り組んでいるところです。

このような取組の結果、財政調整基金の残高は、令和元年度末時点で約5億5,000万円まで減少していましたが、令和5年度決算において約22億円となり、適正とされる水準まで回復することができました。

また、令和3年度まで上昇し続けていた市債残高は約196億円に達していましたが、令和4年度に続き、令和5年度も減少に転じ、2年間で約22億円の減額となり、将来的な負担の軽減に寄与することができたものと考えております。

財政再建の取組に当たっては、職員にも大きな負担をかけたと思いますが、全員が同じ方向を

向いて取り組んだおかげで、このような成果を出すことができ、感謝をしております。

今後も、効果的な取組の継続により、健全な市政運営の持続化を図ってまいります。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 質問の時間が限られている中で、市政運営の全ての分野に関してお尋ねすることは困難と理解しつつ、私なりに4つの分野にまとめた次第ですが、にもかかわらず、これほどの事業が行われ、実績を積み上げてこられたことが、改めて整理できました。

市長をはじめ、執行部と職員の皆さんが一緒になって、汗をかいてこられた取組、そして成果に対して素直に敬意を表します。

市民にとっては、コロナ禍や物価高、財政健全化に向けたマイナスシーリング等の対応は、一時的には厳しく苦しい部分を受け入れざるを得なかったと思います。

でも、総体的には、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」を目指した取組であり、後から振り返ったときに、その礎になっていたと気づくこともあるかもしれません。

市民が多く利用する市民手続に関しても、マイナンバーの導入を機に、DX化の取組が徐々に進み、ペーパーのみの情報伝達から個人が所有するスマートフォンを通じた情報伝達と、市民手続までも可能になっています。

市民生活の利便性向上の一助として成果を上げており、そう遠くない時期には、DXをもとに、庁内業務がコントロールされ、市民生活もより一層その恩恵にあずかる時代を迎えるでしょう。

学校給食の補助事業については、高岡市長の1期目就任に際して、公約の目玉の一つとして、任期中に実行されました。

そして第2弾として、本年度からさらにブラッシュアップした事業となっています。

先日開催されましたみなまた未来ラボにおいて、市内中高生が4つのテーマに沿って学んだ内容が、ポスター掲示されており、桑原議員と一緒に友人がいない者同士で拝見しました。

その中に、給食費無償化に関する記載があり、親や家計の負担軽減になって助かる等、親を思う中高生らしい意見があると思いきや、財源の確保と給食の質の低下を懸念する指摘がなされていました。

確かに、財源確保の措置は当然であり、今のような物価高騰の際は即座に財源措置が行われなければ、安価な材料を調達しなければならず、材料の質の低下につながるかもしれませんし、メニューを1品削れば質の低下に直結します。

議会でも給食費の無償化を求める意見がありますが、日々給食を食べている生徒の視野の広さと思考の深さに、ただただ感嘆するしかありませんでした。

さて、市政運営上、全てが万事順調ということは、ほぼあり得ませんので、実績と成果に対し

て課題も見えているかと思えます。

単に課題イコール何もしていないという意味ではなく、時間や財源等の制約から、残念ながらやりたくてもできなかった、取り組んできたものの、引き続きやらなくてはならない、と言ったほうが分かりやすいかと思えます。

そこでまず質問します。

市民の生活向上や活力のある水俣の実現を目指すために、目下市政運営の中で成し遂げなくてはならないと考えていることは何か、お尋ねします。

スポーツ及び観光分野に関して、整備された道の駅やバラ園、スポーツ関係の利用をはじめ、エコパーク水俣は年間53万人が訪れる施設に成長し、今後ますます入込客が増えることが期待されています。

特に、スポーツ関係においては、宿泊施設の不足から、合宿や大きな大会の関係者の宿泊が、市外に流出している状況が続いています。

この点については、以前から問題意識を持って一般質問に取り上げてきており、直近では、市内民間企業同士の連携で、新たな宿泊施設の整備が進められることとなり、歓迎しているところです。

私は、本市のスポーツ協会と競り舟協会のお手伝いをしていますが、ソフトボールでは、全九州高校男子と、先ほどの答弁にもありました来月開催されます国内における男子のトップリーグ戦については、県協会や関係者の協力により水俣開催が定着してきました。

来年3月には、JOCジュニアオリンピックカップ都道府県対抗中学生男子の大会が、市協会とスポーツ推進課内にあるスポーツコミッションみなまとの連携で誘致が実現、3年間の継続開催が決定しております。

また、競り舟協会においては、昨年初めてパドルフェスティバルの開催にこぎ着け、こちらも来月に2回目が開催されます。さきの第50回記念競り舟大会における台湾チーム招待の対応については、協会の若手メンバーが大変尽力してくれました。

そういった大きな大会やイベントの宿泊に関して、湯の児、湯の鶴温泉の旅館や市内ホテルを活用してもらうことは当然であり、新たな宿泊施設が市内宿泊者のパイを奪い合っては意味がないと、以前は思っていました。

しかしながら、現状を整理すると、第1に、スポーツ関係の大きな大会は数か月前から数年前には決定する。第2に、市内の旅館やホテルの宿泊部屋数を事前に確保して、その後キャンセルが発生しないか。第3に、スポーツ関係者の宿泊を優先することで、観光客向けの宿泊をお断りする調整をしなければならない。これらは市内宿泊業者にとってはリスクになります。第4に、遠方から旅費をかけて来訪する方々にとっては、宿泊費はできるだけ抑えたい志向が高まってい

る。第5に、宿泊費を抑えたいニーズに対して、市内宿泊業者が料金面で応えるには限界がある。これらは、市内宿泊業者と宿泊利用者間のギャップになっています。もはや現状の市内の宿泊施設だけで、このリスクとギャップを克服していくことは困難な状況です。

ここからは私なりの具体的な提案になりますが、自治会の公民館を簡易宿泊所のような施設として利活用できないか、ということです。

もちろん課題はあります。法令対応や地域避難所の運営に支障がないか等、考えられる点があります。公民館を宿泊で利用するタイミングと、台風や大雨による地域避難所の開設が重複した場合、民間の宿泊予定者が宿泊難民になってはいけませんので、そのときは市民と同様に、総合体育館等で受け入れるバックアップ体制を整えておけば、課題はクリアできますし、自治会も前向きに検討しやすいと思います。公民館で宿泊を可能にすることで、自治会にも一定額の収入が期待できます。頑張る自治会を応援することで、新たな宿泊場所を確保するという取組につながることを切望します。

そこで質問します。

スポーツ関係での入込客に対する宿泊施設不足が慢性化しています。自治会の協力のもと、公民館を簡易的な宿泊所として利活用できるよう、既成概念にとらわれない斬新的かつ具体的な検討が必要と思います。水俣市全体で宿泊者を迎え入れる取組が急務と考えますが、市の見解をお尋ねします。

財政健全化に関して、財政調整基金残高の回復と市債残高の減少の成果を出すことができたのは、職員の力が大きかったとのことでした。

水俣市中期財政計画第2回ローリングを見ますと、経常収支比率の推移が掲載されています。平成26年度以降上昇し続け、平成30年度及び令和元年度に100%を超過するに至ったところから、令和3年度には85.3%まで大きく改善し、令和5年度までの過去10年間で低い水準になっていることがうかがえるように、様々な指標からも財政健全化の成果が見てとれます。

また、ふるさと納税は、高岡市長が就任当初で直接の関わりが少なかった平成30年度末は、年間5,000万円強の寄附額であったものが、直近では少しでこぼこはあるものの、年間約2億円前後で推移しています。

ふるさと納税の取扱いサイトの多元化、仲介代理店の見直し、返礼品事業者の事務手続簡素化、職員のフォロー等の相乗効果であろうと思います。

取組がスタートしてから日の浅い企業版ふるさと納税の実績も徐々に増え、ふるさと納税による安定的な財源確保も財政健全化に寄与していると捉えることができます。

今後も効果的な取組の継続により、健全な財政運営の持続化を図っていくとのことでしたが、そこで質問します。

持ち直した財政調整基金は、必要あらば本市の活性化を図るため、積極的に投資することで、お金が回りながら経済的に成長する社会の実現が求められると考えます。今後の基金の見通しについて、お尋ねします。

以上、3点です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） はい。小路議員の2回目の御質問にお答えをいたします。3点ございました。

まず1点目が、活力ある水俣の実現を目指す中で、今後市政運営で成し遂げなければならないと考えているものは何か、という御質問でございました。

幅広い年代をターゲットにした道の駅みなまたの再整備やスポーツコミッションによる大型大会の誘致などを土台として、さきに述べましたとおり、スポーツを核とした取組は、市内への人の呼び込みに大きな成果を上げてきました。

これに呼応して、マクドナルドの進出やドラッグストアの立地、民間企業による宿泊施設の整備など、市内での民間投資も進みつつあります。

スポーツと観光が一体となって経済効果を生み出すための取組は、次の段階へと移ってまいりました。

生み出された人の流れを湯の児・湯の鶴といった観光地、そして飲食店や小売店に呼び込み、より大きな経済効果を確実に波及させていくために、新たな施策をスタートさせる必要がございます。

その中で、さらなる集客効果を生み出すために、これまで県と協議を続けてきたエコパークへのアクセス道路の整備や、雨天時も活用できるエコパーク内の屋根つき施設などの実現もしなければならぬと考えております。

また、インターチェンジアクセス道路や企業誘致と豊かな藻場造成を目指した水俣川河口臨海部の整備など、水俣の可能性を広げる大型事業も着実に進んでおります。市内産業に大きな効果を生み出すこれらの事業をしっかりと最後まで成し遂げなければなりません。

県内に目を向けたとき、TSMCの進出以降、県内で経済面での南北格差が叫ばれる中、水俣市は独自の路線を進んでまいりました。

水俣の子供たちが半導体産業という分野での道を選択できるよう、県に対して、水俣高校に半導体情報科の設置を働きかけ、実現をしてきたところですが、3年後に高校を卒業する生徒たちが、水俣発の人材として半導体産業で活躍できるような下地づくりをしておかなければならないと考えております。

関連して、台湾との連携に向けた取組も一つの節目を迎えます。

今年の3月議会で桑原議員の御質問でもお答えしましたとおり、台中市の行政区との連携協定を近く実現したいと思えます。

今後、スポーツや観光を中心としたアプローチを行い、台湾との交流を通じて、市内経済の活性化に結びつける取組を完遂したいと考えております。

最後に、市民生活の安定と向上に向けた取組については、成し遂げるというよりもたゆまぬ施策展開が必要であると考えております。

依然として物価高騰をはじめ、不安定な社会情勢に左右されながら、市民の皆様は生活をおられます。

その中では、子育て支援などをはじめ、教育環境の整備など市民生活に必要な事業、そして生産年齢人口の確保など、地元企業の経済活動を活性化させる取組が、より一層求められております。

これまで水俣の発展とそこに生活する皆様のイメージしながら、将来に向けて多くの種をまいてまいりました。

この先は、健全財政を維持しつつ、市民の皆様にとって、水俣がこれからも暮らし続けたい場所になるよう、新たな施策の展開が必要であろうと考えているところです。

2点目の、スポーツの宿泊施設の関係で不足が慢性化しているということで、自治会の協力などを頂いて、公民館など宿泊場所として活用できるように、既成概念にとらわれず、宿泊者を迎えることが必要と思うが、市の見解はどうか、という御質問でございます。

現在、スポーツ施設が充実し、利用者から高い評価を頂いているエコパーク水俣や大小アリーナの空調設備を整備し、施設としての魅力が向上した総合体育館において、新たな大会や合宿が増加をしており、九州中から多くのチームが集まるような大会も増加しておりますが、小路議員御指摘のとおり、価格等の条件面で多くの選手や関係者等の宿泊が市外に流出している状況でもございます。

水俣に滞在いただき、経済消費につなげていくためには、市内に宿泊いただくことが重要であると考えており、スポーツ関係者の受入れができる宿泊施設の確保が必須であると考えています。

先ほど申し上げました民間企業による宿泊施設の整備に向けた動きに加えまして、地域の公民館を活用した宿泊の受入れが可能となれば、大会や合宿の受入れを促進するための大きな武器になると考えております。

その上で、地域の公民館であることから、地元自治会のお考えや宿泊受入れに当たり法的な要件等の課題もございますので、十分調査の上、検討を行ってまいります。

3つ目の御質問でございました財政調整基金を、必要であれば、積極的に投資することも必要

ではないかと、今後の基金の見通しはどうなっているか、との御質問でございます。

財政調整基金につきましては、本市財政の健全な運営に資するために設置をしているもので、災害をはじめとした突発的な財政需要に備えるために必要な額を確保しておく必要がございます。

財政再建に着手し始めた令和3年度から令和5年度までは、当該基金を取り崩すことなく決算剰余金を積み立てることで、適正な水準まで回復することができました。

令和6年度におきましては、4つのビジョン等の重要施策の推進等のために5億円を取り崩し、本市の一般会計に充てたところですが、同時に、令和5年度の決算剰余金約6億円を積み立てているため、最終的な残高は令和5年度の水準を維持する見込みです。

今後の基金の見通しにつきましては、基金の本来の設置目的を踏まえ、健全な水準を維持することを前提に、歳入歳出のバランスを見ながら、市民生活に必要な事業を展開できるように運用してまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 財政健全化に関しては、一般質問で幾度となく取り上げられてきました。

その多くは、財政調整基金残高が目減りした悪い状況時に集中しており、改善傾向にあるときはほとんど質問に上がりません。

私は、令和3年3月定例会一般質問で問いました。「喫緊の課題に対応しないまま、問題を顕在化させず、また難しい判断を避けて何もしなければ、結果的に財政調整基金への積立ては可能である。そういった判断を市長はよしとするか。」と。この問いに対して、高岡市長からは、「事業の先送りを続け、何も事業を行わずに財政状況を好転させることはよしとしない。将来の水俣のために、私自身が責任を持って難しい判断を避けることなく、特に遅延することにより人命が損なわれることが懸念される事業は躊躇なく今後も実施していく。」と、悲壮ながらも決意を込めて、答えていただきました。

現在、幸橋の架け替え工事を行っておりますが、市民からは、「災害で流されるまで待っていたほうがいいのでは」と話を伺ったことがあります。一見不謹慎に聞こえますが、激甚等の災害対応で国の支援を受けられれば、本市の持ち出しが少なくて済むこと、本市の財政状況に余裕がないことを知っての言葉でした。幸橋の架け替えは、日常生活の不便さが伴いますが、まさに過去の積み残しであっても、人命が損なわれないためにも躊躇なく判断された工事と受け止めています。

財政調整基金残高の増減だけを見るのではなく、その背景をしっかりと理解することが大事であり、ただ単に残高が増え続けるのも少々問題になる場合もあるでしょう。

今後も健全な運営を図りつつ、時にはリターンを生む投資案件が出てくることを期待するとと

もに、議会からの提案力もより高めなければと強く感じた次第です。

宿泊施設不足への対応については、誤解がないように再度申し上げますが、既存の温泉旅館やホテル等の市内宿泊業者を無視するのではなく、むしろ現状のリスクやギャップを解消するために、別の施策が必要だという提案です。

大学生や社会人仲間で公民館を利用することができれば、ほぼ間違いなく夜の街に繰り出してくれます。そのことが、市内飲食店や小売店への波及に直結するわけですから、宿泊者の市外流出を抑え、市内滞在を新たに創出する、しかも限られた施設を有効に活用する。

公民館にこだわらずとも、以前、桑原議員が提案された葛彩館は、夏場の夜は涼しく、人気の施設になるポテンシャルを感じます。

何もしないまま、大きな大会やイベントの開催が、宿泊施設の不足によって規模縮小や誘客減少の憂き目を見ないよう、それだけは避けたいと強く感じていますので、クリアすべきハードルはありますが、法令対応及び関係者との前向きな協議をぜひともお願いします。

最後になりますが、年が明けると次期市長選を迎えます。市民からは、現市政の継続を望む声があり、私もその一人です。先ほどの答弁において、実現しなければならない、最後まで成し遂げなければならない、取組を完遂したい等の強い思いが伝わってきました。そのためには、高岡市政が継続することで、成果の実現性はより高まると期待するところです。

そこで質問します。

これからも市政運営の実績と成果を求めていくためには、現市政の継続が大事だと考えるのがかか、お尋ねします。以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） はい。小路議員3回目の御質問にお答えいたします。

年が明けると市長選挙を迎えるということで、市民の方からは、現市政の継続を望む声があり、また、小路議員もその一人であるということ、今、頂きました。水俣市がまた市政運営にさらなる実績と成果を生み出すためには、現市政の継続が大事と考えるがどうだ、ということの御質問でございます。

私は、2期8年、市長という職を務めさせていただきました。その間様々な困難や苦労もありましたが、議員の皆様、市民の皆様、そして職員の協力を頂きながら、施策を進めていくことができました。

私が市長という職を担わせていただき、実感をしたことは、現職の市長として言ったことに大きな責任が伴うということです。耳触りのいいことばかりを並べる人もいますけれども、実際にはできないことも多々ある中で、私を含め、同じ立場の首長さんたちも、どうしたら施策の実現を達成できるか、日夜奮闘しておられます。

特に、私の経験上、一つ一つの施策を成し遂げていくためには、人と人とのつながり、それから、今まで培ってきた経験と人脈がいかに重要であるかということをも感じました。

市長になれば何でもできると勘違いをされている方もおられますけれども、日本体育大学をはじめとした様々な協定やスタンフォード大学との連携、台湾との交流など、全ての事業がお互いの信頼関係の中で培われてきた結果であり、それがあって初めて、今後も継続していけるのだと思っております。今まで築いてきたものをしっかりと根づかせ、未来へ発展させていくことが、水俣の将来にとって最も重要なことではないかと考えております。

今、小路議員から、現市政の継続を望む声がある、自分もその一人であるという、大変身に余るとともに重いお言葉を頂きました。これらのことをしっかりと受け止めさせていただき、私自身、熟慮を重ね、適切に判断したいと思っております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、順次、お答えします。

まず、省エネ家電製品買換え促進補助金交付事業について、どのような成果であったか、との御質問にお答えします。

本事業は、令和5年度から本年度にかけて実施したもので、合計で1,387件の補助を行い、予定した補助金予算のほぼ全てを消化いたしました。

これにより、少なくとも年間消費電力量で約28万5,000キロワットアワー、二酸化炭素排出量にして約100トンの削減につながったと推計しております。この削減量は、一般的な世帯の約68世帯分に相当します。

また、経済効果として、補助金額6,780万円の投入に対し、約2億円の消費を喚起いたしました。

補助金利用者が家電製品を購入した市内事業者は42社で、いわゆる電気店にとどまらず、様々な業種からの購入が見られ、経済効果が広く波及したものと考えております。

補助金利用者の年代層といたしましては、60歳以上が全体の約75%を占めており、高齢者世帯が省エネ機能の高いエアコンに買い換えたことにより、我慢することなく使用することにつながり、熱中症対策に大きな効果が得られたのではないかと考えております。

次に、令和7年度一般会計補正予算（第4号）で上程されている、子育て世帯応援商品券給付事業に関し、事業の目的や内容、スケジュール等はどうか、との御質問にお答えしま

す。

子育て世帯応援商品券給付事業は、物価高騰下における子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的としています。

具体的には、10月1日現在で市に住民登録があり、年度末までに18歳になる児童を扶養する保護者を対象に、児童1人当たり1万円分の商品券を交付します。

商品券の使用期間は、11月中旬から1月中旬までの約2か月間を予定しており、市内の取扱店舗で広く利用できるようにいたします。対象商品については、特段の制限は設けないこととする予定ですが、金券などの換金性の高いものは除外する考えです。

配布方法については、窓口引換えのほか、オンライン申請による対応も行い、平日昼間に来庁が難しい方にも郵便で受け取ることができるよう配慮したいと考えております。

スケジュールといたしましては、今回の9月定例会で予算案を上程しており、可決いただきますと、商品券の作成や取扱店舗の募集に取りかかります。

10月には対象者に申請書兼引換券を発送し、11月頃から商品券の利用を開始する予定です。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 まず、省エネ家電製品買換え促進補助金交付事業については、電力消費及び二酸化炭素排出削減量、そして経済効果の具体的な数値を示していただき、より詳しく事業成果を確認できました。

特に、年代層では、60歳以上が全体の約75%を占め、熱中症対策に大きな効果が得られたとのことで、私も同感です。電気代を節約するがために、室内での熱中症の事故がニュースで報じられるたびに、防げた事故ではないかと悲しくもなります。60歳以上となれば、一人住まいの高齢者世帯も含まれるでしょうから、今の猛暑、酷暑の中で、市民の命を守る事業につながったことは評価したいと思います。

一方で、この事業は3回に分けて実施されたこともあってか、エアコンや冷蔵庫を取り扱う大型店や電気店等だけが経済的に恩恵を受けているとか、近隣自治体で配布されている商品券のほうがよいとか、多少否定的な意見を市民からも頂きました。議会で承認された事業ですので、しっかりと意見をお聞きし、説明にも当たりましたが、個人の価値観と全体最適化を比較するとまでは言いませんが、対応に少し苦労したのも事実でした。

さて、今回の子育て世帯応援商品券給付事業は、幅広い店舗で利用ができ、対象商品についても特段の制限は設けない予定とのことですが、具体的な中身に関して、2点質問します。

今般の子育て世帯への支援策として、商品券配付を選択した理由やいきさつについて、お尋ねします。

次に、商品券が利用できる店舗及び商品に関して、大型店舗も含めてどのように想定している

か、お尋ねします。以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） はい。小路議員の2回目の御質問にお答えします。

2点ございまして、まず1点目が、今般の子育て世帯への支援策として、商品券を選択した理由はどうか、という御質問でございました。

まず、特に子育て世帯においては、物価高騰による食料品や日用品の値上げにより家計が圧迫されやすい状況にあります。その経済的負担を軽減するために、商品券を配布することは、即時かつ直接的に生活支援の効果を得ることができる施策でございます。

また、現金給付とは異なり、貯蓄に回されることなく、設定された利用期間内の消費が期待されることから、地域経済の活性化にもつながると考えています。

2点目の、商品券が利用できる店舗、そして大型店舗も含めてどのように想定をしているのか、という御質問でございます。

商品券の利用先は、大型店舗も含め、市内のサービス業者や飲食店など幅広い業種を想定しております。対象商品は、紙おむつなどの子育て関連用品に限定せず、日常の生活用品やサービスにも広く使えるようにしたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 今回の子育て世帯向けの給付事業は、子供向けではなく、子育てをする世帯ということで、保護者である親も含めて、幅広い商品の購買喚起につながると思われまます。お酒を伴う飲食店の利用やアルコール飲料等の購入も子育て世帯であれば、その範囲と理解します。あまり目くじらを立てず、市内の経済活性化を図りつつ、それぞれの子育て世帯が、この物価高騰の気苦労から少しでも解放されて、普段の生活にも余裕が持てるようになることを望みます。

商品券といえば、コロナ禍の際には、プレミアムつき商品券が発行されました。今回の商品券も使用済みの換金によって、店舗ごとの利用実績は割と把握できます。

一方で、物価高騰対応ということであれば、子育て世帯がどういった商品等を必要としていたかを把握することが、事業の成果の見える化につながり、今後同様の事業を行う際は、貴重なデータとなります。

全ての店舗とは言わずとも、商品券が利用された際のレシート控えを提出してもらうことができれば、限られたサンプルとはいえ、購入商品の情報が入手できます。

そこで、1点質問します。

使用済商品券の換金に関して、店舗ごとの売上実績はもとより、レシート等の写しを提出してもらうことで、子育て支援策の基礎データとして整理する考えはないか、お尋ねします。

最後に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業は、令和5年から行われて

おります。さきの市政運営の実績と成果の答弁で触れていただいたように、低所得者世帯の支援、低所得子育て世帯の支援、高齢者施設等の支援、保育所及び認定こども園の支援、学校給食費及び会計の支援、漁船燃油の支援、LPガスの支援など多方面にわたります。

しかし、この臨時交付金も未来永劫交付されるわけではありませんので、しばしば、こういった交付金がなくなると、市単独で支援できないかといった方向に流れがちになるのを知っています。

でも、議会の場において、財源を考えない単なる支援だけを声高に求めることは、問題の解決ではなく、議会の責任放棄、または行政への転嫁にしかならないことをここで指摘して、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員3回目の御質問にお答えいたします。

今回の補助制度の商品券の関係に関しまして、使用済みの商品券であったり、レシートの写しであったり、こういったものを活用して、今後の支援策に生かしたらどうか、という御質問でございました。

本事業は、子育て世帯への経済的負担軽減と地域内消費の促進を目的とするものでありますけれども、どのような商品やサービスに利用されたかを把握することは、今後の子育て支援策を検討する上で有効な基礎データになる可能性もございます。

しかしながら、事業実施に当たっては、取扱店舗や事務負担への影響なども踏まえた対応が必要となりますので、関係者と協議をして進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩します。

午前10時27分 休憩

---

午前10時45分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 皆さん、おはようございます。自民新未来、田口でございます。

まず、大雨で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

近年の災害の傾向の一つは、線状降水帯により、雨量が1時間当たり200ミリなど、想定外の自然災害になっています。主に内水面氾濫によるものが多く、これに適応した災害対策が必要と考えています。

それでは、通告に従い質問を始めます。

1、水俣の未来に向けたランドデザインについて。

近隣自治体の状況は、新聞報道等によると、八代市では、県がつくる新工業団地を八代インターチェンジ、新八代駅の近くに約25ヘクタール整備する計画があり、また、出水市では、既に出水駅西口側に約6,200平方メートルの土地を購入したという情報を伝えています。

高速道路インターチェンジ及び新幹線の駅の活用は、経済活性化や防災対策等でも非常に重要なものとなっています。

本市にも水俣インターチェンジ及び新幹線新水俣駅があり、これは本市の大きな強みであります。

この資源を生かし、水俣のよりよい未来に向けた取組が求められます。

そこでお尋ねします。

(1)、顕在、潜在的視点に立ったまちづくりについて。

①、水俣インターチェンジ周辺、新水俣駅周辺の今後の利活用をどのように考えているのか。

②、(仮称)袋インターチェンジ周辺の活用計画があるのか。

(2)、都市計画に関する近隣自治体の情報収集について。

近隣自治体も高速道路のインターチェンジや新幹線駅を中心としたまちづくりを進めており、他自治体の情報も視野に入れる必要があると考えます。

そこでお尋ねします。

①、どのような方法や頻度で、情報収集を行っているのか。

(3)、土地利用及び土地確保について。

本市の産業団地の空きはほぼなく、町なかの取付道路は狭く、自動車社会に対応していないまちづくりになっております。

また、9月1日の熊日新聞では、地域防災計画見直し広がっているとの記事がありました。

そこでお尋ねします。

①、防災計画を含めた土地利用及び確保に関する計画があるのか。

(4)、第八次水俣・芦北地域振興計画について。

本市には、水俣・芦北地域に対する県の地域振興計画があります。他の自治体にはない当地域独自の計画である第八次水俣・芦北地域振興計画は、本市の総合計画等にも連動した計画になっているものと考えます。

そこでお尋ねします。

①、計画の策定状況はどうなっているのか。

②、最重要政策は何か。

2、安心安全な地域医療の提供について。

5月1日付鹿児島建設新聞に、出水市は、出水総合医療センターの将来ビジョンとして、医療機能、病床規模を見直し、立地場所として、出水インターチェンジ付近に災害拠点病院指定を目指す必要性を市議会全員協議会に報告したとの情報がありました。

(1)、本市の総合医療センターにおける持続可能な医療提供について。

新聞報道等によると、自治体が運営する公立病院の令和6年度決算において、約9割の病院が赤字になる見込みとのことですが、そこでお尋ねします。

①、総合医療センターの令和6年度の決算状況はどうか。

持続可能な医療の提供のためには安定した経営が必要になると考えております。

②、経営の改善や安定化に向け、どのような取組を行っているのか。

③、今後の持続可能な医療提供に向けて必要なことは、何と考えるのか。

(2)、地域医療体制について。

安心安全な地域医療体制は、基幹病院とかかりつけ医院の連携が必要と考えます。

そこでお尋ねします。

①、くまもとメディカルネットワーク活用の現状はどうか。

地域における周産期医療が失われた本市において、小児医療の相談ができるような小児科医師は必要と考えます。

②、本市における小児医療の現状について、どのように考えるのか。

医療体制の充実、市民の安心につながることを思います。そのためには、マンパワーの充実が必要だと考えます。

③、本市において、医療人材の現状と対策をどのように考えているのか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、水俣の未来に向けたグランドデザインについて、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 初めに、水俣の未来に向けたグランドデザインについての御質問のうち、顕在、潜在的視点に立ったまちづくりについて、順次、お答えします。

まず、水俣インターチェンジ周辺、新水俣駅周辺の今後の利活用をどのように考えているか、との御質問にお答えします。

南九州西回り自動車道水俣インターチェンジや九州新幹線新水俣駅は、周辺都市とを結ぶ広域交通網の拠点であり、本市の玄関口として大変重要な場所であると認識しています。

このようなことから、現在改定作業を進めている「都市計画マスタープラン」の素案では、その周辺地域を交通利便性の高さを生かした商業施設や物流を含めた業務施設、宿泊施設等を立地誘導する広域的な交通拠点として、有効な土地の利活用により都市機能の充実・確保を図ることを検討しております。

次に、(仮称)袋インターチェンジ周辺の活用計画はあるのか、との御質問にお答えします。

インターチェンジ周辺の土地利用につきましては、現時点では活用計画等を検討するには至っていないのが現状ですが、都市計画マスタープラン改定素案の中では、広域交通網の充実という新たな利点を生かした産業立地誘導や定住地確保等に向けたまちづくりを進めていくことを検討しております。

次に、都市計画に関する近隣自治体の情報収集について、どのような方法や頻度で、情報収集を行っているのか、との御質問にお答えします。

都市計画に関する近隣自治体の取組につきましては、県内14市においては、年に数回、会議や研修会等が開催される機会を得て情報収集を行っております。

出水市などの県外を含めたその他の近隣自治体においては、特に定期的な情報収集等はありませんが、様々なニュース媒体による関連記事等につきましては、常に注視し、必要に応じて電話により聞き取り・調査を行うなど、常日頃から情報収集に努めているところです。

次に、土地利用及び土地確保について、防災計画を含めた土地利用及び土地確保に関する計画はあるのか、との御質問にお答えします。

土地利用及び土地確保に関する計画につきましては、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、国土利用計画法に基づき策定された「水俣市国土利用計画」がございますが、より具体的な方向性を示すものとしましては、都市計画法に基づく都市計画マスタープランがあり、現在、その改定作業を進めているところです。

マスタープラン改定素案の中では、まちづくりの理念や目標となる基本方針の実現に向け、5つの分野の1つとして、「安全・安心まちづくり」に係る方針を定める予定であり、水俣市地域防災計画とも連携した防災・防犯まちづくりに向けた取組の方向性を示すこととしております。

また、土地利用及び土地確保につきましては、5つの分野のもう1つとして、「土地利用」に係る方針を定める予定であり、将来都市構造の中で、中心となる地区を「拠点」として、地域の特性に応じた土地利用を検討する区域を「ゾーン」としてそれぞれ位置づけ、図示するとともに、その方向性を取りまとめたと考えております。

次に、第八次水俣・芦北地域振興計画について、順次、お答えします。

まず、計画の策定状況はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

第八次水俣・芦北地域振興計画につきましては、令和6年6月の熊本県議会定例会において、

策定方針が示されて以降、県と1市2町で連携しながら策定作業が進められてきました。

県が中心となり、これまで検討会議やヒアリングを重ね、計画案が取りまとめられ、令和7年7月28日に行われた水俣・芦北地域の1市2町の市長、町長及び議長等で構成する「水俣・芦北地域振興推進協議会」と、熊本県の幹部で構成する「水俣・芦北地域振興推進委員会」による意見交換会を経て、正式に計画が決定したところです。

なお、計画の策定に当たっては、令和6年9月議会で議員に答弁しましたとおり、総合計画と水俣・芦北地域振興計画は密接に関連したものになっておりますので、第6次水俣市総合計画第2期基本計画に基づき推進する事業の中で、地域振興に資する重要な事業については、漏れなく掲載されるよう調整を図っております。

次に、最重要政策は何か、との御質問にお答えします。

第八次水俣・芦北地域振興計画の「重点施策・地域の活力の創出と誇りの継承」の中で、現在、本市が取り組んでいる主な事業・取組について申し上げます。

まず、施策「未来へつなぐ地域の活力」の「豊かな自然を活かした取組」として、湯の児地域のにぎわい創出・活性化に向け、温泉街やビーチ等の観光資源をより魅力的にするため、景観形成や環境整備、利便性の向上につながる事業等に取り組む「湯の児海岸の魅力創造事業」等に取り組みます。

次に、「地域振興拠点を活かした取組」として、丸島漁港から水俣川河口に至る臨海部において、環境及び生態系に配慮した護岸整備と産業団地の拡張を行い、企業誘致に活用していく「水俣川河口臨海部振興構想の推進及び企業誘致」に取り組んでまいります。

また、施策「未来へつなぐ水俣病からの学び」の「水俣病の歴史と教訓の発信」、「環境教育の充実」、「こどもたちの自信と誇りを育む取組」として、令和8年度に市立水俣病資料館の歴史・文化ゾーンの展示整備及び既存のシアタールームの改修を実施する「水俣病資料館未来へのバトン事業」、地元唯一の水俣高校に対し、様々な学びの機会・国際交流機会を提供し、次世代の人材育成に取り組み、同校の魅力向上に寄与していく「世界へつながる水俣推進事業（水俣環境アカデミア活動推進事業）」等に取り組んでいくこととしております。

○議長（岩村龍男君） 田口議員。

○田口憲雄君 2回目に入ります。

近隣自治体の状況は、くまもと経済の令和6年10月31日フォトニュースには、県と八代市は、新工業団地を八代インターチェンジから2キロで、新八代駅近くに約25ヘクタールを整備する計画の覚書を締結したとの情報がありました。

また、南日本新聞の令和7年4月16日付に「半導体ウエハーの検査設備などを製造する台湾の企業が、新製品のPRをする日本の拠点とするため、出水市に日本支店を開所したとあります。

この企業は、熊本県に進出したT S M Cと取引があり、新幹線で行き来できる場所を模索して、出水駅東口に近い中古住宅、敷地面積661平方メートルを改修したようです。

また、日本企業と連携し、スマート医療機器関連の研究センターを開設する意向もあり、既に出水駅西口側に約6,200平方メートルの土地を購入したとの情報がありました。

このように、高速交通の要所である高速道路インターチェンジや新幹線駅の活用は、経済活性化に大変重要なものになっております。

そして当然のごとく、人の動きも活発になります。

そこで、2点お尋ねします。

1点目です。

水俣インターチェンジ及び新幹線新水俣駅に近い市営初野団地、袋インターチェンジに近い市営西ノ浦団地について、交通アクセスのよさを生かし、エレベーターを含めたユニバーサルデザインなどの居住支援の取組を検討したらどうか。

2つ目です。

他自治体から本市に転居を検討する方にとって障害になっている問題の一つにごみ分別があります。有効な対策はあるのか、また、検討はされているのか。

以上、2点です。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 田口議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目の水俣インターチェンジや新水俣駅に近い市営初野団地、袋インターチェンジに近い西ノ浦団地については、交通アクセスがよいので、エレベーターなどの設置などの居住支援の取組を検討してはどうか、というお尋ねでした。

初野団地、西ノ浦団地は、昭和50年代に建設された古い建物であり、室内及び室外に段差が多く、エレベーターが設置されていないことから、近年、3階や4階の上層階への入居希望が少ない傾向にあります。

議員御提案のエレベーター設置を含めたユニバーサルデザイン化は、上層階の入居者増の有効な手段の一つと考えられますけれども、大規模改修となり多額の費用を要するとともに、家賃の上昇等への影響も生じることから、現時点では困難であるものと考えております。

一方で、その他の居住支援の取組としましては、初野団地、西ノ浦団地の4階への居住促進を目的に、前の入居者からの承継以外では未設置である風呂釜、浴槽を市で設置するなど、入居時の負担軽減につながる取組を行っているほか、初野団地、西ノ浦団地には限りませんが、「裁量階層世帯」である子育て世帯の対象範囲を「小学校入学前」から「18歳に到達するまで」に拡充するなど、県内他市に先駆けて若年層の経済的な負担を軽減し、居住の安定に取り組んでおりま

す。

今後も、生活に困窮する低所得者向けの住宅という公営住宅の性質を踏まえ、引き続き、居住支援につながる取組を進めてまいります。

2点目の他自治体から本市に転入を検討する際の障害になっているごみ分別に関し、有効な対策があるのか、また検討しているのか、との御質問にお答えします。

本市は、資源ごみをコンテナで回収する方式を採用しているため、生ごみ以外では、指定ごみ袋を購入する必要がなく、他自治体と比較すると、ごみ出しの経済的負担は軽減されています。

また、ごみの出し方が分からない場合は、リサイクル推進委員をはじめとした地域の方々によってサポートしていただいております。

地域で決められた時間帯にごみが出せない場合は、受入時間等の制限はありますが、環境クリーンセンターに持ち込むことも可能です。

こうしたごみの分別や収集に関する情報を分かりやすく整理し、具体的な支援内容をホームページ等で発信していくことが有効な対策と考えており、現在取り組んでいるところです。さらなる支援として、不動産事業者にヒアリングを行い、実態を把握するなどの取組を進めてまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 田口議員。

○田口憲雄君 3回目に入ります。

先日、出水市役所で、出水・芦北広域道路に設置予定の「防災道の駅」の総会が開かれ、出席してきました。広域道路に防災機能を持った道の駅が予定されており、平成27年度から構想され、計画設計が終わり、土地取得もほぼ終了しています。針原地区の土石流災害、大雨による水害を経て、広域道の道の駅として、また、市街道路からの道の駅としても利用可能な設計になっております。

本市の議会でも（仮称）袋インターチェンジの開通に合わせて、ハイウェイオアシスの構想を提案された議員がおられましたことを思い出しました。

構想は楽観的に、計画は悲観的に、実行は楽観的に。

夢や希望を持って、未来に向けたランドデザインを構想することが大事だと思います。

自動車社会において、車1台分のスペース6メートル掛ける2.5メートルの約4.5坪として、100台分で合計450坪。これは最低限のスペースで、通路の広さや安全性を考慮して、1台当たり7.5坪、100台分で750坪が必要です。

企業誘致するにしても、駐車スペースを考えると、以前までと違い、広い土地が必要です。

線状降水帯等による内水面氾濫などの自然災害が予想されるとき、自動車の避難も必要になり、広い場所が必要になります。

水害や土石流災害を経験した本市としても、災害拠点の議論や構想は、急務であると考えています。

市民の生命と財産を守ることが大事なことであり、そのために施策を進めていくことは大切なことです。最近では線状降水帯の発生で自動車の水没が多くなっています。

国土交通省の市町村別車両数統計によると、2023年3月31日現在の水俣市の自動車数は、自家用車、事業用車両など全体で約8,000台を超えています。

水俣市の中で、内水氾濫を含む洪水浸水実績箇所、土砂災害危険箇所などでの保有自動車数を考慮した駐車スペースを保持することは、大切な生命と財産を守るために大切なことです。

そのような土地を水俣のどこに求めるか、検討していくことが必要であると考えています。

そこで、1点お尋ねします。

特に、高速道路は、有事の際に、人的・物的な流れを確保するなど、防災対策面でも非常に重要な役割を担っています。水俣インターチェンジと（仮称）袋インターチェンジの中間に位置し、高台にある待台地について、給配水地やヘリポートを含めた広域防災的拠点での利活用を検討したらどうか、以上1点です。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 田口議員の3回目の御質問にお答えします。

高速道路は、防災対策面で非常に重要な役割を担っているので、水俣インターチェンジと（仮称）袋インターチェンジの中間で、高所にある待台地について、広域防災拠点の利活用を検討してみたらどうか、という御質問でございました。

議員御提案の江添侍地区は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定もなく、比較的安全な場所であると考えられ、現に、待配水池が整備されております。

一方で、広域防災拠点を整備するには、ヘリポートをはじめ、広大な用地及び予算の確保が必要であるため、待台地を広域防災拠点として利活用するかも含め、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、安心安全な地域医療の提供について、答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、安心安全な地域医療の提供についての御質問のうち、総合医療センターにおける持続可能な医療提供について、順次、お答えします。

まず、総合医療センターの令和6年度の決算の状況はどうか、との御質問にお答えします。

当院の令和6年度の決算は、他の自治体が運営する公立病院と同様に赤字決算となりました。赤字額は、5億4,648万円を計上しています。

主な要因としましては、昨今の物価高騰による薬剤費などの診療材料や給食材料のほか各種物品購入にかかる費用及び光熱水費の上昇が影響しております。加えて、人事院勧告を含む処遇改善に対応するための人件費の高騰も大きな要因となっております。

なお、患者数は、外来患者は減少しているものの、入院患者数は持ち直しており、医業収益も令和5年度と比較して約2.3%伸びています。しかしながら、さきに述べた経費などの医業費用がそれ以上に増加していることから、赤字決算となりました。

次に、経営の改善や安定化に向け、どのような取組を行っているか、との御質問にお答えします。

当院で経営改善のために行っている取組として、主に、適正で効率的な病床運用、病床利用率の向上及び業務効率化による経費等の削減がございます。

適正で効率的な病床運用に関しましては、週2回、看護部やリハビリテーション技術科を中心に、入院患者さんの状況や各病棟の病床利用状況、その他様々なデータを照らし合わせ、検討と運用を行っています。このことが入院基本料の上位取得と維持につながっています。

病床利用率の向上に関する取組としましては、令和6年度から行っている東4病棟、東5病棟の改修がございます。先日、東5病棟の改修が完了し、病棟引っ越しを行いました。

今回の改修は、快適な療養環境の提供はもちろんのこと、感染対策を強化するものです。感染症が発生した際においても、適正な拡大防止策を実施できるようにすることで、病棟閉鎖などの実施を最小限にし、通常の病棟運用をできる限り継続できるようにすることで、病床利用率が図られます。

業務効率化としましては、看護方式の見直しを実施しています。これまでの、看護師が主にナースステーションにおり、ナースコールがあると病室に伺うという方式から、病室担当看護師を決め、基本的に、看護師は常に病室など患者さんのすぐそばにいて看護を行う方式に変更しました。

これにより、看護師はナースステーションと病室の移動にかかる動きを省力化し、患者さんのすぐそばで看護記録を行うことができるため、業務の効率化、時間外勤務の削減につながっています。

患者さんにとっては、看護師が患者さんの近くで適切にニーズをくみ取り、先取りした看護が提供できることで、安心して入院生活を送っていただける療養環境を提供できております。

このほか、多職種間でのタスクシフトやICTを活用した業務効率化、他の医療機関、介護施設等との入院や退院の調整の効率化などを行い、時間外業務の削減など経費削減につながる取組も進めています。

次に、今後の持続可能な医療の提供に向けて必要なことは、何と考えるか、との御質問にお答

えします。

地域の皆様の健康と安心できる暮らしを提供するために、地域の拠点医療機関として、また、365日24時間の急性期医療を維持していくことは、総合医療センターの使命と考えています。

しかしながら、病院経営においては、診療報酬をはじめとする医療費は公定価格であり、経済や物価情勢の動向に合わせた、独自の収益増加策等を図ることが困難です。特に当院のような公立病院においては、昨今のような人事院勧告に基づく人件費の引上げを行うことが運営費を圧迫し、安定的な病院運営の維持継続に懸念が生じる状況となっています。

なお、現在の医療提供に関する各種制度や地域医療構想などは、国により定められており、都市部においても、地方、過疎地域においても、一律の制度となっていますが、現状を鑑みますと、人口構造やそれに対する医療資源など、都市部と地方では全く状況が異なっています。各地域で適切な医療の提供ができる環境を維持、継続させ、持続可能なものとするためには、それぞれの実情に応じた制度設計や弾力的運用が必要と考えます。

なお、これについては、日本医師会や厚生労働省に対し、機会あるごとに訴えておりますが、当院だけの取組では限界がございます。

そのため、地域の皆様に、まずはこのような状況を御理解いただくとともに、地域医療の存続に関する課題として共有いただき、国等へ提言や要望を行うことに対し、御支援と御協力を頂ければと思います。

次に、地域医療体制について、順次、お答えします。

まず、くまもとメディカルネットワーク活用の現状はどうか、との御質問にお答えします。

くまもとメディカルネットワークの活用状況につきましては、水俣芦北地域で利用できる施設が、医療機関や薬局、介護事業所等62施設ございます。

また、くまもとメディカルネットワークへの参加の同意を頂いている患者さんの人数は、鹿児島県在住で熊本県内の医療機関を受診して参加同意をされた方を含め、令和7年7月31日現在で、水俣芦北地域では、1万4,233人、鹿児島県の北薩地域においては、出水市や阿久根市などの出水保健医療圏で2,283人、伊佐市を含む始良・伊佐保健医療圏では1,922人となっています。

利用できる施設や参加人数が増加してきたことに伴い、当院においては、各医療機関や介護事業所等と、これまで紙で行っていた情報のやり取りについて、くまもとメディカルネットワーク上で行う項目を増やし、患者さんのみならず職員間の利便性向上や業務効率化につなげています。

なお、くまもとメディカルネットワークについては、現在のところ熊本県内の施設のみでの利用となっており、北薩地域の医療機関等との連携、活用には至っておりません。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

(福祉環境部長 今別府隆宏君登壇)

○福祉環境部長(今別府隆宏君) 次に、本市における小児医療の現状についてどのように考えるか、との御質問にお答えします。

近年、診療所の閉院などにより、本市における主に小児を診る医療機関は、水俣市立総合医療センターの小児科だけとなっております。

市内のその他の医療機関において小児診療を受けることも可能ではありますが、小児特有の病気等に対する地域医療の充実を図るため、水俣市芦北郡医師会に委託し、水俣市立総合医療センターの小児科部長が講師となり、開業医の先生方を対象とした研修会を令和6年度に開催をいたしました。この中で、医療機関の役割分担や連携の方法等についての話があり、小児医療の連携体制構築が図られてきていると認識しております。

さらに、小児医療に関する相談を行う体制整備を行うなど、子供を産み育てる世代の不安解消に努めていきたいと考えております。

次に、本市における医療人材の現状と対策は、どのように考えているのか、との御質問にお答えいたします。

医師や看護職員等の医療従事者数につきましては、本市単独ではなく、芦北圏域の数値となりますが、最新データと4年前のデータを比較しますと、医師数は平成28年143人、令和2年136人、看護職員は、平成28年1,218人、令和2年1,193人と減少傾向であることがうかがえます。

また、第8次熊本県保健医療計画によりますと、医療施設に従事する医師の約6割、看護職員の約5割が熊本市に集中しており、熊本市以外の地域では、人材確保が難しいといった地域偏在の問題を抱えております。

その中で、本市の現状としましては、医療に関わる事業者が多い地域であり、医療人材の確保が課題であると認識をしております。

このような課題に対し、医療人材を輩出する大学等へ働きかけるとともに、水俣高校と協力し、医療現場の理解促進や魅力の発信等を行っております。

また、地域偏在に対しましては、国や県に働きかけるなど、今後とも医療人材の確保に向け、関係機関と協議しながら支援を進めてまいります。

○議長(岩村龍男君) 田口議員。

○田口憲雄君 2回目に入ります。

鹿児島県建設新聞の令和7年5月1日付の報道によると、出水市は、出水総合医療センター将来ビジョンを策定した。創立100周年を機に、担うべき医療機能、適正な病床規模、施設の建て替えなど、経営形態を見直し、現在の病床261床から、170から200床程度に移転新築の必要性を盛り込み、出水インターチェンジ付近や新幹線出水駅からの距離を考慮される場所などを条件と

し、22日、同市役所で開かれた市議会全員協議会に市が報告した。

移転新築の必要性については、現在地が河川に隣接し、海拔が低く、被災の可能性が高いこと、災害拠点病院指定要件の基準を満たさないことや療養環境等の水準低下などを挙げている。

場所は、市民が利用しやすいことや自然災害に強いことなどを条件にしているとの情報がありました。

また、朝日新聞の令和7年8月6日付に自治体が運営する公立病院令和6年度決算について、全国自治体病院協議会の調査で約9割の病院が赤字になる見込みであることが分かった。

過去最悪の水準という赤字の主な要因は、職員給与費や薬などの材料費用の高騰という情報がありました。そのような情報の中で、現在の取組について、先ほど答弁いただきました。

そこで、3点お尋ねします。

1点目です。

今後、考えられる取組や展望はあるのか。

2点目です。

地域に求める支援として具体的にどういうことが考えられるのか。

国が進めている医療政策の医療圏は30万人として、基幹病院を設置しています。県単位で行われる医療政策は、県境にある本市にとっては、大変冷たいものになっています。

そこで、お尋ねします。

3つ目です。

熊本県や鹿児島県が同じテーブルに着いて、広域的に県境の人々が安心できる医療政策をお願いする手段の検討に入ることはできないのか。

2回目の質問は、以上3点です。

○議長（岩村龍男君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 今後、考えられる取組や展望はあるか、とのことでございますが、今後は、地域の人口の動向なども踏まえた病床数や病院の機能について検討を行っていきつつ、ICTのさらなる活用を推進してまいります。

オンライン診療や遠隔地の専門医や高次医療機関との連携のほか、特に、北薩地域との連携に活用できればと考えております。

当院は北薩地域にお住まいの患者さんも一定数おり、また、北薩地域の医療機関からの紹介や救急搬送もございます。ICTを活用した画像などの医療情報の連携により、より適切で効率的な医療の提供が可能となると考えております。

なお、北薩地域との連携に関しましては、先日、水俣芦北の1市2町と熊本県との意見交換会において、高岡市長からも熊本県に提案いただいております。当院、水俣市、熊本県と連携して取組

を進めていきたいと考えております。

ほかには、将来的な医療人材確保のための次世代育成です。

令和6年3月に、水俣高校、熊本保健科学大学、水俣市と当院で4者協定を締結いたしました。協定に基づき、医療職の各職種の説明会やインターンシップ受入れ、看護奨学金の4者協定枠創設などに取り組んでおります。

当地域において、医療福祉サービスは、主要な産業の一つともなっています。地域医療を維持するのみならず、地域での雇用や暮らし、人口維持にも寄与できるものと考えておりますので、今後もさらに取組を推進してまいります。

次に、地域に求める支援としては、先ほどの答弁でも申し上げましたように、地域医療におきましては、都市部とは違った課題が多くございます。

例えば、紹介重点医療機関、選定療養費の制度がございますが、当地域のように高次医療機関がない地域では、当院のような総合病院がかかりつけ医として機能しなければならない場合があります。

しかし、選定療養費があることで、受診を控えてしまうことなどが生じ、それによる早期発見の機会損失、ひいては医療費の増加につながるものが懸念されます。

また、近年は、在宅医療へのシフトが求められておりますが、少子高齢化が進む過疎地域においては、在宅医療の資源が足りておりません。そのため、在宅医療への移行が難しい場合などに、患者を含む家族などのニーズに応じ、入院を継続せざるを得ない場合もあり、そのために施設基準を満たすことができなくなるなどして、持続的な病院経営に影響が出るというような状況も生じています。

また、当院は県境に位置しており、県境医療における課題もございます。国による地域医療構想、都道府県ごとに保健医療計画が作成されておりますが、これらで定める医療圏は同一県内とされています。

当地域のような県境にある地域では、隣の県の市町村と生活圏を一つにしている地域もあり、それぞれの地域で互いの医療資源を融通、連携して、地域住民の生命、健康を守っている状況ですが、国や都道府県が定める構想や計画では、それらを実績として評価いただくことが困難な状況です。このことは、都市部への医療資源の集中や集約化へとつながりかねません。

このような課題を明らかにし、今後の制度設計に反映させていくため、まずは、地域医療の置かれた現状と課題について認識を共有していただきたいと思います。その上で、皆様それぞれの立場で機会を捉えて話題としていただき、地域全体の課題として、提案や要望等につなげていただくなどの応援を頂きたいと考えております。

そして、これは大事なことと私も思っています。国が進めている医療政策がですね、今回医療

圏は30万人と、そこに急性期が1つでいいんだと。それに対してですね、やはり県境にある本市は、非常にそういう意味ではですね、対応がしにくい状況になってます。

そういうことですね、先ほどの答弁でお答えしましたように、北薩地域との連携に関しましては、先日、水俣芦北の1市2町と熊本県との意見交換会において、高岡市長から熊本県に提案いただきました。

その後、8月中旬には熊本県担当課との意見交換を行い、水俣市や当院の状況、熊本県に支援いただきたいことなどについてお伝えしております。

今後、水俣市、熊本県ともさらに連携し、北薩地域の市や関係機関、鹿児島県などと今後の県境を越えた医療連携について、意見交換の場を設けるなど、可能性を探ってまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 田口議員。

○田口憲雄君 3回目です。

地域に安心安全な医療体制があることで助かる命があります。

私ごとですが、市議会議員となり8年目、55歳の9月議会の休日に、心筋梗塞で救急外来にお世話になりました。動脈が99%詰まっており、あと30分遅かったら亡くなっていたということでした。幸い、妻と娘は、当時、医療センターの看護師でした。カテーテル手術でステントを1本入れていますが、後遺症もなく、元気に現在でもたばこを吸っています。

その節は、坂本管理者はじめスタッフの皆さん、そして関係者の皆さんには、大変お世話になりました。ありがとうございます。

急病のときに、運がよかったという言葉が聞かれます。それは、発見から治療までの時間が早かったり、最高のスタッフ、そして機材などです。今後ともたくさん水俣市民が、安心安全、そして救われることを祈念し、最後の質問に入ります。

北薩地域とのICTを活用した連携、また、出水総合医療センターとの連携は、地域の安全につながるのだと思いますが、今後の県境のまちの安心安全な地域医療が確保できるとすれば、どのようなことか、以上1点お尋ねして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 北薩地域とのICTを活用した連携、また、今後の県境のまちの安心安全な医療確保についてですが、まず、北薩地域とのICTを活用した連携に関しまして、現在、取組を進めていますのは、救急医療におけるICTの活用、連携です。

ICTを活用した救急医療連携は、既に水俣芦北広域行政事務組合消防本部と当院で運用しているもので、救急搬送の際、患者さんの氏名や年齢といった人定情報や状況を、画像で送信、共有するというものです。

先に画像等で正確な情報共有がなされることで、治療方針の判断や必要なスタッフ招集を迅速に行うことができます。

この取組を伊佐市や出水市などの北薩地域においても活用できるよう、今、進めております。

また、北薩地域の医療機関とは、くまもとメディカルネットワークを活用した連携ができればと考えており、先日の熊本県との意見交換会において、市長より要望いただきました。現在、熊本県や熊本県医師会などと現状の共有や意見交換を始めたところです。

なお、くまもとメディカルネットワークなどICTを活用した連携が進むことでのメリットとしましては、例えば、患者さんを紹介いただく際など、画像なども含む、より詳細で正確な情報を事前にやり取りできますので、患者さんが来院する以前に緊急性の把握等が可能です。

そのため、緊急性のある患者さんは迅速に来院いただき、一方、緊急性がない方には、後日の予約をしていただいて、予約日に対面で診療するなどが可能となります。これにより、患者さんの通院等の負担軽減や満足度の向上が図られます。また、医療の質を維持しながらも、医師の業務の効率化にもつながります。

何より、暮らしている地域が県境であるがゆえに、医療圏という制度で医療提供が途切れてしまったり、その質に差が出てしまうようなことが生じれば、住民にとっては不利益でしかありません。

生活圏にある自治体が互いに連携し、地域にある医療資源を最大限に活用し、住民への適切な医療の提供を行うことが、安心して住み続けられる地域づくりにつながり、ひいては地域医療の維持存続という最大のメリットにつながるものと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、田口憲雄議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時37分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹君登壇）

○杉迫一樹君 皆さん、こんにちは。I's水俣の杉迫一樹です。

先日、車いすテニスで小田凱人選手が史上最年少での生涯グランドスラムを達成しました。

また、パラ競泳で金メダルを獲得された河合純一さんを次期スポーツ庁長官に起用する方向で調整しているとのニュースがありました。実現すれば、パラリンピアンからは初めてとなります。

ニュースに取り上げられることが多くなった、パラスポーツがどんどん社会に浸透してきたと感じています。同時に、今後のパラスポーツの発展が加速するのではと期待しているところです。

それでは、通告に従いまして、以下質問をします。

1、スポーツキッズサポーター基金について。

- ①、この基金を設立した経緯・目的は何であったか。
- ②、過去5年間の寄附総額、交付総額、登録団体数及び現在の寄附残高はどうなっているか。
- ③、この基金の使途の取決めは、どのようになり、現在までどのように活用されてきたか。

2、パラスポーツ振興について。

①、今年度6月7日と8日に、水俣市総合体育館屋内プールで「第36回九州障がい者水泳選手権大会」が開催されたが、開催の経緯は何であったか。

②、同大会に参加された選手は何人で、そのうち何人が本市に宿泊されたのか。また、選手・監督・観戦された方々からはプール施設・宿泊・観光等についてどのような声を聞いているか。

③、この大会が開催されたことによる市の見解はどうか。

④、令和6年6月の答弁では「本市でパラスポーツイベントを実施することで、交流人口の増加により経済効果は見込める」とあったが、現在もその考えに変わりはないか。

3、競り舟・ドラゴンボートについて。

①、本市の競り舟・ドラゴンボートの歴史はどのようなものであったか。

②、水俣市競り舟協会とは、どのような連携を取っているか。

③、先日、第50回記念大会として台湾チームを招待した競り舟大会が開催されたが、台湾チームを含む、参加・応援された方々からはどのような声を聞いているか。

④、台湾チームを招待するに当たり、本市が負担した遠征費等の内訳はどうであったか。

⑤、今度は10月に本市から台湾へのチーム派遣の予定があるが、その遠征費等の内訳はどうなっているか。

⑥、今大会で台湾行きが目玉景品ということを選手団体にお知らせしたのはいつ頃で、それに対する選手の反応はどうであったか。

⑦、台湾遠征で期待することは何か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、スポーツキッズサポーター基金について、答弁を求めます。

丸山スポーツ推進課長。

（産業建設部スポーツ推進課長 丸山健一君登壇）

○産業建設部スポーツ推進課長（丸山健一君） 初めに、スポーツキッズサポーター基金について、順次、お答えします。

まず、この基金を設立した経緯・目的は何であったか、との御質問にお答えします。

平成30年度に小学校の運動部活動は完全に社会体育に移行される中、市民や企業が一丸となり、子供たちのスポーツ活動を支え、スポーツを通じた青少年の健全育成を図るため、平成30年にこの基金を設立しました。

次に、過去5年間の寄附総額、交付総額、登録団体数及び現在の寄附残高はどうなっているか、との御質問にお答えします。

まず、寄附総額については、令和2年度が912万7,812円、令和3年度1,596万5,953円、令和4年度705万2,700円、令和5年度302万5,596円、令和6年度1,425万9,343円です。

スポーツ大会出場奨励金交付総額については、令和2年度が48万円、令和3年度108万円、令和4年度284万円、令和5年度445万円、令和6年度404万円です。

水俣市キッズスポーツクラブ登録団体数については、令和2年度が41団体、令和3年度42団体、令和4年度41団体、令和5年度38団体、令和6年度35団体です。

水俣市スポーツキッズサポーター基金残高については、令和6年度末現在で、3,219万8,447円です。

次に、この基金の使途の取決めは、どのようになり、現在までどのように活用されてきたか、との御質問にお答えします。

この基金の対象となる事業については、水俣市スポーツキッズサポーター基金事業及びスポーツ振興基金事業実施要綱第2条第1項に規定されており、それらの事業の実施に関し、必要な事項を協議するため、水俣市スポーツキッズサポーター基金運営委員会を設置し、毎年、年度当初に基金運営委員会を開催し、当該年度の事業計画について検討協議を行っています。

基金設立以降、スポーツ大会出場奨励金等の交付事業や顕彰事業のほか、元オリンピック選手などのトップアスリート誘致事業や「体育・スポーツの振興に関する協定」を締結している日本体育大学への派遣事業など、スポーツを通じた子供たちの健全育成を図るための事業に活用してきております。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 この基金の経緯、目的は、「社会体育移行に伴い、子供たちのスポーツ活動、健全育成を図るため」ということでした。

過去5年間の寄附額は、コロナ禍では減少しているものの、一定の寄附があり、とてもありがたいことだと思います。

交付総額は、コロナ禍には大会中止などもありましたが、令和5、6年は約400万円前後とい

うことで、現在まで交付、顕彰事業、トップアスリートの誘致などに活用されている。

登録団体数は、ほぼ40団体で、スポーツをしたい子供が一定数あるものと取れます。子供たちが九州・全国大会、国際大会まで幅広く活躍されていて、まちおこしとしてもアピールできる一つの財産と考えています。

2回目の質問ですが、まずは、活躍を知らせる横断幕についてです。

芦北町役場では、子供たちの活躍を大きな看板で紹介してあります。お聞きしたところ、あの看板代は町が全額負担しているそうです。

輝かしい成績を収めるということは、なかなか経験できないことに加え、本市としても喜ばしいことであるはずなので、せめて製作費負担分をなくしてほしいと思います。

これについては、もう何年も前から「横断幕代くらい出してくれればよかると」の声を多く聞いてきました。

チームの規模によっては、少しずつカンパをして、比較的小さな横断幕を選ぶチームもあります。しかしそれだと、市役所に掲げても小さくて見えないので、知り合いのお店の前や壁に掲示しているようで、名前を掲げられた子供も誇らしく感じると思います。

チームからの依頼ではなく、むしろ市から「紹介させてください」でもいいくらいだと私は思っています。

これについて、1つ目です。

九州・全国大会出場の横断幕の製作費を全額助成はできないか。

次に、指導者についてです。

基金を使える対象は子供、保護者、指導者とあります。

指導される方は、学生時代に培った知識と経験を持ち、子供たちに伝える存在でもあり、指導者不足のチームもある中、仕事が終わってから練習に参加される、とても貴重な存在だと思います。

指導者がある程度いなければ、練習や大会での行き渡った子供の見守りや対応に足りない部分が出てきたり、成長、パフォーマンスの向上についてもブレーキがかかってしまうと思います。

もちろん、好きだから関わっていききたいという熱い思いの中、指導したいと思われてる方がほとんどだと思います。しかし、この方々の中には無報酬、ボランティアでやられている方が多数いることも事実です。

チームの月謝だけでは報酬までは賄えないチームもあります。この貴重な指導者が無報酬というのは、保護者、監督からしても心苦しいとの声も聞きます。

このボランティアでやられている指導者・コーチの方々をねぎらうためにも、この基金からいくらかの助成ができないのか。毎月は厳しいかと思いますが、例えば年に3万円など、できるこ

とはあるのではないかと思います、2つ目です。

ボランティアで指導をしているコーチ・指導者に対しての報酬として、いくらかの捻出はできないか。

次ですが、この制度が発足した当初と比べても、現在の社会の状況は変わってきています。

物価高騰による経済的負担、独り親世帯、現在は、貧困の子供が約9人に1人という調査結果もあります。

そんな中、子供たちが本当にやりたいスポーツを選択できているのか懸念があります。種目によっては、高価なスポーツ用品もあります。

特に、小学校低学年くらいの頃は、いろんなスポーツに触れて、自分に合った種目、やりたい種目を探す機会を与えることも大切で、選べないことで才能を閉ざしてしまう可能性も考えられます。

種目を変えるということは、道具も変わってきます。

このやりたいスポーツを探し、選択できる機会を少しでもサポートできればと思います、3つ目です。

まずは、何かしらの条件付でよいので、スポーツ用品購入費用の助成を条件に盛り込むことはできないか、2回目の質問は3点です。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。質問は、3点ありました。

まず1点目です。

九州・全国大会出場の選手・団体紹介の看板や垂れ幕の製作費を全額助成できないか、との御質問にお答えします。

現在、標準的な横断幕の製作費が、1万8,000円程度であり、現在はそのうちの1万5,000円を補助している状況ですので、適正な金額であると考えております。

次に2点目です。

ジュニアクラブを指導しているボランティアコーチに対しての報酬として捻出できないか、との御質問にお答えします。

小学校運動部活動の社会体育移行後、キッズスポーツクラブがその受け皿として活動していたことに対しまして、感謝申し上げます。

その指導者の方々への報酬につきましては、まず、他市の状況を調査したいと思います。

3点目です。

スポーツ用品の購入費用を、まずは条件付でよいので一部助成を盛り込めないか、との御質問

にお答えします。

今現在、大会出場奨励金や登録団体奨励金により、各クラブ等への支援を行っておりますので、引き続き、それらの支援を継続してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 横断幕の製作費については、適正であるとありました。

標準的な横断幕とはどの基準なのか分かりませんが、全国大会出場ともなれば、関係者は大きく周知したいはずで、何より各チームがサイズを決めるもので、市がサイズの指定はできないと思いますので、私は適正だとは思いません。また、市が基準にしている補助額と製作費の差額は3,000円。3,000円を上乗せすることもできないのかと感じていますし、子供たちの頑張りを評価できているのか疑問に思います。横断幕について少し変えて1つ目です。

全国レベルの大会に限っては、サイズ不問での横断幕製作費の全額助成、九州大会については、市が決めている標準的なサイズの横断幕であった場合は、全額助成はできないのか。

続けて、市が独自で周知をすれば、それぞれのチームで横断幕を製作するかどうかの判断ができるようになり、この問題も解決できるのではと思いますので、2つ目です。

芦北町のように頑張る子供たちの活躍を周知するための看板の設置を市でしないか。

指導者の報酬については、他市の状況を調査するとありました。ねぎらいの言葉もありましたので、調査するだけでなく、結果を受けての実施の検討を願います。

スポーツ用品の購入費助成については、奨励金を交付しているのでしない。

団体奨励金は年間1万円ですが、1万円で何とかしてくださいということでしょうか。何ともできないから声が上がるわけで、厳し過ぎると思います。

小学校は社会体育に移行、中学校もこれからそうなる流れの中、これまでの部活動とは違う領域となります。

これまでは学校敷地内であったものが、クラブチームの練習場所への移動が増えることでの事故の懸念や様々な責任の所在、ボランティアでの指導者の有無、指導者不足、学校には行けなくても、好きなスポーツができる、練習には行ける、不登校児童生徒の居場所としても、独り親世帯などの経済的負担から送迎、物価高騰、子供の貧困による影響も考えられ、これまでとは違った様々な問題もあります。

こういった時代の流れの中、本市のスポーツをしたい子供たちが思い切りできるよう、また保護者が安心してスポーツをさせることができるよう、3つ目です。

使途の見直しが必要な時期だと考えるが、登録団体、選手等との相談やアンケート調査を実施し、ニーズに合った見直しをしないか、です。

今回の質問に当たり、一番驚いたのが、基金残高が約3,200万円あったことです。

全国レベルの選手が増えていくことはうれしいことですが、競技スポーツはシビアです。突然全国大会出場チームが大幅に増えることは予想しづらく、自然災害のように急な支出も考えづらい。つまり、貯めたというよりは使う機会が少なかったのではないかと印象があります。

計算してみますと、年間約540万円は支出ができると見れます。この5年間での最大の支出は445万円、一定の寄附を頂いており、残金約3,200万円を考えても、枯渇するということは、よほどのことがない限り考えにくいのではと考えています。

これらを踏まえて4つ目です。

仮に横断幕助成をしない、看板設置もしないとなれば、この残金はどのように活用していくのか。登録団体奨励金1万円の増額もできそうだがどう思われるか。

子供たちへの支援、特に金銭面では、巡って保護者への支援にもなります。

引き続き、スポーツをしたい本市の子供たちのために何ができるのかを考えていただきたいと願ひ、4点質問し、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えします。質問は、4点ありました。

まず1点目が、全国レベルの大会に限っては、サイズ不問での横断幕製作費の全額助成、九州大会は、一般的なサイズの場合は全額助成できないか、との御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたが、現在の補助金額が適正であると考えております。

次に2点目、芦北町のように、頑張る子供たちの活躍を周知するための看板の設置をしないのか、との御質問にお答えします。

横断幕等の製作に対し、補助金を交付しておりますので、看板を設置する予定はございません。

次に3点目、見直しが必要な時期と考えるが、登録団体、選手等との協議やアンケート調査を実施し、ニーズに合った見直しをしないか、との御質問にお答えします。

これまでも登録団体へのアンケートや現地訪問により聞き取り調査を実施しており、ニーズに沿った事業展開を行っております。

今後につきましても、現状を把握し、ニーズに沿った事業展開を行ってまいります。

4点目です。仮に横断幕全額助成をしない、看板設置もしないとなれば、この残金はどのように活用していくのか。登録団体奨励金の増額もできそうだがどうか、との御質問にお答えします。

基金設立後、コロナ禍の影響が大きく、全国大会等の中止により事業費が縮小した時期もありましたが、コロナ禍以降、多くの子供たちの頑張りにより、国際大会や全国大会等の出場者も増

えており、奨励金交付額も増加傾向にあるため、基金残高の減少を危惧しているところで、今後もニーズに沿った事業展開と有効な基金活用を行ってまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、パラスポーツ振興について、答弁を求めます。

丸山スポーツ推進課長。

（産業建設部スポーツ推進課長 丸山健一君登壇）

○産業建設部スポーツ推進課長（丸山健一君） 次に、パラスポーツ振興について、順次、お答えします。

まず、今年度6月7日と8日に、水俣市総合体育館屋内プールで「第36回九州障がい者水泳選手権大会」が開催されたが、開催の経緯は何であったか、との御質問にお答えします。

本大会は、九州各県を輪番で開催されており、今年度、熊本県の開催年度であり、かつ熊本市アクアドームの短水路プールが工事中であったことから、県内の公認屋内プールである本市での開催を決定されたと伺っております。

次に、同大会に参加された選手は何人で、そのうち何人が本市に宿泊されたのか。また、選手・監督・観戦された方々からはプール施設・宿泊・観光等についてどのような声を聞いているか、との御質問にお答えします。

参加された選手は109名で、宿泊者数につきましては、スタッフ等も含めて延べ約100名と伺っております。

選手・監督・観戦された方々からは、会場となる総合体育館について、「他の会場では、通路等が選手の控え場所となるが、今回、体育館と隣接しているプールであることから、アリーナを控室として利用できたことで、かなり過ごしやすかった」、「過去、駐車場不足が問題となっていたが、今回は駐車場が不足することはなかった」といった意見があったようです。

また、九州北部から自動車で来られた方から、「水俣インターチェンジがあることで、水俣が近く感じた」といった意見もあったとのこと。

次に、この大会が開催されたことによる市の見解はどうか、との御質問にお答えします。

本大会は、「水泳競技を通し水泳の楽しさを味わうとともに、体力の維持・増強を図り、仲間との親睦を深め、さらには障がい者スポーツの普及、障がい者の積極的な社会参加を目指すことを目的とし、また、11月の『第42回日本パラ水泳選手権大会』をはじめ、各全国大会の参加資格を得るための重要な大会」であったと伺っております。

大会では、日本記録等が誕生するなど、有名選手が出場しており、このような大規模な大会を、市水泳協会、総合体育館のスタッフが連携し、開催いただけたことは、今後の水泳競技の大会誘致に向け、貴重な大会であったと考えております。

また、本市の総合体育館屋内プールは、県内でも2つしかない屋内の公認プールのうちの1つ

であり、また、水質管理も徹底していることから、市外から多くのチームに利用いただいておりますが、本大会で水泳競技に取り組むアスリート、水泳関係者に御覧いただけたことは大きなPRができたと考えております。

特に、本大会に出場された選手の皆様、そして、開催までの準備や当日の運営などを行う事務局の皆様が、人に頼ることなく、主体的に動かれる姿は、強く印象に残っております。

次に、令和6年6月の答弁では、「本市でパラスポーツイベントを実施することで、交流人口の増加により経済効果が見込める」とあったが、現在もその考えに変わりはないか、との御質問にお答えします。

パラスポーツのイベントに限らず、市外からお越しいただけるような大きな大会・イベント等であれば、市内での消費につながり、経済効果が見込めると考えており、現在もその考えに変わりありません。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 私は、この水泳大会が開催されることを直前まで知りませんでした。

開催の経緯は、アクアドームが工事中であったから、公認屋内プールがある本市へ依頼があり、本市が誘致したものではないということでした。

選手は、市外から109人が参加され、そのうち100人ほどが宿泊された。これは本市においても非常にありがたいことだったと感じます。

参加者の声をお聞きしましたが、高評価だったことが伺えます。

本市でパラ水泳大会が開催されたのは、多分今回が初ではないかと思えます。関係者へのPRにもなったということで、意味のある貴重な経験、機会を頂いたものと感じております。

そして、去年6月の答弁での考えも今も変わらないとありました。

最初の質問の中で、「県内でも2つしかない屋内公認プールの1つが総合体育館プール」ということを初めて聞きました。

それならばと、1つ目です。

総合体育館屋内プールが公認プールであるので、今後もパラ水泳大会やその他パラ水泳イベントなどを関係団体と企画開催をしてみてもどうか、です。

次に、私は今も水俣で車いすテニスの普及ができています。

先ほどのパラ水泳大会でも、経済効果はあったと捉えています。

特に、エコパーク水俣には、8面のテニスコートがあり、駐車場、トイレも充実していることは以前にもお伝えしました。

このことについて、2つ目です。

去年6月に車いすテニスの質問の答弁で、「ハードコートが整備されれば開催は可能と考え

る。まずは管理事業者や関係者の意見を伺いたい」とあったが、その後、関係者にどのような意見を聞き、どのような回答があったのか。2回目の質問は、2点です。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。質問は、2点ありました。

まず、パラ水泳大会やその他パラ水泳イベントなどを企画開催して見てはどうか、との御質問にお答えします。

先ほど答弁いたしました「第36回九州障がい者水泳選手権大会」をはじめ、多くのスポーツ大会は、関係団体や所属団体が開催されております。

専門性や安全面なども考慮し、これまでどおり、関係団体等に開催いただければと考えておりますので、市としましては、これまでどおりお手伝いをさせていただきます。

次に、令和6年6月の車いすテニスに関する答弁では、「ハードコートが整備されれば開催は可能と考える。まずは管理事業者や関係者の意見を伺いたい」とあったが、その後、関係者にどのような意見を聞き、どのような回答があったか、との御質問にお答えします。

エコパーク水俣の指定管理者であるハートリンク水俣に確認しましたところ、「熊本県の車いすテニスの関係者の方と連携し、車いすテニスの普及や交流を目的として、既に車いすテニスの選手と健常の方が2人でチームを組み試合する『ミックステニス大会』を行っている」ということでした。以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 本市でのパラ水泳大会は、各関係団体からお話があればということで解釈しました。ただ、イベントに関しては、本市が主催でもやれることはあると思います。

令和3年には、スポーツコミッションのキックオフイベントとして、パラ競泳メダリスト富田宇宙さんの講演会が開催されました。

スポーツコミッションみなまたの目的を見ましても、PR次第では、それぞれの団体からのパラスポーツ大会開催の斡旋があることも考えられると思いますので、1つ目です。

スポーツコミッションみなまたの中に、パラスポーツを加えてみてはどうか、です。

車いすテニスですが、ハートリンク水俣に意見を聞き、ミックステニス大会を開催しているとの回答があった。

この大会には私も参加させていただきまして、障害があるなしに関わらず、競技用車椅子に乗り、実際に試合形式でプレーするといった体験イベントに近いものでしたが、とてもいい経験になりました。これには吉野議員、平岡議員も参加されました。

去年6月時点で日本車いすテニス協会の方とお話をさせていただいたときには、ハードコート

が必要だと言われていましたので、ハードコート整備についても質問をしましたが、その後、ハードコートが必要というのは希望であったとお聞きし、少し認識の違いがありました。

確かに海外では、ハードコートが主流ではありますが、国内の国際・全国大会から地域の大会などではオムニコートが主流とのことでした。

つまり、「必ずしもハードコートでなければならない」ということではなく、むしろ、国内にハードコートは少ないので、オムニコートで試合をすることのほうが多いとお聞きしました。

それならば、今のエコパーク水俣でも十分可能と判断できます。

そのために、まずは、先ほどの体験イベントなどを定期的で開催し、その回数を増やしていくことで、将来的には、公式大会の開催を見据えた取組が可能になってくるものと考えています。その裾野を広げていくために2つ目です。

エコパーク水俣での体験イベントなどの開催機会を増やしていけるよう、今後、ハートリンク水俣や各関係団体と協力して取り組むことを検討できないか、です。

次に、私は車いすテニスの質問をする際には、必ず車いすテニス協会や関係団体に意見を伺いながら考えますが、市からは同協会には伺っていないようでした。

大会開催の経験があるのは、協会や関係団体になります。将来に向けて、同協会や関係団体とのつながりを持っていただき、大会開催のノウハウやアドバイスなどもお聞きしてほしいと思いますので、3つ目です。

車いすテニスの関係団体に、大会開催や受入れなどのノウハウを聞いていただけないか、です。

本市でのパラスポーツ振興として動かせそうな種目としては、活用できる施設があるパラ水泳と車いすテニスの2つだろうと思います。

この2つのスポーツは、パラリンピック種目でもあり、パラスポーツの中でも人気があるスポーツに加え、これからもっと伸び代があるカテゴリーだと捉えています。

以前お伝えした大分市が車いすマラソンの聖地であるならば、水俣市はパラ水泳と車いすテニスに関して、施設面での受入れのポテンシャルがあり、取組次第では聖地になり得ると感じています。

パラスポーツ振興については、今後も取り上げていきたいと思いますので、お互いに情報共有ができればと思います。

以上、3点質問し、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えします。質問は、3点ありました。

まず1点目、スポーツコミッションみなまたの取組の中にパラスポーツを加えてみてはどうか、との御質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、スポーツコミッションみなまたとして、九州障がい者水泳選手権大会においても、広報等のお手伝い等をさせていただいたところであり、今後も引き続き、取組を行ってまいります。

次に、エコパーク水俣での体験イベントなどの開催機会を増やすことで、参加者が増え、車いすテニスへの認知や機運が高まると考えるが、今後、各関係団体と協力して取り組むことを考えてもらえないか、との御質問にお答えします。

先ほども答弁しましたとおり、既に、エコパーク水俣の指定管理者と車いすテニスの関係団体が、自主的に開催を頂いているところであります。

市としましては、これまでどおり、エコパーク水俣で開催されますスポーツイベント等に関わるPR等について、連携を行ってまいります。

3点目です。大会の開催に向け、車いすテニス関係団体に大会受入れのノウハウを聞いてもらえないか、との御質問にお答えします。

既に、エコパーク水俣の指定管理者が、車いすテニスの関係団体と連携され、交流大会を開催されておりますので、まずは指定管理者にお尋ねしてみたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、競り舟・ドラゴンボートについて、答弁を求めます。

丸山スポーツ推進課長。

（産業建設部スポーツ推進課長 丸山健一君登壇）

○産業建設部スポーツ推進課長（丸山健一君） 次に、競り舟・ドラゴンボートについて、順次、お答えします。

まず、本市の競り舟・ドラゴンボートの歴史はどのようなであったか、との御質問にお答えします。

本市の競り舟は、明治中頃に八幡町に住む森田周藏さんが、商用で長崎と頻繁に行き来されており、その際に、長崎でペーロンを見て、従業員のレクリエーションとして、お盆の月夜に投網舟で競漕させたのが始まりと言われています。

戦争や水俣病などで昭和34年を最後に一時中断したものの、昭和51年、地元の若者たちが水俣市青年団体連絡会議を結成し、「まちの元気を呼び戻そう」という熱い思いのもと、地域づくりの一環として、17年ぶりに大会を復活させ、今年で50回目を迎えました。

ドラゴンボートについては、昭和59年から台湾ドラゴンボート大会への選手派遣が始まっています。

それをきっかけとして、本市でもドラゴンボートを購入し、競り舟協会を中心に競技の普及に

取り組んでいるところです。

次に、水俣市競り舟協会とは、どのような連携を取っているか、との御質問にお答えします。

水俣市競り舟協会とは、みなまた競り舟大会、パドルフェスティバルなど大会運営等について連携しています。

次に、先日、第50回記念大会として台湾チームを招待した競り舟大会が開催されたが、台湾チームを含む、参加・応援された方々からはどのような声を聞いているか、との御質問にお答えします。

各チームから提出されたアンケート結果によると、20年ぶりの台湾チームの参加により、大会に新しい風が吹いて、一層盛り上がる一因になったとの御意見を頂いています。

また、台湾チームからは、美しい水俣の自然の中で、水俣の方々の優しさに触れ、素晴らしい交流ができたとの御意見を頂いています。

次に、台湾チームを招待するに当たり、本市が負担した遠征費等の内訳はどうであったか、との御質問にお答えします。

今回の招待は54名で、内訳は、宿泊代として107万8,500円、バス借上料として44万4,860円、飲食費として74万5,308円、合計226万8,668円を本市で負担しました。

次に、今度は10月に本市から台湾へのチーム派遣の予定があるが、その遠征費等の内訳はどうなっているか、との御質問にお答えします。

10月に台湾へ2チーム、38名を派遣します。

内訳は、航空機代として約380万円、バス借上料として約25万円を見込んでいます。

なお、参加者から個人負担として、7万円を徴収します。また、宿泊代、飲食代等について、中華民国ドラゴンボート協会に負担いただきます。

次に、今大会で台湾行きが目玉景品ということを選手団体にお知らせしたのはいつ頃で、それに対する選手の反応はどうであったか、との御質問にお答えします。

まず、今回の台湾行きは、交流のきっかけとして実施するものであり、目玉景品という表現には当たりませんが、大会要項を4月に決定し、令和6年度の参加チームへ速やかに送付しました。また、市ホームページでも周知を行っています。選手の反応は、大会へ向け、例年より早くから練習を始めるなど、練習に力が入っていました。

次に、台湾遠征で期待することは何か、との御質問にお答えします。

ドラゴンボートのみならず、多分野での交流の足がかりとしたいと考えています。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 先に歴史をお聞きしましたが、始まりは1890年代と言われている。大会は、一時中断があったものの、その後、若者たちのもと根づいてきたものと分かりました。当初から台湾と

の交流があったと記念誌にもありました。当時は、5,000人ほどのお客さんも見られていたそうです。

先日の競り舟大会では、台湾との交流が20年ぶりに復活し、台湾チームと市内外のチームと競っている姿を拝見しました。各チームへのアンケートを聞きましても、とてもよい交流の機会になったと思います。

質問ですが、まず最初に、備品についてです。

競り舟大会で使用する栈橋ですが、とても古くなっているとお聞きし、写真を拝見しましたが、水に触れる部分が木材、金属ともに朽ちている部分が多々見られました。

クレーンでの設置中に壊れる可能性や、人が乗っているときに壊れることも十分あるのではと思うほどの状態に見てとれました。

あれでは選手・スタッフの安全性に問題があると感じましたので、1つ目です。

栈橋が古くなっており、利用に際して危険だと聞いているが、選手・スタッフの安全のために改修もしくは新規更新はしないのか、です。

次に、台湾チームを招待するに当たり、本市からは、227万円を補助されたとあり、今度の10月に台湾へ水俣からチーム派遣される費用は、飛行機とバス代を見込んでおり、自己負担額が7万円あるとのことでした。

先日の競り舟大会では、協会所属のチームから最上位のチームが台湾行きチケットを手にする、いわゆる台湾行きが景品でした。

このことを選手団体にお知らせしたのは、4月頃で、選手の反応は、「いつもより早く練習を始めた」とありました。これは台湾行きを目指すためだったと想像できます。

この台湾行きについて、私の知り合いにも本大会の感想と台湾行きについてお聞きした声を紹介します。

「台湾チームと交流したり、試合できたのはとてもいい刺激になった。」、「レセプションでは仲よくなった選手もいて、SNSを交換し、今も連絡を取り合ったり、励まし合ったりできて楽しい。」といった感想の反面、「台湾行きのスケジュール・自己負担があることをもっと早く知りたかった。」、「招待と聞いていたので、自己負担はないと思っていた。」、「スケジュールも合わないし、お金もない。子供もいるので置いては行けないので、台湾行きはもともとないものと考えて頑張った。」、「水俣代表として恥ずかしくないこぎをしたいけど、合同チームになりチームワークが不安。」などの声をお聞きしました。驚きと不安、腑に落ちないという印象もあったようです。この声は、真摯に受け止める必要があると思います。

今大会の要項を見ますと、「台湾ドラゴンボート大会への出場をかけた戦い」と銘打っていますが、注釈には「自己負担があります」の文言はありませんでしたので、これだけを見た方は、

選手じゃなくても勘違いをしてしまうと思います。

それぞれの連絡の取り方、周知にそこがあったかもしれませんが、自己負担について納得できていない方もおられます。

私も台湾行きという景品を勝ち取った選手たちに自腹を求めることは納得できていません。というのも、今回は、台湾行きを目指して頑張れとしたわけですが、競技としてのスポーツをする人にとって、優勝、1番を目指すことは必然で、金メダルなどを目指し、日々努力を重ねるわけです。

私は学生時代にスポーツで遠征をしたことがあります。遠征費に関しては、予選を勝ち抜いての遠征でしたので、自己負担があることは承知の上でしたが、仮に大会への招待であったならば、自己負担があると聞けば辞退することも選択肢にあったと思います。

今回、権利を得たのは、4区チームと漕美ちゃんチームでしたが、漕美ちゃんからは2名以外は辞退されたと聞いています。4区チームは物販もしているそうです。これはお金がないからだと思えます。

権利を得ても金銭面の問題・スケジュール面を考え、辞退される方が出てくるのは仕方がないことだと思えますが、やはり台湾との交流が復活したこと、歴史ある50回記念大会の景品として掲げたのであれば、頑張った選手、台湾の大会に出てくれる選手に対して、ここはドーンと無料御招待くらいしてもよかったですのではと思います。

選手たちなしでは台湾との交流はできないはずで、架け橋となる貴重な人材であり、水俣代表です。これについて、2つ目です。

台湾行きの自己負担額を全額補助できないか。できなければ負担分を今より軽くできないか。

続けて、競り舟・ドラゴンボートでの台湾との交流は、今後どのくらいの頻度で行うのか。

次に、競り舟・ドラゴンボートが伝統的にやられていることを踏まえると、水俣といえば競り舟といった貴重な資源でもあり、一つの文化財としての側面もあるのではと考えます。

この水俣ならではの文化である競り舟、ドラゴンボートのこれからの展望について、4つ目です。

この歴史ある競り舟・ドラゴンボートの文化を今後、地域資源としてどのように生かし、観光や交流人口の拡大につなげていく考えがあるのか。

2回目の質問は、4点です。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。質問は、4点ありました。

まず、栈橋が古くなっており、利用に際して危険だと聞いているが、選手・スタッフの安全の

ために改修もしくは新規更新はしないのか、との御質問にお答えします。

栈橋については、定期的に改修を行っており、直近では、令和元年度に改修を行っており、競り舟大会終了後に、栈橋の劣化について、相談がありましたので、既に業者に改修の見積書を依頼するなど、改修については考えております。

また、パドルフェスティバルでも使用できる栈橋について、競り舟協会から相談がありましたので、共通で使用できる栈橋の導入についても、並行して関係団体と協議を行っていきます。

2点目です。台湾行き費用に選手自己負担があるので、全額助成できないか。また、できなければ、負担分を今より軽くできないか、との御質問にお答えします。

選手の自己負担額については、1人当たりの渡航費総額の半額以下になり、負担額は適当であると考えられるため、全額の助成や負担軽減については考えておりません。

3点目です。競り舟・ドラゴンボートでの台湾との交流は、今後どれくらいの頻度で行うのか、との御質問でございます。

台湾への遠征は、終わっていませんので、現時点では判断できません。

4点目です。歴史ある競り舟・ドラゴンボートの文化を地域資源としてどのように生かし、観光や交流人口の拡大につなげていくのか、との御質問にお答えします。

令和6年度から開催しておりますパドルフェスティバルは、ドラゴンボートの部、競り舟の部、個人エントリー枠とカテゴリーに分けており、さらに、オープンクラス、レディースクラス、アダルトクラス、キッズクラスと分類されています。

また、SUP体験やアウトリガー体験、キッチンカー等飲食ブースもあり、誰もが参加しやすいイベントとなっており、県外及び海外からも多くの参加が来ています。

今後もイベントの運営方法を工夫しながら、継続して開催することにより、交流人口の拡大に寄与するものと考えます。以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 栈橋については、令和元年に改修されたと。しかし、今7年たっていて、本当に写真を見ると危険な状態だと思いますので、なるべく早めの改修か更新の判断をお願いします。

台湾行きの費用ですが、半額以下になるからいいじゃないかと聞こえましたが、納得されてない方もいる中です。今回に関しては、少しでも選手負担分が軽くなるよう見直していただければと思っています。

やはり台湾行きを目指して頑張り、水俣をPRしてくれる存在ですので、それくらいの気概を持って、選手の声を受け止めてほしいと思います。

今後の交流は、まだ判断できないようですが、もし今後もあるのであれば、しっかりと早

めの連絡とスケジュールリングをお願いしておきます。早めに自己負担額が分かれば、それぞれのチームでのお金の積立てであったり、スケジュール調整もしやすくなるはずです。

同時に、特に女子ですが、今回、女子で優勝した漕美ちゃんのメンバーは、ほとんどが子育て中のお母さんでした。他のチームにもいっしょやるはずですが、金銭面、スケジュールに加えて、子供の3つのことを考えなければならないわけです。

女子チームから辞退された方が多かった結果を受けて、女子チームが台湾へ行きやすくなる方策も考えていただきたいと思います。

それぞれ検討課題ではありますが、今後注目していきたいと思っています。

3回目の質問ですが、台湾遠征ではいろいろな分野での足がかりにしたい。各イベントの運営方法を工夫して、交流人口の拡大をしたいとありました。

台湾はドラゴンボートのメッカなので、ドラゴンボートでの地域活性化や経済効果のノウハウを持っているはずです。

今回の遠征でそのノウハウを持ち帰ることで、水俣でもできることを検討するきっかけづくりになると考えます。

そのことを密に進められるよう、1つ目です。

これからの競り舟・ドラゴンボートを盛り上げていけるよう、水俣競り舟協会と市のみならず、有志を募りプロジェクトチームを立ち上げてみてはどうか、です。

次に、将来、競り舟を守り伝えていく存在も必要だと思います。そのためには、若者が競り舟に興味を持ってもらうことが重要と考えますので、少子高齢化の現在、若い世代への普及についてどのように進めていく考えがあるのか、です。

最後に、10月12日にパドルフェスティバルの予定がありますが、今後の競り舟大会・パドルフェスを開催することでの地域経済への波及効果として期待することはどんなことがあるか、です。

この伝統ある競り舟・ドラゴンボートを介した台湾との交流はよいことだと思いますし、毎年でなくても続けていってほしいと思っています。

当初は、今後の見通しをメインに聞くつもりでしたが、質問を考えるに当たり、選手や関係者、現場の声をお聞きしたことで知ることができた問題点もありました。

今回の質問を通して、見直せるところは見直していただきたいと思います。

将来の競り舟・ドラゴンボートの発展を願っています。

以上、3点質問し、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えします。質問は、3点ありま

した。

まず1点目、これからの競り舟・ドラゴンボートを盛り上げていけるよう、水俣市競り舟協会と市のみならず、有志を募りプロジェクトチームを立ち上げてみてはどうか、との御質問にお答えします。

みなまた競り舟大会に関し、市民や関係団体等からの意見、要望を広く反映させ、大会の円滑な運営と発展のために、既にみなまた競り舟大会実行委員会を設置しております。大会の企画や運営に関することや、その他、大会の実施に必要なことを協議しております。そのため、新たにプロジェクトチームの立ち上げは必要ないと考えております。

2点目です。少子高齢化の現在、若い世代への普及について、どのように進めていく考えがあるのか、との御質問にお答えします。

水俣市競り舟協会が運営する水俣龍舟は、年代に関係なく、舟こぎを通じて水俣を盛り上げたいという20代、30代を中心に、多世代の男女の約80名で構成されており、競り舟競技普及の基盤となるものと考えております。

そのため、今後も競り舟協会と連携しながら、普及に努めていきたいと考えております。

3点目です。今後の競り舟大会・パドルフェスティバルを継続することでの地域経済への波及効果として期待することはどのようなことか、との御質問にお答えします。

先ほども述べましたとおり、パドルフェスティバルは、市内のみならず、県外、海外からの多くの参加がっております。今後も運営方法を工夫しながら、さらに誰もが参加しやすいイベントとなることで、宿泊並びに飲食業等への経済効果が期待できるものと思われま。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、杉迫一樹議員の質問は終わりました。

この際、14時40分まで休憩します。

午後 2 時23分 休憩

---

午後 2 時40分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 こんにちは。日本共産党の平岡朱です。

今回、1つ目の質問は、投票に関わる項目です。

戦前、女性は家父長制の絶対的権限のもと、女性というだけで様々な権利を与えられず、独立した個人としての人格を認められず、男性に従属する地位に置かれていました。

特に、政治分野では、女性への差別は一層露骨で、女性には、一切の選挙権・被選挙権が認め

られず、治安警察法では、女性の政治結社への加入も禁じられていたといえます。

女性が参政権を手にし、実際に行使したのは、今から79年前です。

戦前からこのような困難な環境の中、声を上げ続けた女性たちの力があったからこそ、実現できた女性の参政権です。

それから、70年後、選挙権が18歳に引き下げられ、さらに多様な民意を反映できるようになりました。

私たちの暮らしと政治は、つながっています。

男女問わず、あらゆる性別の方々が、あらゆる世代の方々が、政治により参加しやすい環境が整えられるよう願って、以下、質問に入ります。

大項目1、投票率向上のための取組について。

- ①、現在、投票率向上のためにどのような取組を行っているか。
- ②、投票所での投票が困難な方にはどのような投票方法があるか。

大項目2、水俣市文化財保存活用地域計画について。

- ①、水俣市文化財保存活用地域計画とはどのようなものか。
- ②、計画作成に当たり、市民の意見はどのように集められ、どのように反映されたか。
- ③、今後のスケジュールはどのようになっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、投票率向上のための取組について、答弁を求めます。

赤司選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 赤司和弘君登壇）

○選挙管理委員会事務局長（赤司和弘君） 初めに、投票率向上のための取組について、順次、お答えします。

まず、現在、投票率向上のためにどのような取組を行っているか、との御質問にお答えします。

本市における投票率向上のための取組としては、小中学生を対象とした「明るい選挙啓発作品コンクール」の作品募集、水俣高校や市内中学校の生徒会選挙時における投票箱や投票記載台の貸出し、市内商業施設における啓発キャンペーンの実施、各自治会や事業所でのポスターの掲示、広報紙やホームページによる周知、防災行政無線や広報車による周知等の取組を行っております。

次に、投票所での投票が困難な方には、どのような投票方法があるか、との御質問にお答えします。

投票制度には、市外に出かけているなど選挙期日に投票に行けない、海外に住んでいるなど、

様々な状況を考慮した仕組みがあり、例えば、期日前投票、不在者投票、在外選挙制度などがあります。

このうち、投票所での投票が困難な方が投票できる制度としては、不在者投票制度があります。

この制度の中に「滞在地投票」があり、これは、選挙期間中に仕事や旅行等で市外に滞在している方を対象とするもので、滞在先の選挙管理委員会で投票を行うことができる制度です。

2つ目に、「指定施設投票」があります。これは、都道府県選挙管理委員会が指定した不在者投票ができる病院や施設に入院や入所をしている場合、その病院や施設内で不在者投票を行うことができる制度です。

3つ目に、「郵便等投票」があります。これは、身体に重度の障害等がある方や要介護5に該当する方を対象とするもので、事前に郵便等投票証明書の交付を受けた方が、自宅等で投票用紙に記載し、郵便等で投票できる制度です。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 18歳からの投票が可能になり、9年がたちました。今年7月に行われた参議院選挙のとき、初めての投票を迎える高校生から、水俣市でも「投票済証」がもらえるかとお尋ねがありました。投票済証は、自治体によって表現は異なりますが、投票所で希望者に対し配布されるカードのようなものです。SNSも普及し、「投票に行ってきました」と、投票済証をアップする投稿もよく目にするようになりました。さきに紹介した高校生は、初めての投票の記念にしたいとの思いから問合せをしてこられました。

先ほど答弁いただいたように、投票率向上のため、水俣市でも現在、様々な取組が行われています。選挙への関心を持ってもらうためにも、さらなる取組の提案として、まず1つ目の質問です。

水俣市でも投票済証の発行を行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、不在者投票制度についてです。

7月の参議院選挙のときにも市民の方から、不在者投票について幾つかお尋ねの電話を受けました。答弁の中にもありましたが、障害があり、自宅からの外出が困難な方や仕事のため遠方にいる方、水俣を離れている学生さんなど、それぞれの事情によって投票所に出向いての投票が困難な方にとって、不在者投票は大変有意義な制度です。

一方で、制度上、どうしても郵便でのやり取りが発生するため、手続に時間を要してしまいます。そこで、少しでもやり取りの手間が簡略化できないかと思い、以下質問します。

まず、不在者投票を行うために必要な投票用紙等請求書についてです。

制度そのものについては、水俣市の公式LINEでも通知が届けられており、大変よい取組だ

と思います。

それで、投票用紙等請求書については、市のホームページ上、または、スマホでダウンロードはできるものの、手元に印刷できる機械をお持ちでない場合は、用紙を取得する時点で手間かかってしまいます。そこで質問です。

例えばですが、遠方に住む学生が、最寄りのコンビニで書式を印刷できるような、そんな仕組みづくりを検討できないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、書類の記入方法についてです。

現在使用されている書類においては、執行されている選挙の種類について、手書きからチェック方式にするなど、幾つか改善できる点があるのではないかと考えています。

そこで、必要な書類の記入箇所について、さらなる簡素化を行うなど、書類の見直しを行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

2回目の質問は、以上3点です。

○議長（岩村龍男君） 赤司選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（赤司和弘君） 議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の投票したことを証明する投票済証の発行を行ってはどうか、という御質問でした。

投票済証の交付につきましては、公職選挙法上に規定はございません。交付するかどうかは、各自治体の判断とされております。

メリットとしましては、証明書を提示することで商品やサービスの割引が受けられる場合があることなどから、投票意欲を高める可能性等がございます。

一方で、投票済証の取得・提示が実質的に「投票した」という情報を公にすることになり、プライバシー侵害への懸念、投票や被投票の選択を自由に行う権利を脅かすことも懸念されます。また、投票済証の使用方法によっては、利益誘導であったり買収等に利用されるおそれもございます。

そのため、社会的需要と倫理的観点を十分に考慮した上で導入を判断することが必要と考えており、引き続き、他自治体の動向及び状況の把握に努めてまいります。

続きましては、不在者投票の際の投票用紙等請求書、最寄りのコンビニ等で印刷できるような仕組みづくりができないか、との御質問でした。

投票用紙等請求書につきましては、不在者投票の主な対象となる転出者には、あらかじめ不在者投票の御案内と投票用紙等請求書を郵送しております。また、広報紙や市ホームページにおいて、選挙期日のお知らせと併せて、不在者投票についても事前に御案内をしており、請求書もダウンロードができますので、現在のところ、検討する予定はございません。

3つ目の、請求書の記入箇所等について、さらなる簡素化を行うなどの見直しを行ってはどうか、との御質問でした。

提出書類を簡素化し、分かりやすくすることは、投票を円滑に進めるために必要であると認識しておりますので、必要に応じて、見直しを行ってまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 まず、投票用紙等請求書など、不在者投票に関わる書類の見直しについてですが、必要に応じて見直しを行うとのことによかったです。また、必要書類の印刷についてですが、例えば、印刷の手順を明記するなど、より手続しやすい工夫をお願いしたいと思います。選挙の種類にもよりますが、短いものでは、告示から投票まで7日間しかありません。今後も、より多くの方が、投票参加しやすいような取組を進めていただくことを期待しております。

そして、投票済証についてですが、今答弁にもあったように、利益誘導などに利用されることはあってはならないと、私もそう思います。慎重に御検討いただければと思います。

投票済証は、カードやしおりになっているものなど、デザインも様々です。投票率向上や若い世代への政治参加の意識向上の取組の一環として、投票済証の作成について、地元の学生との共同した企画を進められている自治体もあります。イラストやデザインを募集し、制作の段階から関わりを持ってもらうことも可能かと思えます。

また、自治体によっては、そのまちの名所などをカードにしているところもあるようです。例えば、水俣市なら湯の児や湯の鶴、中尾山や亀齢峠からの景色、不知火海に沈む夕日、水俣川のきらきらとした水面など、市民の皆さんにも水俣の名所を再認識いただけるきっかけにもなるのではないかと思います。

最後に1点、御検討の際に、ぜひこのような視点も取り入れていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1点お聞きし、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 赤司選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（赤司和弘君） 議員3回目の御質問にお答えします。

投票済証につきまして、投票啓発にもつながる取組として、地元の学生と共同して作成したり、また、水俣の名所をデザインしたものを印刷するなどというところで、様々な工夫を検討してはどうか、というような御質問でした。

投票済証につきましては、先ほど答弁しましたとおり、慎重に導入の判断をすることが必要であるというふうに考えております。

ただ、他自治体では、投票したことを証明するものではありませんが、選挙啓発ポスター作品等のイラストを活用した「投票所来場カード」のようなものを作成している事例もございますの

で、様々な方法について、他自治体の動向及び状況の把握に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣市文化財保存活用地域計画について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、水俣市文化財保存活用地域計画について、順次、お答えします。

まず、水俣市文化財保存活用地域計画とはどのようなものか、との御質問にお答えします。

水俣市文化財保存活用地域計画は、文化財保護法第183条の3に基づく、文化財の保存活用に関する総合的な計画です。本市の総合計画のもとに体系づけられ、文化財の保存活用の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する措置を記載するアクションプランを兼ねています。

令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とし、本市の概要、文化財の概要、歴史文化の特性、目指す将来像、文化財の保存活用の課題と取組の方針と措置、計画の推進体制等を記載しています。

次に、計画作成に当たり市民の意見はどのように集められ、どのように反映されたか、との御質問にお答えします。

本計画には、文化財保護法第183条の3第3項の規定により、住民の意見を反映するよう努めることが求められているため、市民アンケート、パブリックコメントを実施しました。

市民アンケートは、令和4年度に、市内在住の19歳以上から無作為に選んだ1,000人と、若い世代の意見を把握するため、市内の中学校と水俣高校の1・2年生589人を対象として実施しました。特に、中学生の回答率が高く、全体では48.9%の回答率となりました。

その中で、本市の歴史や文化財に関する認識度が低い、という傾向が判明したので、計画では、「歴史文化の情報発信に関する措置」を重点事業に位置づけました。

また、「眺望」や「景観」など自然に関する文化財に関心が高いことを受け、将来像は、「みなまた集うまち 自然・歴史・文化を活かしたまちづくり」と「自然」を1番目に掲げています。

パブリックコメントは、計画の素案についての意見を令和6年6月17日から7月6日に募集したところ、23人から御意見を頂きましたので、その一部を反映しております。

次に、今後のスケジュールはどのようになっているか、との御質問にお答えします。

今後、計画の第7章に掲げている文化財の保存活用に関する措置を実施することとし、その進捗を毎年度、水俣市文化財保護審議会に報告するほか、令和8年度から（仮称）水俣市文化財保

存活用地域計画協議会を設置し、隔年で点検等を行ってまいりたいと考えています。

また、この協議会で、令和12年度に中間評価、令和16年度に総合評価を行い、次期の計画につなげていきたいと考えます。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 先ほどの答弁で、この計画の内容についてお答えいただきましたが、水俣市文化財保存活用地域計画は文化庁によって認定されたもので、市民の関心も高く、より多くの市民に知っていただき、市民も含め水俣市全体で推進していけたらと思っています。

そこで、まず1点目の質問です。

この計画について市民説明会を実施する考えはないか、お聞きします。

この計画については、大きく関心を寄せている市民や専門家がおられます。水俣市のホームページで紹介してあるこの計画の「計画作成の背景と目的」の欄では、このような一文があります。「本市では、高齢化、過疎化により文化財の維持管理や継承等の課題が生じています。そのため、文化財の保存・活用の方向性や取組を可視化し計画的に実施していくとともに、市民、民間団体、文化財部局、庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を保存・活用する枠組みを構築し、文化財を確実に継承していくため、計画を作成しました。」と、このようにあります。

ここで2点目の質問です。

この中にあるように、市民、民間団体も含めた取組であるかと思いますが、例えば、市民や民間団体等の調査活動費用について何らかの補助があるか、お聞きします。

続いて、計画作成に当たっての市民からの意見について、特に、水俣病に関わる部分についてです。

先ほど答弁いただいた市民アンケートについて、その結果については、市のホームページで見ることができます。その中で、例えば、「歴史文化に関する記述のうち、知っているもの」という設問では、「『水俣病の教訓』を選択する回答が多く見られた」とあり、「未来へ伝えたい文化財は」という設問でも、「『水俣病の教訓』が最も多い」とあります。また、総括の部分でも、「『水俣病の教訓の発信』を市の文化として捉え、継承しようと考えている。自然に対する関心が高いのも、これに影響されている可能性がある。」と記されています。

水俣病の原点とも言われる百間排水口の樋門が撤去されようとしたことを機に結成された水俣の歴史的遺構（跡）を残す会は、昨年4月、「水俣遺産サミット」というワークショップを開催しました。当日は、10代から80代まで80名近くの参加があり、ワークショップの前後を通して、新聞各社やテレビで大きく取り上げられました。グループごとにテーマに沿った議論が熱く盛り上がり、参加者から出された意見を分類分けした資料では、自然や風景、歴史・文学などのほか、「私の残したい水俣の遺産」というテーマでは、「水俣病を語り継ぐ」という項目が、ま

た、「私の案内したい水俣」というテーマでも「水俣病を学ぶ」という項目で、世代を問わず、多くの意見が出されました。ワークショップを実施したこの団体が、これらの意見と共に、水俣市文化財保存活用地域計画作成協議会宛てに、百間排水口や丸島樋門、八幡残渣プールなどを水俣病関連遺跡群と捉え、策定中の水俣市文化財保存活用地域計画に記載をしてほしいと要請書を提出されています。

また同様に、パブリックコメントでも水俣病に関連する意見が多く寄せられていたかと思いません。

そこで、3点目の質問です。

来年は水俣病公式確認から70年を迎えます。水俣病に関しては、アンケートやパブリックコメントなどからも、市民の関心、計画に盛り込んでほしいという思いが強く感じられるかと思いますが、水俣病に関わる歴史については、どのような関連をもって進めていかれるのか、お聞きします。

また、4点目に、今後のスケジュールの流れとして、協議会の実施はいつ頃になるのか、お聞きします。

2回目の質問は、以上4点です。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 水俣市文化財保存活用地域計画について、市民説明会を実施する考えはないか、という御質問にお答えいたします。

計画の内容については、本市のホームページで計画全体と概要版を公開し、市報でも紹介しておりますので、市民説明会を実施する予定はありません。

計画に基づき実施していく措置の進捗や成果等については、随時、市ホームページで紹介していく予定です。

次に、市民等の調査活用費用について補助があるか、との御質問にお答えいたします。

御質問のような市民等が独自で行う調査に対して本市が補助金を交付する制度はございません。

なお、これまでも独自に文化財の調査や関連する事業を行う団体がおられました。本市の補助金を交付した実績はございません。

来年は公式確認から70年ということで、水俣病に関わる歴史については、どのような関連をもって進められていくのか、という御質問にお答えいたします。

計画に記載しておりますとおり、これまで把握が進んでいない分野の文化財の把握調査を進める中で、近現代の遺産の把握に取り組んでいくこととしております。

次に、協議会の実施はいつ頃か、という御質問にお答えいたします。

協議会の開催時期は、計画に基づく措置が一定程度進み、評価ができる状況で、かつ協議会での指摘事項などを次年度以降の事業計画に反映させることが可能な時期として、令和8年9月頃を想定していますが、他自治体の先行事例も参考にして検討していくこととしています。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 今後、水俣病の歴史を含めたこの計画の進捗状況に大きく注目していきたいと思えます。

この計画をきっかけに、私自身、歴史・文化、人物などを含め、水俣のすばらしい広い意味での文化財について知ることのできる大変よい機会になっています。これまで知らなかった水俣の歴史がたくさんあって、もっと知りたい、もっと学んでみたい、あの人にも話を聞いてみたいと意欲が増えています。計画について知った市民の皆さんも同様ではないかと思えます。ぜひ市民説明会についても引き続き御検討を頂ければと思えます。

水俣市文化財保存活用地域計画については、県内2例目ということもあり、大変注目されている取組です。水俣市の文化財について、改めて市内外の方にも知ってもらうことのできる絶好の機会でもあります。担当課には、市外の方からも含め、問合せも増えているとのことでした。

様々な角度から文化財を見詰め直し、そのストーリーも踏まえて、後世に伝えていくことも計画の役割の一つとされています。

そこで最後に、またとないこの取組をさらに推進していくためにも、予算や担当の人員をさらに手厚くすることはできないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1点お聞きし、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 平岡議員の予算や人員をさらに手厚くできないのか、という御質問にお答えいたします。

計画に掲げた措置を着実に実行していくためには、ある程度の予算や人員が必要となると考えられます。

しかしながら、市の予算も限られておりますので、各種補助金や交付金、民間資金などの活用ができないか、引き続き情報収集に努めてまいります。

また、人員につきましても、本市全体の人員配置から、増員等は難しいのではないかと考えます。

ただし、今回の計画では、文化財を地域資源や観光資源としても活用することを盛り込んでおりますので、関係部局と連携しながら取り組むことで、効率的に実行できる措置があるのではないかと考えられます。まずは、その可能性について模索していきたいと考えます。

○議長（岩村龍男君） 以上で、平岡朱議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明日10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時9分 散会

令和7年9月10日

令和7年9月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問

# 令和7年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月10日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時21分 散会

（出席議員） 15人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君	松 本 和 幸 君

（欠席議員） 1人

牧 下 恭 之 君

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡本 広志 君）	主 幹（小路 幹雄 君）
主 任（森 ちひろ 君）	主 査（藤井 美樹 君）

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（梅下 俊克 君）	福祉環境部長（今別府 隆宏 君）
産業建設部長（柿本 英行 君）	教 育 長（蓑田 誠一 君）
上下水道局長（永田 久美子 君）	総合医療センター事務局総務課長（竹下 昭博 君）
総務企画部市長公室長（白本 亮 君）	総務企画部総務課長（赤司 和弘 君）
総務企画部財政課長（中村 優志 君）	福祉環境部いきいき健康課長（草野 徹也 君）
福祉環境部こども子育て課長（山口 真也 君）	産業建設部経済観光戦略課長（緒方 卓也 君）
教育委員会事務局教育課長（設楽 聡 君）	

○議事日程 第3号

令和7年9月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 藤本 壽子 君 | 1 水俣市の高齢者家庭の介護問題、介護施設の現状、並びに訪問介護事業所の現状と課題について<br>2 酷暑に備える農産物対策、及び安心安全な未来をつくる環境対策について         |
| 2 吉野 誠 君  | 1 こども誰でも通園制度実施に向けて<br>2 水俣市における幼児教育と小学校教育の円滑な接続、いわゆる「架け橋期」の教育の充実について<br>3 校務DXの推進について        |
| 3 森川 武治 君 | 1 湯の児温泉の観光振興について<br>2 中小企業対策における水俣市企業支援センターの役割について<br>3 水俣市のごみ問題について<br>4 第八次水俣・芦北地域振興計画について |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、草野いきいき健康課長、山口こども子育て課長、緒方経済観光戦略課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

---

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願

います。

初めに、藤本壽子議員に許します。

(藤本壽子君登壇)

○藤本壽子君 皆さん、おはようございます。I's水俣の藤本壽子です。

朝からびっくりしました。雷が家の前に落ちたのではないかと思ひまして、本当に出勤をされるときには大変だっただろうと思ひます。

昨日までは、長い暑い日々が続いておりました。体調を崩された方もおられたのではないかと思ひています。

この夏、私は幸いなことに、かねてから環境に特化した政策を持つドイツに行きたく思っていたところ、水俣出身でドイツ在住の知人より、冥土の土産にも間に合わなくなるよという言葉に押され、7月30日からお盆にかけ、ヨーロッパを旅する機会に恵まれました。

ドイツのマインツは、朝晩は肌寒いような気候であり、旅の後半、ノルウェーのフィヨルドのまちベルゲンは、水俣の冬の気候でした。

改めて、世界は広い、そして、多民族であるということを実感いたしました。

水俣の皆さんには、本当に申し訳ないような思ひで帰ってまいりました。

熊本に着くと、熊本は猛暑の中、8月初めの豪雨による災害復旧のため、ボランティアを募集されており、駆けつけられず、本当に申し訳ない思ひでした。

次に、驚きましたのは、熊本市のど真ん中の健軍駐屯地に長射程ミサイル配備という、まさに有事前提の配備が進んでいるということを知りました。健軍駐屯地近くは、いつも通っていますが、市民病院、学校、商店街などが密集する地域であること、ジュネーブ条約が定める保安距離も全く満たされていないということであり、国際法違反であるとの声があります。このような配備を進める前に、まずは、平和外交を優先すること、そして、他国とは、世界的な共通の課題である猛暑対策、地球温暖化対策、そのことを課題として進めていくべきだと思ひます。

国内では豪雨による被災者への支援、そのことを優先して、地域住民の暮らしを守っていく政策が、まず何よりだと思ひています。

以下、質問に入りたいと思ひます。

大項目1、水俣市の高齢者家庭の介護問題、介護施設の現状、並びに訪問介護事業所の現状と課題について。

- ①、家庭で介護に従事する人の中で男性の介護者はどれくらいいるのか。
- ②、水俣市の高齢者介護施設のデイサービスの取組が縮小傾向にあると聞くが原因はどのようなことか。
- ③、介護施設では、慢性的に人手不足ということだが、外国人介護者は、どれくらいの期間働

いているのか。

④、本年3月に「水俣市訪問介護部会」という団体が、水俣市長に対し「請願書」を提出されたということだが、その内容はどのようなことか。

⑤、今年になって訪問介護事業所で閉鎖になったところはあるのか。

⑥、水俣市は、訪問介護事業所が閉鎖になることで市民にとってどのような影響があると思うか。

大項目の2です。酷暑に備える農産物対策、及び安心安全な未来をつくる環境対策について、質問をします。

①、水俣市は、酷暑などにより農産物が減少していると思われるが、把握していることがあるか。

②、農家に対し、酷暑対策として指導していることがあるか。

③、酷暑対策として支給しているものがあるか。

④、水俣市は平成20年（2008年）に国の環境モデル都市に認定され、地球規模の問題である温暖化対策に先導的に取り組む自治体として市全体の温室効果ガス排出量を基準年度である平成17年（2005年）から2050年までの間に50%削減するという目標を掲げているが、現在の削減率はどれくらいか。

以上、本壇からの質問を終わります。よろしくお願ひし、すみません。

○議長（岩村龍男君） よろしいですか。

○藤本壽子君 ちょっと休憩してよろしいですか。

○議長（岩村龍男君） 暫時休憩します。

午前9時36分 休憩

---

午前9時36分 開議

○議長（岩村龍男君） 再開します。

○藤本壽子君 失礼いたしました。印刷のミスでした。すみません。

⑤、水俣市総合計画の中に、市域の75%を占める森林の計画的な除間伐、造植林等の適正管理により温室効果ガスの吸収効果を高める必要があるとしている。現状は、どのようか。

⑥、5年前と比較し、ごみの総量は減少しているとのことだが、1人当たりのごみの量は減少しているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。失礼いたしました。

○議長（岩村龍男君） 初めに、水俣市の高齢者家庭の介護問題、介護施設の現状、並びに訪問介護事業所の現状と課題について、答弁を求めます。

草野いきいき健康課長。

(福祉環境部いきいき健康課長 草野徹也君登壇)

○福祉環境部いきいき健康課長(草野徹也君) 初めに、水俣市の高齢者家庭の介護問題、介護施設の現状、並びに訪問介護事業所の現状と課題について、順次、お答えします。

まず、家庭で介護に従事する人の中で男性の介護者はどれくらいいるのか、との御質問にお答えします。

現在、要介護認定を受けた方の人数や性別は把握しておりますが、介護者の人数や性別については把握しておりません。

次に、水俣市の高齢者介護施設のデイサービスの取組が縮小傾向にあると聞くが原因はどのようなことか、との御質問にお答えします。

本市で把握している原因としましては、利用者の減少に伴い事業所経営が難しくなったことが、事業休止の要因と伺っております。

次に、介護施設では、慢性的に人手不足ということだが、外国人介護者は、どれくらいの期間働いているのか、との御質問にお答えします。

今回、数カ所の事業所へ問合せをしたところ、令和4年頃から受入れを始めた事業者が多く、今のところ2～3年程度継続して働くケースが多いようです。

次に、本年3月に「水俣市訪問介護部会」という団体が、水俣市長に対し、「請願書」を提出されたということだが、その内容はどのようなことか、との御質問にお答えします。

令和7年3月に水俣市介護サービス事業者連絡協議会の訪問介護部会から請願書の提出があり、その内容は、訪問介護報酬の引下げ撤回及び介護報酬の引上げの再改定を行うことについて、国に働きかけを求めるものです。

次に、今年になって、訪問介護事業所で閉鎖になったところはあるのか、との御質問にお答えします。

令和7年3月に8事業所中1事業所が、事業を廃止されております。

次に、水俣市は、訪問介護事業所が閉鎖になることで市民にとってどのような影響があると思うか、との御質問にお答えします。

訪問介護事業所が減少すると、要介護状態となった市民が、住み慣れた地域で安心して生活を送る上で、サービスを利用したいときに必要なサービスが受けられないなどの影響があると考えております。

○議長(岩村龍男君) 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きましたので、2回目の質問をいたします。

朝や夕方、近くにある海の見える公園まで散歩に行きます。いろんな方にお会いします。

あるとき、いつも一緒に歩いておられた御夫婦が、男性1人で歩いておられるので様子を聞くと、お連れ合いが認知症が進行されたということで、この頃は1人で歩いている。「御飯はどうされていますか。自由な時間はありますか。」と聞くと、デイにお世話になっているなど様子を語っていただきました。その方は、最初は、随分戸惑っておられるようでしたが、今はいろいろな公的機関などを利用し、精神的にも安心しておられると感じます。

このように、地域でも様子の分かる人はよいのですが、数軒先には、息子さんが母親を、父親が病気になった息子を面倒見ている。また、水俣には、男性の介護者も多く、介護のため都会から帰ってこられる人もおられます。

さて、8月21日付の熊日新聞の記事に、大分県宇佐市の取組が掲載されていました。記事の内容は、「介護の悩み、男性同士で」とあり、介護者の集まりがある中、参加するのは通常女性が多く、模範的な介護者のふりをして弱音が吐けなかった。男性同士での交流を望む声が高まっていた。

国の2022年の調査では、同居して、主に介護を担う人のうち、女性の割合は68.9%、男性は31.1%だそうです。男性は真面目で自分の思いを吐露しない傾向がある。相談場所がないと、バーンアウトといって燃え尽き症候群になりやすい。そして、残念なことに、国の23年度の調査では、息子や夫による虐待が61.5%を占めたということでもあります。

そこで質問をします。

男性の介護者のストレスを和らげるような取組はできないか、これが質問の1番です。

次に、外国人介護者については、以前も質問をいたしました。今回、特別養護老人ホームなど、お話を伺ってまいりましたが、「せっかく仕事に慣れたと思ったら、待遇のよい都会に行く人がいたりします。」ということでした。賃金が上がるということは、日本人の介護者も含め、ぜひ国の支援を求めてもらいたいことではありますが、そのほか、地域との交流や居住空間の改善など、そのようなこともあると思います。さらに、介護者として定着してもらえるようなことはどのようなことか、市として考えていることがあればお聞かせください。質問の2番目です。

次に、3つ目の質問です。

水俣市訪問介護部会は、「水俣市の訪問介護報酬の引下げ撤回及び介護報酬引上げの再改定を行うことを国に働きかける請願書」というものを水俣市長宛てに提出されておられますが、これは本年3月11日です。これについて、請願を受け、その団体の方々と話を持つ機会を持ったのか、これが質問の3番目です。

さて、この請願の中にも名前を出しておられます、訪問介護部会の中にですね、グリーンコープの水俣市で訪問介護に携わられてこられた方より、介護事業所について切実な状況をお聞きしてまいりました。1日も早い訪問介護基本報酬の大幅引上げを求めるということで、水俣のメン

バーも加わり、厚生労働省に意見書を直接手渡しに行ったということでした。

意見書の中身としては、2024年度の厚生労働省の検証によると、厚生労働省の検証です。2024年4月から訪問介護の基本報酬を減額した。その後、報酬減額に影響を受けた介護事業所の倒産は史上最悪となり、倒産手前の事業者も増える一方です。このような状況では、次の改定3年後を待たず、閉鎖に追い込まれる訪問事業所は後を絶たず、地域包括システムの崩壊になりかねない状況である。2024年6月から8月、僅か2か月ですね、2024年6月から8月の間、厚生労働省の検証によると、訪問介護事業所166件が休止、397件が事業廃止、合計563件となっています。

要望の内容はいろいろございましたが、特に胸を打たれたことがございました。高齢者、特に独り暮らしの方には、利用者の命を支えていると、私たちは利用者の命を支えていると実感している。利用者が待っていてくださることに、ささやかな喜びややりがいを感じているということです。つまり使命感を持って携わっておられるということが分かります。

さて、今回の水俣市への請願は、タクシー会社なども含む7つの事業所からであり、事業が存続できるかどうかの切実な状況を訴えられており、ぜひ市としても、改めて国に対し、働きかける必要があると思うが、いかがでしょうか。質問の4番目でした。

最後にもう1つ質問いたします。

小規模養護老人ホーム型CCRCについてです。

7月13日の熊日新聞を読んだ市民から、水俣にはこれができんとやろうかという連絡がありました。この記事によると、ケアサービス人材が不足し、人材不足の中、鳥取県の平井伸治知事、岐阜県の飛騨市の市長、北海道ニセコの町長などが石破首相に直接会い窮状を訴えた。メンバーは、地域ケアサービス再生存続会をつくった。地域の存続と人口流出を止めるのが目的でした。住み慣れた地域で暮らすシェアハウスのようなものということでもあります。全国では既に100か所くらいが取組を始めているそうです。この記事を見た市民からは、早速、水俣市はどういう意向を持っておられるのかという連絡がありましたので、これを5つ目の質問としたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 藤本議員2回目の御質問に、順次、お答えいたします。

まず、他市では男性介護者のストレスを和らげようとする取組をしているということだが、本市はどうか、との御質問でした。

本市においては、令和6年度までの過去5年間、虐待認定したうち、男性が虐待者となっているケースが約64%となっております。

介護者に対する支援につきましては、地域包括支援センターにおいて実施をしておりますが、性別によることなく支援を行っております。

次に、外国人介護者が健全に定着して働いてもらうためには、どのような取組が必要と思うか、との御質問でした。

外国の方が介護事業所で働き続けるためには、日本語能力試験のレベルが一定以上必要となったり、日本において介護福祉士の資格を取得する必要がありますので、働きながら効率よく日本語のレベルを上げていけるような取組が必要だと考えております。

3点目、請願を受け、事業所から話を聞くなど現場との話し合う機会を持ったのか、との御質問でした。

請願を行った訪問介護部会は、その活動を停止しておられますので、話合いの場を設けるまでには至っておりません。

4点目、請願の内容は、訪問介護報酬引下げの撤回及び介護報酬引上げの再改定を国に働きかけることを求める内容であったが、国に対し働きかけはできないのか、との御質問でした。

本市では、県全体の要望事項を取りまとめる県の会議に、訪問介護報酬の見直しについて議題として提出し、その内容について、県市長会、九州市長会、全国市長会を経て国に要望を行っております。

最後、住み慣れた地域で暮らすシェアハウスが水俣にもあればいいが、という御意見があったが、これについてどのように思うか、との御質問でした。

「小規模地域共生ホーム型C C R C」のシェアハウスについては、令和7年6月13日に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」の中で取り上げられており、モデル事業等が実施され、取組が進められていくものであると認識しておりますので、今後の動向を注視してまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁頂きました。

水俣市の高齢化率は42.1%であるということです。残念ながら水俣市で令和6年度まで過去5年間に虐待認定したうち、男性が虐待者になっているケースが約64%であったということであり、これは虐待をする人だけの問題ではないのではないのでしょうか。男性が家事に慣れていないことや様々な問題があります。私は、これをもっと明るい方向に持っていけないかなと思います。この際、介護を軽くしていく、料理を楽しむなど、介護の孤立化を防ぐため、介護の体験を話したり、特に失敗談などが本当によいと思うんです。大分県宇佐市では、悩みを話す男性同士の交流会をしているということがあります。水俣市も取り組めないかと思いますがいかがでしょうか。これが、質問の1番です。

高齢者介護施設のデイケアサービスが縮小されるということで、少なからず地域の高齢者家族には、影響が大きいと思います。今後、地域の高齢者の現状把握が必要かと思えます。

次に、外国人の介護者については、以前も申し上げましたが、水俣市の現状分析があるよう、水俣で、水俣の市民に愛情を持ってくれた方々には、次の段階の意欲と働きがいを持ってもらうための目に見えた施策を考える必要があります。日本語を教える機会をもっと増やしてほしい。ステップアップをしていくための施策をぜひ考えていただきたいと思います。

次に、水俣市訪問介護部会の方々は、前回の私が質問した内容を議会中継でみんなで聞かれたということでありました。

私が聞きましたのは、国に対し意見書を上げてほしいということでございしましたが、水俣市の答弁が静観するという答弁であったため、正直なところやる気をなくしたと言われました。会の部会長を引き受けてくれる人がいないという状況が続いており、水俣市は、訪問介護事業所の皆さんの窮状に対し、もっと寄り添う姿勢が必要ではなかったかと思いますがいかがでしょうか。2回目の私の質問に、県財政課長会議に議題として提出したなどの答弁がありました。このことは、当事者の方は、そのことを知っていらっしゃるのでしょうか。当事者の事業者は、事業を縮小したり、廃止せざるを得ない切実な状況です。ぜひ今後も連絡を取っていただくようお願いしたいと思います。さらに厚生労働省への働きかけもお願いしたいと思います。

次に、2つ目の質問です。

この先、団塊の世代が介護を受ける世代となる中、水俣市の訪問介護事業所の閉鎖、減少は、サービスが低下していくことが予想されますが、市独自で支援することはできないか、また、以前のように市の管轄の中でやることはできないかと思いますが、いかがでしょうか。質問は以上です。

最後に、介護シェアハウスですが、たまたま先日テレビで、拝見いたしました。そこは障害を持った方もおられたりして、みんなが本当に孤立しない、みんなが支え合って暮らしているということを報道の中で感じました。水俣市も直接見学に行くなど、情報収集をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 草野いきいき健康課長。

○福祉環境部いきいき健康課長（草野徹也君） 藤本議員の3回目の質問にお答えいたします。

まず、男性同士の交流の場をつくれないうか、水俣市も取り組めないか、ということですが、介護者の交流の場づくりにおきましては、相談窓口である地域包括支援センターと協力し、介護者支援に取り組んでおります。

次に、水俣市の訪問介護事業者が減少することで、サービスの低下という部分で、水俣市独自で支援することはできないか、または、以前のように市の管轄でできないか、というような御質問でございましたが、市独自の支援や市の管轄における訪問介護事業を行うとなると、多大な予算・人員の確保が必要であり、本市としましては、国が定めている介護サービスの中で実施すべ

きと考えますので、市単独で実施することは考えておりません。

○議長（岩村龍男君） 次に、酷暑に備える農産物対策、及び安心安全な未来をつくる環境対策について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、酷暑に備える農産物対策、及び安心安全な未来をつくる環境対策について、順次、お答えします。

まず、水俣市は、酷暑などにより農産物が減少していると思われるが、把握していることがあるか、との御質問にお答えします。

かんきつ類においては、JAあしきた果樹部会のみかん出荷反省会資料によると、水俣・芦北管内の令和6年産のデコポン、甘夏ともに令和5年産より出荷量が減少したとのことです。

サラダ玉ねぎにおいては、令和7年産の出荷報告をJAあしきたから受けていますが、作付面積の減少や苗の生育が悪く、令和6年産より出荷量が減少したとのことです。

稲作においては、JAあしきた管内において、令和6年産の収量の問題はなかったが、管内で作付の65%を占める「ヒノヒカリ」で品質の低下が見られたとのことでした。

次に、農家に対し、酷暑対策として指導していることがあるか、との御質問にお答えします。

本市としましては、熱中症対策の声かけなどは行っておりますが、技術的な指導については、農業の専門職員が不在のため、県の普及指導員やJAあしきたなどから生産対策に関する情報を収集し、農業者にお伝えしているところです。

かんきつ類であれば、果実の日焼けを防止するための被覆資材の使用や、かん水の実施などが有効であるとお伝えしています。

サラダ玉ねぎにおいては、JAあしきたにおいて、播種時における条間基準の変更などにより高温対策を指導していると聞いております。

また、稲作においては、県の推奨品種であり、高温耐性である「くまさんの輝き」を紹介しています。

次に、酷暑対策として支給しているものがあるか、との御質問にお答えします。

本市としましては、現在、農業者に支給しているものはありません。

次に、水俣市は2008年に国の環境モデル都市に認定され、地球規模の問題である温暖化対策に先導的に取り組む自治体として市全体の温室効果ガス排出量を基準年度である2005年から2050年までの間に50%削減するという目標を掲げているが、現在の削減率はどれくらいか、との御質問にお答えします。

本市全体の温室効果ガス排出量の削減率は、2023年度の実績において、基準年度比28.1%の削

減となっております。

次に、水俣市総合計画の中に、市域の75%を占める森林の計画的な除間伐、造植林等の適正管理により、温室効果ガスの吸収効果を高める必要があるとしている。現状はどのようなか、との御質問にお答えします。

本市総合計画においては、森林による温室効果ガスの吸収量を指標として用いていないため、現状の実績についても把握をしておりません。

次に、5年前と比較し、ごみの総量は減少しているとのことだが、1人当たりのごみの量は減少しているのか、との御質問にお答えします。

本市のごみの総量につきましては、5年前に当たる2019年度と2023年度を比較したところ、2019年度の6,943トンから、2023年度が5,985トンと推移しており、この期間は減少しております。

また、市民1人当たりのごみの量につきましては、2019年度の285キログラムから、2023年度が269キログラムと推移しており、ごみの総量と同様に減少をしております。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 質問が多岐にわたりましたが、地球温暖化というのがですね、他人事と考えていたわけではなかったんですが、昨年くらいから、さらに身近な問題になってきたと思っています。

水俣の海産物への影響や、さらに現在まで減農薬の甘夏の生産者団体との関わりを持ってきた中、少雨などの影響もありましたけれども、前年より30%ほど収量が減少したとの報告がありました。また、ミカンの品種によっては、出荷がほぼゼロというのもありました。いよいよ影響が出てきたことを身近に感じています。実際に、ほかの生産者はどのような傾向なのかと思い、JAあしきたに連絡をして、昨年の甘夏の収量に変化があったかをお尋ねしました。そうしますと、同じ比率で30%の減少だったということです。夏の酷暑を回避するために、果樹に石灰の水溶液だとか、渇水対策、いろいろなものを全国的に取り組んでおられます。本当に御苦労なさっていると思いますが、やはり、この中でもですね、水俣は、これから先の水俣の食べ物を自給するというくらいの思いでも、耐久性のある作物、米の品種も、もう全国的にも17%品種改良になっているということですが、そういうことをきちんとしていただきたいと思っています。

そこで質問をいたします。

1番に、暑さに強い作物への取組は始まっているのか、ですね。強い作物をもっと探す必要があるのではないかということです。

次に、この暑さを回避し、作物などの被害が出ないようにするためには、今後ますます温暖化対策に力を入れる必要があると思います。水俣市第6次総合計画の中にもあります。

ちなみに、今回、熊本県環境センターに行き、どのようなことを目標にしているかを見てまい

りました。ノーマイカー、マイバッグ、省エネ家電、地球に優しい温度設定、地産地消、ライトダウン、グリーンカーテン、エコドライブなどがありまして、それに加え、もっと細かい点での取組も示唆しておられました。

質問に入る前に、もう一つの事例を紹介したいと思います。

私は、8月初めから、先ほども申し上げましたが、環境先進国ドイツに行き、環境に特化した政策を学びました。ドイツは御存じのように酸性雨での森林消失の問題から、1970年代から徹底した環境政策を打ち出し、国民挙げての取組となっています。総合的な環境教育を土台に、ごみ分別、再生エネルギー、持続可能な都市計画、非常に細かい分別、デポジット制度の導入などがあります。また、再生可能エネルギーに力を入れる必要があることには、ドイツは、チェルノブイリ原発、福島原発の事故後、原発からの完全撤退を国民と決め、2023年には全ての原発が閉鎖しているという状況であります。つまり、電力の事情もございませぬ。ドイツで実感したのは、ごみの発生抑制です。まず、自動販売機がほとんど見当たらないんです。ホテルに宿泊しても、プラスチック容器、歯ブラシ、くしなどは置いてありません。スリッパもありません。知人の女性からは、「自分でコップもスプーンも持って行ってね」という指示がありましたので、それでよかったのですが、日本人観光客がただ行くと、本当に戸惑うことだろうと思いました。そして、徹底していることとしては、レジ袋の削減などは法律に記述されています。また、森林の保護、緑地化対策では、緑地を使用して建築物を建てた場合、失われた分をほかで補うことが建築法で定められているという徹底ぶりです。また、国内各地には、森の学校というのがありまして、教育も徹底しています。脅威のリサイクル率と屋上緑化などもあり、緑地が毎年1,000万平方メートル増加しているということで、これらは全て温暖化対策となる取組となっています。長くなりました。

そこで、2番目の質問をいたします。

1回目の質問に関連してですが、水俣の森林は市内面積の75%というのはCO<sub>2</sub>削減に大きく寄与しているわけですが、業者などへの伐採後の確認、植林の状況などを把握しているのか。そのことを質問の2番にしたいと思います。

それから、国内でも、この頃、都市計画の中で、気候対策をもうやっているところの自治体が大分出てまいりましたが、ドイツのまちフライブルグというところは、世界一の環境のまちと言われているところですが、グリーンシティというまちのゼロエミッションハウス、世界一効率のよい家などを見学してきました。緑の中の集合ハウスという感じで、世界中から見学者を受け入れていました。

そこで質問したいのですが、その一端の質問です。

水俣市役所に植栽、私はこれはグリーンカーテンと思ってたんですけども、そうではないと

ということですが、庁舎の気温を下げているという、そのような役目があると思いますが、これはもっと広げることができないのか、市営団地などへの指導はしていないのかを質問したいと思います。

それから、3つ目の質問をいたします。今のが3つ目でした。すいません。

それから、リサイクルも大切だと思いますけれども、何より発生抑制が一番CO<sub>2</sub>削減につながると思います。今回、熊本県環境センターに行き、その展示の中に、毎日マイボトルを持って出かけるとペットボトル飲料代が年間1万2,000円、ごみ排出量は4.4キロ減らすことができます。そういうふうな具体的な数字が県の環境センターにはあるんですけども、そのような分かりやすい数字を市民に改めて知らせて、ごみ減量につなげてほしいと思いますが、いかがでしょうか。これが質問の4番目です。

最後の5番目は、温暖化対策として、農産物の地産地消があげられると思いますが、市民の消費動向については、調査したことがあるのかをお尋ねしたいと思います。

質問は、5つです。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。5点ございました。

まず1点目、暑さに強い作物への取組が始まっているか、とのお尋ねです。

かんきつ、サラダ玉ねぎ等におきましては、かぶせ物や水管理を徹底するなどの対策が取り組まれております。

稲作においては、先ほど御説明いたしました高温耐性品種であるくまさんの輝きは、JAあしきたの総代会資料によると、令和6年産において、1等米66%と、等級もよく、作付面積は増加傾向でございます。

2点目が、森林のCO<sub>2</sub>削減機能に関しまして、伐採後に植林等の調査を行っているか、との御質問でした。

伐採後の植林状況については、伐採後に造林をした者などから提出される状況報告書等で確認し、必要に応じて現地確認により把握をしております。

3点目が、緑の植栽などの指導はしていないのか、という御質問でした。

グリーンカーテンなどの設置の指導は、現在行っておりません。

4点目が、マイボトルの使用が、ごみ排出量の抑制につながるということを具体的数値等も含め周知し、ごみ減量につなげてほしいという御質問でした。

マイボトルの使用につきましては、マイバッグやマイ箸などのように、省資源につながることから、本市としましては、これまででも推奨をしてきたところです。

今後も引き続き周知をしてまいります。

5点目の市民の地産地消に関する消費動向につきまして、調査をしたことがあるのか、という御質問でした。

市民の消費動向についての調査はしておりません。答弁は、以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 ありがとうございます。3回目の質問をいたします。

猛暑に強い野菜にはいろいろあるようです。オクラだとかゴーヤだとかモロヘイヤ、スイカ、サツマイモ、ニラ、シソ、バジルなど熱帯地方の原産のものが多いということです。カボチャもあると思います。ミカンにも「熊本EC11」というんでしょうか、浮き皮の発生が少ないミカンがあるとJAの方からお聞きしました。今後の地球温暖化に備え、市としても、農家が経営していくことができるような農産物の開発に力を注いでいただきたいと思ひまして、改めて、農産物の耐性のある品種や今後の対策などについて、勉強会などが開けないかを質問したいと思ひます。これが質問の1番です。

さて、ドイツの屋上緑化の広がりについては申し上げました。既存の住宅での取組にも目を向けていただければと思ひます。もう一つ、地産地消の消費動向で、改めて水俣の農産物に愛着が出てくると思ひるので、どんな形でやるかはありますけれども、取組がお願いできないかと思ひます。

最後の質問です。これもドイツのスーパーで気がついたんですが、ビオとかエコとかいう商品がたくさん並んでおりました。安心安全な原料でできていることですが、ドイツ企業は、もう企業自身がいわゆるサステナビリティを重視し、前面に出すことで売上げを上げてきています。2022年には800億ユーロ、1兆円の投資をしたそうですけれども、2010年に比べて53.6%、環境保護のための投資が増えています。そのような状況でありますけれども、環境政策をすると、儲からないというようなことをよく言われますけれども、ドイツの場合は、1995年から2021年の平均賃金は、68.2%伸びています。公的年金も5.35%から6.12%引き上げられました。日本は2022年から0.4%、公的年金は引き下げられました。ただ、エネルギー政策の問題では、ウクライナの戦争から事情が少し変わってきているということはあるということです。毎年、環境保護のために予算をつぎ込んでも生活水準が落ちないということ、持続可能な社会をつくるのは、水俣にとって本当によい学ぶべきことではないかと思ひます。私は、水俣も水俣エコブランドというものを打ち出していき、経済と環境が両立するまちづくりをつくってはいけないかというふうには思っています。

そして、最後に、またごみに戻ります。日本は、企業からごみが出るんですけれども、ドイツの場合などは、かなり企業のほうでも回収をしているということで、法律的に決まっているんですが、今、日本の場合には2030年くらいですかね、法律が整備されているということですが、今の

ところ、自分が出した、自治体が出したごみというのは、私たちが、自治体が、費用を捻出して  
いるというのが、日本の現状であるということ。ですので、要らないものは買わないというこ  
と、それは住んでいる自分と自治体を助けることではないでしょうか。そこで、最後の質問で  
す。

地球温暖化を少しでも食い止める、子供たちに未来を受け渡すためには、できるだけ要らない  
ものは買わないこと、つまり、ごみの総量を減らすよう、そのような仕組みをつくる、市民に啓  
発するということが大切だと思うが、いかがでしょうか。質問は、2ついたしました。以上で  
す。

私自身も生活スタイルを見直せずにいることが多くあります。すぐ車に乗ったりします。個人  
への責任だけでは困難であり、水俣や、ひいては、日本全体の仕組みが変わっていけるよう、し  
かしながらですね、楽しみながら、持続可能な水俣づくりを目指していくことが大切ではないか  
と思っています。以上、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。

まず1点目、新しい耐暑性農産物や暑さへの対応などの勉強会を開けないかという御質問で  
ございました。

くまさんの輝きにおいては、芦北地域振興局による勉強会が開催され、JAあしきた及び1市  
2町で栽培方法の検討と食味向上を目標に取り組んでいるところでございます。

本市といたしましても、JAあしきたが実施する水稻講習会など各種勉強会について、周知の  
協力を行い、関係者の方々への情報提供を行ってまいります。

2点目、ごみに関しまして、地球温暖化対策としては、ごみの総量を減らす取組について、市  
民に啓発をすべきだと思うがいかかがか、という御質問でした。

ごみの総量のうち、燃やすごみの量をできるだけ減らすことが、CO<sub>2</sub>の排出抑制につな  
がり、地球温暖化対策としても有効でございます。

引き続き、ごみの総量を減らす取組を市民に周知してまいります。答弁以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩します。

午前10時17分 休憩

---

午前10時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉野誠議員に許します。

(吉野誠君登壇)

○吉野 誠君 こんにちは。こども未来会の吉野です。

今年の夏もとても厳しいものでしたね。私たちが子供だった頃の夏休みと現在の子供たちが置かれている夏休みの環境は、もはや全く別物だと思います。どれくらい違うのか、気象庁の統計を調べてみますと、約50年前の1976年、熊本市の35度以上になる猛暑日は、6月から8月の夏全体で1日もありませんでした。ところが、2025年、猛暑日は、熊本市で6月から8月の夏全体で30日、熱帯夜は、50日を記録していました。気温の問題だけでも、私たちが子供の頃とは大きく違う環境にあります。

ただ、この気候の大きな変化は、子供たちの環境変化の一つの側面にすぎません。核家族化や地域のつながりの変化によって、かつて、この社会に当たり前にあった「地域みんなで子供を守り育てる」という温かい機能が少しずつ弱まっています。保育所等が代わりを担う部分もありますが、全国の調査では0歳児から2歳の約6割が保育所には通っていないという結果が出ています。社会の形が変わったのであれば、子育てを支える仕組みも時代に合わせてアップデートしていく必要があります。これまでもそうやって少しずつ変わってきた仕組みですが、次の一つのきっかけが「こども誰でも通園制度」ではないでしょうか。

まず、この新しい制度が、水俣市の未来にとってどのような役割になるのか、以下、質問いたします。

大項目1、こども誰でも通園制度実施に向けて。

- ①、来年度実施される「こども誰でも通園制度」とは、どのような制度か。
- ②、この制度の目的と、これまでの一時預かりとの違いは何か。
- ③、利用できるのは、市内のどの施設になるか。

大項目2、水俣市における幼児教育と小学校教育の円滑な接続、いわゆる「架け橋期」の教育の充実について。

先日、熊本県主催の研修会で、國學院大学の吉永教授から、この「架け橋期教育」の充実について学ぶ機会がありました。

そこでは、これからの幼保小連携は、配慮が必要な児童の情報共有という重要な役割に加えて、全ての子供の主体的な学びを小学校へと豊かにつなぐことが、全国的に課題となっていると強調されていました。

実際に、県や他の市町村においても、この「学びをつなぐ」連携の取組が、今まさに強化されていると伺っております。

この大きな教育の流れの中で、私たち水俣市における架け橋期教育の現状と今後の充実について伺います。

①、「架け橋期」の教育の充実について、どのような目的とメリットがあるか。

②、現在、行われている保育所等と小学校の連携について、具体的にどのような取組が行われているか。

③、「架け橋期のカリキュラム」の作成状況はどうか。

大項目3、校務DXの推進について。

国が提唱する未来社会の姿に、「S o c i e t y 5.0」という言葉があります。これは狩猟社会をS o c i e t y 1.0として、農耕社会、工業社会、そして今私たちが生きている情報社会が4.0、それに続く第5の新たな社会を指すものです。

このS o c i e t y 5.0とは、どんなものかといいますと、A Iなどを活用してサイバー空間と現実空間を高度に融合させ、社会の様々な課題を解決する「人間中心の社会」と定義されています。この考えは、2016年1月に出てきて、もう約10年です。この大きな流れを受けて、あらゆる場面でデジタル化が急速に進んでいます。

教育現場も例外ではなく、水俣市でもタブレット端末の整備が進み、事業でのI C T活用が日常の風景となりつつあります。

しかし、その一方で、授業のデジタル化と、それを支える先生方の「働き方のデジタル化」との間に隔たりはないでしょうか。

子供たちの学びが進化する裏側で、先生方の校務、例えば保護者への連絡や各種書類の作成・管理といった業務は、依然としてアナログな手法に頼っている部分が多いのが実情ではないでしょうか。

実際に、デジタル庁の調査でも、水俣市の現状としては、校内の情報共有に比べ、保護者・生徒との連絡手段のデジタル化が遅れているというデータが示されています。

このような認識のもと、本市の校務DXの推進について、以下の2点について質問します。

①、校務DX推進の意義について、どのように考えているか。

②、校務DXの整備状況と活用状況はどうか。

本壇からの質問は以上です。

○議長（岩村龍男君） 初めに、こども誰でも通園制度実施に向けてについて、答弁を求めます。

山口こども子育て課長。

（福祉環境部こども子育て課長 山口真也君登壇）

○福祉環境部こども子育て課長（山口真也君） 初めに、こども誰でも通園制度実施に向けてについて、順次、お答えします。

まず、来年度実施される「こども誰でも通園制度」とは、どのような制度か、との御質問にお答えします。

こども誰でも通園制度は、就労の有無にかかわらず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、保育所や認定こども園などで月10時間を上限に時間単位で利用できる新しい通園制度です。

令和7年度に制度化され、令和8年度からは、全ての自治体で本格実施される予定となっています。

次に、この制度の目的と、これまでの一時預かりとの違いは何か、との御質問にお答えします。

一時預かり事業は、保護者が仕事、病気、介護、冠婚葬祭などの具体的な理由で一時的に育児が難しい場合に対応する制度であるのに対し、この制度は、就労の有無や理由を問わず、あらゆる子供の成長・発育機会を支援することを目的とした制度です。そのため、補助事業ではなく、一定の権利性が生じる給付事業として位置づけられ、全自治体での実施が想定されています。

次に、利用できるのは、市内のどの施設になるか、との御質問にお答えします。

本市では、定員に余裕のある園での実施を予定しています。

子ども・子育て支援事業計画では、利用児童数を年間でおおむね9人程度と見込んでおり、既存の保育所や認定こども園の空き定員を有効に活用していきます。

今後、利用可能な園については、調整の上、市ホームページなどで周知し、円滑な利用につなげます。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 はい。ありがとうございます。

一時預かりは、保護者の都合による困り事解決、これは具体的な理由が必要だったものに対して、こども誰でも通園制度は、子供の育ちを支援するということに目的の違いがある。そのため、就労の有無や具体的な理由を問わずに利用できるものと理解をしていましたが、間違いはないようで安心しました。

さて、この制度を実施していくに当たって、先進地域からの情報もいろいろと出てきていると思います。しかし、それらの情報はあくまで国の想定であったり、その地域での実情に即したものです。水俣市に合致したものにするためには、構想や計画が大切だと考えます。

そこで、まず1点お伺いします。

こども誰でも通園制度については、令和8年度の実施に向けて、水俣市はどのようなスケジュールで進めていくでしょうか。

そして、今後の検討を進める上で特に気になる点があります。

まず1つが、支援の必要な子供の利用についてです。

こども誰でも通園制度の手引書には、このようにあります。

安心安全な交流の支援、医療的ケアを必要とするお子さんの受入れに当たっては、適切かつ安

全に医療的ケアを提供することはもちろん、子供同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮した子供相互の関わりや関係づくりを支援することが大切であるとされています。

そのような環境にある御家庭こそ、関係づくりをする機会のあるこの制度の意義は、大いにありますが、利用したいと思えるような環境とはどういったものなのでしょうか。

この内容についても、今後細かく協議されていくとは思いますが、現段階で支援の必要な子供の利用、障害のあるお子さんなど、保育において特別な配慮が必要な場合の受入れはどのようにお考えかを聞かせていただきたいと思えます。これが2つ目の質問です。

次に、定員に関する事です。

民間の保育所等は通常年間を通して定員を100%にするというのが経営上の一つの指針だと思います。そのため、年度末になるにつれ、定員がいっぱいになっていく施設が多いと考えられます。そのような状況で、保護者や子供が希望する施設での一時預かりの受入れというのは可能なのでしょうか。定員を超えた場合、もし希望者が利用見込みを上回った場合、どのように対応するか、お聞かせください。これが3つ目の質問になります。

そして、体制の整備についてお伺いします。

こども誰でも通園制度の手引書の中には、「市町村と事業者は、医療・母子・保健・障害福祉等の関係部局や関係機関との連携体制を構築しておく必要があります」とあります。初めに伝えましたように、0歳から2歳児で保育所等に通っていない子供は約6割いるということです。子供の育ちを相談したり、関わりを持つ関係づくりについては、この制度にも期待できることではないでしょうか。孤立しがちな家庭を早期に発見し、専門的な支援につなげる入口にすることも非常に重要です。市として、そのような仕組づくりをどのように進めていくか、お聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 吉野議員2回目の質問にお答えいたします。4点ございました。

1つ目、令和8年度の実施に向けてのスケジュールについての御質問です。

秋頃に国から示される運営基準に基づき、認可運営基準条例を12月議会に上程し、必要な規定整備を行います。

あわせて、予約管理や利用状況の把握ができる「総合支援システム」を導入する必要がありますので、事業所登録等を進めてまいります。

こうした準備を経て、令和8年度から円滑に制度を実施できるよう、市民への周知や利用者登録を計画的に進めてまいります。

次に、支援の必要な子供の利用についての市の考えということの質問でございました。

障害のあるお子さんや医療的ケア児など、特別な支援が必要な場合でも、可能な限り受け入れられる体制づくりに努めてまいります。

次に、定員を超えた場合への対応の想定についての御質問でした。

議員御指摘のとおり、年度末には定員に余裕のある園が減り、希望者を受け入れることができない場合も想定されます。

このため、利用状況を踏まえ、必要に応じて利用枠や対象施設の拡充に努めてまいります。

4点目、孤立しがちな御家庭を早期に発見し、専門的な支援につなげる入口にする、そのような仕組みづくりについての御質問でした。

この制度は、孤立しがちな御家庭と本市との接点を増やす貴重な機会でもあります。

利用の際には、保護者との面談を行い、子供の発達や家庭の状況を把握できるため、虐待リスクや養育困難が見られる家庭を早期に発見し、こども家庭センターや関係機関と連携して必要な支援につなげてまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 はい。ありがとうございます。

どの内容についても、検討しているということで、利用される御家庭にとっても、子供たちにとっても、この制度がよい制度になることを期待しております。

また、医療的ケアが必要な場合、通園が困難な場合、疾患の特性により外出が難しいお子さんについては、通園を基本としつつも、保育者を居宅へ派遣する居宅訪問も運用上可能とされているというの情報も共有しておきたいと思います。

このこども誰でも通園制度の導入は、市内全ての保育施設と連携を協議する絶好の機会だと考えます。この機会をこども誰でも通園制度の内容だけで終わらせるのはとてももったいないように思います。

この機会に、施設間の情報共有を密にすることで、全国の統計データだけでは見えづらい水俣市独自の保育課題を的確に把握できるようになるのではないのでしょうか。

さらに、そのネットワークに市も主体的に関わることで、行政と各施設が一体となり、オール水俣で地域の子供たちの育ちを見守る体制が築けるのではないのでしょうか。

そこで提案します。

このたびの制度導入を単なる個別対応にとどめず、市内子育てネットワークづくりの第一歩と位置づけ、その構築に向けた具体的な検討を始めてみてはいかがでしょうか。

市がリーダーシップを発揮し、各施設の代表者による準備会を立ち上げるなどが考えられますが、お考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 吉野議員 3 回目の御質問にお答えします。

こども誰でも通園制度を、市内子育てネットワークづくりの第一歩と位置づけ、具体的な検討を開始してはいかがか、との御質問でした。

本市では、13園ある保育所・認定こども園の空き定員を活用する「余裕活用型」で制度を運用する予定であり、議員御指摘のとおり、各施設との連携・調整が不可欠でございます。

これまでも定期的に施設長会議を開催するなど、連携を図っておりますが、これを機に各園同士が取組や課題を共有し、意見を出し合って、制度の円滑な運用にとどまらず、就学前の子供たちがよりよい保育を受けられるよう、各園と一体となった取組を進めてまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣市における幼児教育と小学校教育の円滑な接続、いわゆる「架け橋期」の教育の充実について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、水俣市における幼児教育と小学校教育の円滑な接続、いわゆる「架け橋期」の教育の充実について、順次、お答えします。

まず、架け橋期の教育の充実について、どのような目的とメリットがあるか、との御質問にお答えします。

目的については、文部科学省作成の「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き」等によると、架け橋期は、「義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤を作るための重要な時期」であること、また、「架け橋プログラム」は、「子供に関わる大人が立場の違いを超えて自分事として連携・協働し、子供一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指す取組」とされています。

この架け橋期の教育の充実により、幼児教育と小学校教育の円滑な接続が図られ、子供の成長を切れ目なく支えることができるものと考えます。

次に、現在、行われている保育所等と小学校の連携について、具体的にどのような取組が行われているか、との御質問にお答えします。

小学校においては、体験入学や運動会での園児を対象とした競技の実施、1年生の生活科での園児との交流、年度末の保育所等への聞き取りによる園児の教育的ニーズについての情報収集等の取組があります。

市教育委員会では、水俣市幼・保等、小、中連携協議会を年2回開催し、連携カリキュラムの見直しや各中学校区の重点取組事項について協議しています。あわせて、各校に設置している学校運営協議会の委員に、校区内の園長を委嘱して連携を図っています。

また、こども子育て課では、保育所保育指針に基づき、保育所等に対し、「保育所児童保育要録」を就学先となる小学校へ年度末までに送付するよう依頼しており、保育において育まれた資質・能力を踏まえて、小学校教育が円滑に行われるよう保育所等と小学校との間で連携を図っています。

次に、「架け橋期のカリキュラム」の作成状況はどうか、との御質問にお答えします。

架け橋期のカリキュラムについては、今年度、熊本県教育委員会から令和9年度までに作成することが示されましたので、本市では、今年度、令和7年度から作成に取り組んでおり、令和8年度に完成する予定です。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 はい。御答弁ありがとうございます。

子供たちの成長を切れ目なく支える、先日の一般質問の答弁でもあったように、水俣市が今まさに取り組んでいることだと思います。

子供たちは切れ目なく教育を受けている立場です。その内容についても、切れ目のないものを目指していきたいものです。

現在の連携は、主に児童、園児の交流や個々の子供の情報共有を中学校区ごとに行っているということです。この取組にも歴史があり、さらなる連携の下地は十分にできているように思います。

文部科学省が推進する「幼保小の架け橋期プログラム」では、幼児期に育みたい資質・能力と、小学校低学年で身につけたい力が円滑につながるよう、新たな活動や指導方法について協議し、共有することが重要だとされています。

連携のさらなるステップとして、今後、各園・各校が連携して、共通テーマの設定や育みたい資質・能力のすり合わせなど、教育活動の接続を意識したカリキュラムを編成・実施していくお考えはありますでしょうか。

子供たちが主体的に小学校生活を過ごせるよう、新たな教育活動を取り入れるなど、連携を推進すべきと考えるが、いかがでしょうか。

以上、この質問について、御答弁お願いします。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 吉野議員2つ目の質問、子供たちが主体的に小学校生活を過ごせるように、新たな教育活動を取り入れるなど、連携を推進すべきと考えるがいかがか、という御質問にお答えいたします。

先ほどお答えした架け橋期のカリキュラムの作成過程において、文部科学省が示している「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに、幼保小の教員等が、共通の視点を持ちなが

ら、相互の教育内容や教育方法の充実を図るために協議を行うこととしています。ここでの協議を通して、それぞれの教育活動を振り返り、改善を図ることで、幼保小連携の視点を取り入れた新たな教育活動につながり、さらに連携が推進されるものと考えます。以上です。

○吉野 誠君 はい。御答弁ありがとうございます。

連携が推進されていくと考えられるということで、これがどのように進んでいくのかとても楽しみにしています。

この架け橋のカリキュラムについて、冒頭でお話しした、県で行われた研修の中では、1年生のカリキュラムが変われば当然6年生までのカリキュラムの見直しも必要になるという話もありました。

将来的には他学年のカリキュラムにも影響が出る取組ということを認識しておくことは大事だと考えます。

そこで1つ質問いたします。

1年生だけでなく、他学年との連携なども視野に入れた際、どのような取組があるか、お聞かせください。

そして、どのような取組も実際に業務を担う現場の先生方の負担を無視しては進みません。

もし将来的に、単なる情報交換にとどまらず、教育カリキュラムの内容にまで踏み込んだ質の高い連携を目指すのであれば、業務負担や施設間の文化の違いの調整といった課題に直面することは避けられないことが想像できます。

しかし、その解決の鍵は、既にある仕組みの中にも眠っているのではないのでしょうか。

現在、市内中学校区に配置されている地域学校協働活動推進員は、コミュニティ・スクールと地域をつなぐ役割を担っています。

保育施設の先生方を単なる保育の担い手としてではなく、子供たちのことを最もよく知る専門性を持った地域の方、地域人材として捉えることもできないのでしょうか。

その上で、地域学校協働推進員の役割として、連携の調整役を担っていただくことで、先生方の負担を軽減し、円滑な連携につながるのではないのでしょうか。

そこで2つ目の質問です。

幼保小連携の調整役として、既存の地域学校協働活動推進員の制度を発展させ、活用する考えはあるか、お聞かせください。

架け橋期についての質問は、以上で終わります。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） はい。2つの御質問がありましたので、順次、お答えいたします。

まず、架け橋期のカリキュラムの充実に力を入れているが、他学年との連携なども視野に入れ

た際、どのような取組があるか、という御質問にお答えいたします。

小学校では、新入生保護者説明会での高学年と新入生の交流や、中学校では、職場体験でのこども園での実習など、小学1年以外の学年も交流をしているところです。

小中連携では、中学校の教員が小学校で授業をしたり、中学生が小学生の夏休みの宿題を手伝ったりする活動が行われております。

市教育委員会としましては、市幼・保等、小、中連携協議会や学校運営協議会での協議を通して、連携の幅を広げてまいることとします。

次に、幼保小連携の調整役、コーディネーターとして、既存の地域学校協働活動推進員の制度を拡充、発展させ、活用する考えはあるか、という御質問にお答えいたします。

地域学校協働活動推進員は、社会教育法第9条の7において、「地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言を行うもの」と規定されており、業務として直接的に幼保小連携の調整役を担うことは想定されていないので、その活用は考えておりません。

しかしながら、学校の要望に応じ、園児との交流等に係る活動の支援をすることはできると考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、校務DXの推進について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、校務DXの推進について、順次、お答えします。

まず、校務DX推進の意義について、どのように考えているか、との御質問にお答えします。

文部科学省作成の資料によると、校務DXの効果として、「教職員等のさらなる負担軽減、コミュニケーションの迅速化・活性化」、「ロケーションフリーな働き方」、「校務系と学習系のシステム間の容易なデータ連携」等が挙げられています。

このような効果により、学校事務の作業の効率化が図られ、教職員の働き方改革と教育の質の向上につながると考えます。

次に、校務DXの整備状況と活用状況はどうか、との御質問にお答えします。

校務DXの整備状況については、平成23年度に校務用パソコンを教職員1人につき1台ずつ配置し、その後、定期的に更新しています。

また、令和元年度には、校務支援システムの機能を拡充するなどし、進めてまいりましたが、今年度からは、さらに全小中学校に「学校用グループウェア・ミライム」を導入しております。本ソフトを使用することで、出退勤管理やスケジュール管理、校内でのデータのやり取り等が、

容易にできるようになっています。

各学校においては、会議のペーパーレス化や職員間の連絡、児童生徒へのアンケート調査の実施、教職員の出退勤管理等、それぞれの実態に応じて活用されています。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 はい。ありがとうございます。

新しいシステムを導入され、これから下地は整っているようです。

校務D Xの意義についても、作業にかかる時間を減らし、子供たちと向き合う時間を増やし、教育の質を上げるという自分の認識と一致していました。

次に、実際の学校現場における実践面での課題についてですが、他自治体でもICT関連の作業ができる先生がいなくなかなか進まないという課題があると聞いています。これは、水俣市でも同じなのかなと感じました。それもあって、全校的な動きになっていないのかなと思いました。その課題にはどうやって対応していくのでしょうか。

全校的な動きにするための課題は何か。課題に対しての取組をしていくか。こちらの考えをお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 吉野議員の学校全体で取り組むための課題は何か、また、課題に対してどのような取組をしているか、という御質問にお答えいたします。

学校へのアンケートによりますと、ICT活用に対する苦手意識や不安感がある教職員がいることや、取組の実施について校内で検討する時間や人材の確保が難しいという課題が挙げられております。

全校的な取組を進めるために、校務D Xを推進する人材を育成することや推進に向けての時間を確保することが必要だと考えます。

そのために、各校のICT機器保守・サポート業務を業者に委託し、機器の保守管理を行うとともに、ソフト面の支援を行っています。以上です。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

現在サポート業務を委託されている業者さんが、各学校の実情に応じて非常に柔軟に対応してくださっているという話は聞いております。はい、こちらは大変心強く感じております。

しかしながら、そのような手厚いサポート体制が整っている中でも、校務D Xがなかなか学校全体の大きな動きになっていないという現状があることも、また、事実ではないかと思えます。

この背景には、機器のトラブル対応といった「何か問題が起きたときの支援」だけでなく、日々の業務で「こういうことを実現したいが、どのシステムを使えばよいのか」、「このソフトをもっと効果的に活用できないか」といった教職員一人一人の実践に寄り添う伴走型の支援が求め

られているからだと考えます。

そこで具体的な提案として挙げられるのが、ICT支援員制度の活用です。ICT支援員の業務は、単にICT機器の準備や使い方を指導するだけではありません。先生方と共に授業計画を作成するなど、教育活動の深い部分まで入り込んだ継続的な支援を行う専門人材です。

このような外部の専門的な人材は、教職員のICT活用スキルを向上させ、校務DXを全校的な取組につなげられるのではないのでしょうか。

そこで、最後の質問とさせていただきます。

外部の専門的な人材は、教職員のICT活用スキルを向上させるために重要な存在であるが、現在の体制で学校のニーズに対応できているか。以上で、私の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 吉野議員の外部の専門的な人材は、教職員のICT活用スキルを向上させるために重要な存在であるが、現在の体制で学校のニーズに対応できているか、という御質問にお答えいたします。

現在、学校の要望に応じて、委託業者に保守管理業務やタブレットの使用方法的説明、学校での研修の実施等、その都度、迅速に対応してもらっており、学校のニーズに対応できていると考えています。

また、水俣環境アカデミアに配置されている「地域活性化起業人」に様々な面からサポートをしてもらい、対応しているところでございます。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、吉野誠議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時10分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、森川武治議員に許します。

（森川武治君登壇）

○森川武治君 こんにちは。自民新未来の森川武治です。

8月10日からの熊本県を中心とする記録的な大雨により被害を受けました方、並びに台風15号通過に伴う線状降水帯や竜巻により被害を受けました方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。

今日、熊本県に線状降水帯が発生し、午前中より雷、大雨が降り、現在は小康状態ですが、嚴重注意しなければなりません。

毎年厳しさを増す気象状況の変化により、今年は九州の真横で台風が発生するなど、これまでにないことが起こっております。

このような中、災害発生時における対策として、事前のハザードマップによる危険箇所の確認や、各地域における防災連絡網の構築や連絡訓練など、日頃から危機管理対策の必要性を強く感じております。

7月27日にみなまた競り舟大会の第50回大会が、台湾チームを迎え行われました。

当初、私は真野委員長から、「今年は強力な助っ人が2人入ったので補欠でいい」と聞いて、たかをくくっておりましたが、今別府福祉環境部長と芦北地域振興局の方が来られ、「振興局で2チームを出すことになりましたが、こぎ手不足により舟に乗ってほしい」という相談を受け、私と平岡議員2名が振興局のメンバーと一緒に参加いたしました。

結果は、寄せ集めチームで、初めて競り舟をこぐ方もいましたので、成績表のとおりでした。

また、その日は、台湾チームの方との懇親会にも参加し、記憶に残る50回大会となりました。

厚生労働省が5日に発表した2025年度の47都道府県の最低賃金平均額は、現在の全国平均1,055円から66円増えて、1,121円となります。

熊本県は、目安額で64円を大きく上回り、全国最大の18円上乗せの82円引上げで、1,034円となります。

日本商工会議所の「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」によりますと、2025年度より7.3%引上げとなれば、地方の小規模企業の2割が「休廃業を検討する」とあります。

今回の引上げ率は6.3%となりました。最低賃金を上げる必要があることは重々承知しておりますが、今回のような大幅な値上げが行われますと、当市のような地方都市にある中小・零細企業の経営に大きな影響を及ぼす可能性があることは否めないことだと思います。

これから国や県がどのような対策を行うのか、非常に気がかりであります。

今年、湯の児温泉は、開湯100周年を迎えます。水俣市における中核的な観光資源として、これからも水俣市の交流人口には不可欠な観光地です。

観光地や居住地として選ばれるためには、自然環境の整備や企業の努力、企業への経営支援体制の充実や住みやすい生活環境の整備などの課題を明確にし、着実に改善を行っていく必要があると思います。

それでは、通告に従い質問に入ります。

大項目1、湯の児温泉の観光振興について。

①、湯の児温泉の観光地としての位置づけと現在の状況はどのようになっているか、お尋ねします。

②、市街地から湯の児温泉へのアクセス道路に覆いかぶさった木が観光バス等の通行の妨げに

なるが、対応はどのようになっているか、お尋ねします。

③、湯之児公園のあずまや設置の経緯はどのようになっているか、お尋ねします。

大項目 2、中小企業対策における水俣市企業支援センターの役割について。

①、企業支援センターの設置目的と現在の職員配置はどのようになっているか、お尋ねします。

②、企業支援センターの支援内容はどのようなものがあるか、お尋ねします。

③、企業支援センターと商工会議所及び金融機関との連携にはどのようなものがあるか、お尋ねします。

大項目 3、水俣市のごみ問題について。

①、水俣市のごみの分別の特徴、課題、メリット、デメリットは何か、お尋ねします。

大項目 4、第八次水俣・芦北地域振興計画について。

①、第七次水俣・芦北地域振興計画に係る水俣市としての具体的成果と課題は何か、お尋ねします。

②、第七次水俣・芦北地域振興計画の課題を踏まえた、第八次水俣・芦北地域振興計画における水俣市の具体的事業はどうなっているか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、湯の児温泉の観光振興について、答弁を求めます。

柿本産業建設部長。

（産業建設部長 柿本英行君登壇）

○産業建設部長（柿本英行君） 初めに、湯の児温泉の観光振興について、順次、お答えします。

まず、湯の児温泉の観光地としての位置づけと現在の状況はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

海の湯の児温泉は、令和 4 年度に国民保養温泉地の指定を受け、令和 7 年度に開湯100周年を迎えました。9月27日に記念式典や護岸マルシェを開催します。本市におきましては、たくさんの方が訪れるエリアとして、重要な観光地と位置づけています。

現在の状況として、本市としましても、これまで、夕日や絶景の海を眺めながら入れる温泉や、マリニアクティビティー等を積極的にPRし、様々なイベントを実施し、海水浴場を継続的に整地してまいりましたので、湯の児温泉を求めていらっしゃるリピーターが増えております。

しかしながら、観光業経営者の高齢化による後継者不足や老朽化した施設の更新、空き店舗の利活用等の課題がございます。

次に、市街地から湯の児温泉へのアクセス道路に覆いかぶさった木が観光バス等の通行の妨げになるが、対応はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

市街地から湯の児温泉へ向かう主な路線は、熊本県が管理する路線と本市が管理する路線の2つの路線があります。熊本県が管理する、市街地からとんとん峠を越えて湯の児温泉へ向かう路線につきましては、令和7年度は、数回バス会社等から、斜面の草や木が張り出して通行に支障があるとの通報があり、その都度、熊本県に伐採及びパトロールをお願いし、対応いただいております。

また、市道である湯の児海岸線は、道路の幅も狭く、カーブが多いことから、観光バスの運行には適しておらず、安全性の確保の面からも県道の利用が推奨されます。草や木につきましては、定期的にパトロールを行い、一般車両の通行に支障がないよう対応しております。

次に、湯之児公園のあずまや設置の経緯はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

湯之児公園のあずまやは、市民の憩いの場等を充実させ、交流促進や地域活動の形成・継続を図るとともに、観光資源の再生により、観光振興と交流人口の増加を創出することなどを目的として、平成21年度に策定した「都市再生整備計画」に基づいて整備されました。

あずまやの整備に当たりましては、当時の「水俣市観光振興計画（湯の児育て）」を踏まえ、湯の児地域の自治会や観光物産協会、旅館等の関係者と複数回にわたって意見交換を実施し、湯の児温泉街の顔となる玄関口に温泉情緒が感じられるような景観を整備する目的で、現在の場所に設置されています。

なお、整備に当たりましては、国の補助事業である「都市再生整備計画事業」を活用し、平成22年度から平成26年度までの5年間で、湯之児公園のほか各施設の整備を行っておりますが、今回、御質問いただきました湯之児公園のあずまやは、平成24年度に整備を行っております。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 御答弁ありがとうございました。

令和7年度、湯の児温泉は、開湯100周年を迎え、本市においては、たくさんの方が訪れる重要な観光地であり、夕日や絶景を眺めることができる温泉やマリンアクティビティー等の様々なイベントを実施することで、リピーターが増えているが、経営者の高齢化による後継者不足や施設の老朽化などに課題があること。

また、湯の児温泉へのアクセスには、熊本県管轄と水俣市管轄の2つの路線があり、それぞれ管理を行い、草や木の伐採作業により、バスや一般車両の通行に支障がないように対応を行っていること。

そして、湯之児公園のあずまやについては、市民の憩いの場として、交流促進や地域活動の形成・継続を図りながら、観光振興と交流人口の増加を目的に整備しているとのことでした。

湯の児温泉は、開湯100周年を迎え、記念すべきタイミングであり、水俣市にとって重要な

観光地であるとのことですが、旅館廃業後の廃屋をはじめ、観光地として、ふさわしくない様々なものによって、観光地として景観を損ねられている現状は厳しいものがあると感じます。

また、昨年、湯の児島入口の市の駐車場に、渚の交番H I M E T A T S Uがオープンし、新たなにぎわい創出に今後期待をされますが、駐車場に建設されたため、湯の児温泉地域全体の駐車可能台数が減少しています。

そして、湯の児温泉地域入口の駐車場内には、あずまやが整備され、駐車スペースを減少させたり、大型バスがUターンしづらい現状があります。

あずまやの建物整備後10年以上が経過しますが、最近では建物が利用されている光景をあまり見ることがなく、観光に訪れた方々からは、「建物から海が見えるわけでもなく、何のために設置されているかよく分からない」、近隣住民の方からは、「後ろの公園に移設してほしい」との声を伺います。

そこで、2つ目の質問をいたします。

湯の児島入口の駐車場に渚の交番H I M E T A T S Uの建設、湯の児温泉入口の駐車場に設置されているあずまやにより、駐車台数の減少、大型バスがUターンしづらいという現状を踏まえ、あずまやを移設し、バスの駐車スペースを確保できないか、御質問いたします。

次に、夕日や絶景の海を見ながら入れる温泉やマリナクティビティーを積極的にPRし、湯の児温泉を求めるリピーターの方々が増えているとのことですが、観光に訪れた方々から、「温泉街の道路を歩いていると、もう少し整備や整理がされていれば、温泉も海に沈む夕日もすばらしいので、もったいない」という声を伺います。

そこで、湯の児温泉街の景観を守るための取組を市として進めてもらいたいと思うがいかがか、御質問いたします。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 森川議員の2回目の御質問にお答えします。質問が、2点ありました。

まず1点目です。湯之児公園のあずまやを移設し、バスの駐車スペースを確保することができないか、との御質問にお答えします。

バスの駐車スペースについては、湯之児公園のあずまや周辺で3台分を確保しており、常時、駐車スペースが不足している状況にはないと認識しておりますので、現時点では、あずまやの移設は考えておりません。

なお、今後、バスの駐車スペースの不足が見込まれる場合には、地域の関係者の意向をしっかりと踏まえた上で、整備等に向けて対応してまいりたいと考えております。

2点目です。湯の児温泉街の景観を守るための取組を市として進めてもらいたいと思うがいかが

がか、との御質問にお答えします。

湯の児温泉街の景観を守るためには、市だけでなく、湯の児温泉街の方々が自らの生活環境や営みをどう考えておられているのかが重要であると思いますので、湯の児温泉街の関係者の意見をお聞きしながら、他自治体の事例も参考に取り組んでまいります。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 御答弁ありがとうございました。

現時点では、あずまやの移設を考えていないとのことですが、これまでの間、あずまやの役目は終わったんじゃないかならうかと思っています。

大型バス等の駐車場が3台確保されていることは理解しましたが、Uターンしやすく事故のないよう考慮をお願いいたします。

湯の児温泉街の景観については、私自身、観光客並びに事業者の皆様から直接お話を伺っておりますので、水俣市としても早急に関係者の方々にヒアリングを行っていただくなど、対応を進めていただきたいと思います。以上で、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、中小企業対策における水俣市企業支援センターの役割について、答弁を求めます。

（産業建設部経済観光戦略課長 緒方卓也君登壇）

○産業建設部経済観光戦略課長（緒方卓也君） 次に、中小企業対策における水俣市企業支援センターの役割について、順次、お答えします。

まず、企業支援センターの設置目的と現在の職員配置はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

水俣市企業支援センターは、水俣市の産業の活性化に向けて、地域の事業者の皆様への支援を行うため、令和3年4月に設置し、現在、職員2人、企業支援員1人、会計年度任用職員1人の計4人が常駐して業務を行っております。

また、令和4年4月からは、旧深川生涯学習センターを教育委員会から引き継ぎ、企業支援センター深川分室として設置しております。

次に、企業支援センターの支援内容はどのようなものがあるか、との御質問にお答えします。

企業支援センターの支援内容として、事業所からの相談対応や雇用及び事業計画等への助言を行っております。

また、事業者各々の状況に合わせた支援を行うため、創業支援事業補助金、活力ある地域商工業創造事業補助金、賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金、市場開拓チャレンジ支援事業補助金等の市独自の補助金を創設しております。

次に、企業支援センターと商工会議所及び金融機関との連携にはどのようなものがあるか、と

の御質問にお答えします。

商工会議所及び金融機関との連携として、創業支援に関する連携協定を水俣市、水俣商工会議所、熊本県信用保証協会、肥後銀行、熊本銀行、熊本中央信用金庫の6者で締結し、特定創業支援を受けた者に対する創業融資の融資利率と保証料率の引下げ及び融資限度額の引上げを実施しております。

また、市の支援制度や事業承継等の情報共有も行き、商工会議所主催の創業セミナー等へ市職員も参加しております。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 御答弁ありがとうございました。

現在、企業支援センターは、職員2名、企業支援員1名、会計年度任用職員1名の4名体制にて、事業所からの相談対応や雇用及び事業計画等への助言が行われていること。

また、創業支援事業補助金や活力ある地域商工業創造事業補助金など、市独自に創設された補助金制度を活用し、地域の事業者のニーズに合わせた支援を行っているとのこと。

そして、商工会議所や金融機関と連携し、創業支援に関する連携協定を締結され、特定創業支援を受けた方に関し、創業時の融資利息や保証料率の引下げ、融資限度額の引上げなどがあると聞いております。

唯一の地域総合経済団体として商工会議所がごぞいます。

事業所の支援を行うために、中小企業相談所が商工会議所内に設置され、資格試験に合格し、熊本県に登録されている経営指導員が3名、経営指導員を補佐する経営支援員が3名、記帳支援を行う記帳指導職員の1名の7名体制で対応しております。

しかしながら、事業所からの相談やそれに対応する支援内容は、年々複雑化・高度化し、数年前から専門家を活用し対応しています。

今後、さらに充実した事業所支援を行い、水俣市の経済活性化を推進していくために、2つ目の質問をいたします。

事業所から相談内容や支援が高度化している現況下において、企業支援センターと商工会議所や各金融機関との連携はますます重要になり、市独自に創設した補助金の活用推進もさらに行っていく必要があると考えます。

そこで、今後も水俣市の経済活性化のため、活用される機会が増えると思われる、創業支援事業補助金、活力ある地域商工業創造事業補助金、賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金の創設の経緯と、それぞれの補助金の内容がどのようなものであるものか、御質問いたします。

次に、企業支援センターは、産業団地内と深川分室を設置し、職員2名、企業支援員1名、会計年度職員1名の4名体制で、支援を行っているとの答弁がございました。

水俣市の事業者や、経営環境の変化、相談内容の高度化を考えたときに、まだまだマンパワーが不足してるんじゃないかと考えます。

そこで、支援センターの企業支援員の増員なども視野に入れ、中小企業対策において重要な役割を担っている企業支援センターの今後の運営を企業支援員の配置も含め、どのようにお考えか、御質問いたします。

○議長（岩村龍男君） 緒方経済観光戦略課長。

○産業建設部経済観光戦略課長（緒方卓也君） 森川議員2回目の御質問、2つございましたけれども、私のほうから3つの補助金の創設経緯と内容についてお答えいたします。

創業支援事業補助金は、水俣市内での創業を促進し、産業の振興を図るために、令和元年度に創設し、令和6年度末時点で、飲食業や美容業など、累計18件の活用があります。

活力ある地域商工業創造事業補助金は、人口減少や後継者・担い手不足、急激な社会情勢の変化等に伴い、今後増加することが考えられる本市の中小企業者の事業承継の促進を図るために、令和5年度に創設し、令和6年度末時点で1件の活用があります。

賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金は、南九州西回り自動車道開通により増加する地域内の通行車両を市街地に誘引するための緊急対策として、本市が指定する市内中心部等の範囲において、空き地や空き店舗等を活用した新たな事業を推進することで、滞留人口の増加を図り、にぎわい創出に資するために、令和7年度創設した補助金で、既に申請を受けたところもあり、ほかにも数件問合せがっております。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 私のほうから2点目の質問に対して答弁させていただきます。

中小企業対策において重要な役割を担っている企業支援センターの今後の運営を企業支援員の配置を含めてどのように考えているか、との御質問にお答えします。

企業支援センターは、産業団地内に立地し、事業者が気軽に相談できる場所にありますので、今後も職員と企業支援員が協力し、地場企業の支援に努めてまいります。

また、企業支援員は、本市におきましても重要な役割を担っているため、引き続き企業支援員の活動環境を支えるとともに、今後も適正な配置を行ってまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 御答弁ありがとうございました。

市独自に創設された補助金の創設経緯や、これまでの活用実績など、御答弁いただいたとおり、中小企業対策において、企業支援センターの企業支援員は重要な役割を担っておられます。

お聞きしたところによると、企業支援員の年間相談件数は500件を超え、相談内容も経営や雇用、補助金申請、銀行融資、M&Aなど、多岐にわたっているとお聞きしていますので、これま

で培われた経験と知識は相当なものだと思います。

しかしながら、これらの経験や知識は一朝一夕で到底身につくものではありません。事業所への支援を充実させるためには、やはりマンパワーが必要となります。

今後の後継者育成と地場企業の支援の拡充のため、ぜひもう1人企業支援員を増員していただきたいと思いますので、どうか御検討のほどよろしくお願ひし、本質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣市のごみ問題について、答弁を求めます。

今別府福祉環境部長。

（福祉環境部長 今別府隆宏君登壇）

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 次に、水俣市のごみ問題について、水俣市のごみ分別の特徴、課題、メリット、デメリットは何か、との御質問にお答えします。

本市は、平成4年に、水俣病の経験を教訓として、環境に配慮したまちづくりを目指す「環境モデル都市づくり宣言」を行い、ごみの高度分別・減量等の取組を市民協働で始めました。

高度分別の開始前は、燃やすごみ、燃えないごみ、粗大ごみの3種類だったものが、現在では燃やすごみを含めた23分別となっています。

市内には、燃やすごみのステーションが約750か所、資源ごみのステーションが約300か所あり、ごみの収集については、燃やすごみ及び生ごみは週2回収しています。

資源ごみの分別収集に当たっては、コンテナを利用した収集を行っています。コンテナに資源ごみの種類を書いたプレートをかけることで、分別の種類が分からない方でも簡単に分別することができます。また、対面での受渡しにより、危険物が含まれていないかを確認できるため、安全に回収することもできます。

資源ごみの分別作業は、ステーションごとに住民が家庭からごみを持ち寄って行いますが、収集時間に制約があることから、共働きの世帯の中には、仕事を休んで資源ごみを持参しなければならない方もおられることがデメリットであり、課題であります。

メリットについては、資源ごみの収集において有料のごみ袋を使用していないため、費用が発生しません。

また、有価物である資源ごみの売却益の中から、総額で年間約1,060万円を上限として地区で集められた資源ごみの量に応じた額が、リサイクル助成金として自治会に還元されています。この助成金はステーションの修繕や地域活動に必要な費用に充てられています。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 御答弁ありがとうございました。

高度分別開始前は、3種類の分別だったものが、現在23種類の分別となり、メリットとしては、資源ごみステーションが約300設置され、分別においてはコンテナ方式により、プレートを

使用することで市民の方の分別を容易にしていること、資源ごみの排出において、有料の指定ごみ袋を使用していないので、排出時の費用がかからないこと、デメリットとしては、分別作業の時間がステーションごとに決められており、資源ごみを出す時間に制約があること、との答弁がございました。

資源ごみ排出時にステーションの係員をされた経験があると思いますが、ステーションの係員は、市の中心部では、事業所の方が係員として参加しておられますが、市街地から離れた地域では高齢者の方が多数を占め、夏の非常に暑い時間帯や真冬の非常に寒い時期に、雨が降れば雨具を着用し作業されており、いつ体調を崩されてもおかしくない状況にあるのではないかと心配しております。

また、資源ごみステーションまで遠く、車の運転ができない高齢者の方は、自己負担でタクシーを使用し、ステーションまで資源ごみの搬出を行っている地域もあり、障害者の方も重い資源ごみを排出するのに非常に苦勞しているのではないかと思います。

そして、共働き世帯は、月当番のときには、勤務を早退し、ステーションの係員を担当している状況にあり、勤務先への負担が少なからずあるのではないかと思います。

水俣市は、これからますます高齢化が進んでいく可能性があり、私を含め、ここにいる皆様全てが、いずれ高齢者となります。

そこで共働き世帯や高齢者・障害者の方たちの負担が軽減され、住みやすい・生活しやすいまちとして選ばれるまちづくりのため、2つ目の質問をいたします。

各地域の資源ごみステーションは、収集車による収集を行いやすいよう、車両が通行できる箇所にて設けてありますが、地域によってはステーションに排出する世帯の範囲が非常に広く、特に山間部の地域は、ステーションまで坂道があるため、車を使用しなければ排出できない箇所があると聞いております。

また、排出時間が決められているため、勤務をされている方は、仕事が終わった後、ステーションに資源ごみを排出しようとしても、係員による作業が既に終わっており、シートがかけられているため、わざわざシートをめくって資源ごみを排出する必要があることも聞いております。

また、ステーションに排出できない世帯への対応として、クリーンセンターへの持込みも可能とのことですが、クリーンセンターへ排出するには、当然のように車により運搬が必要となります。

そこで、共働き世帯や高齢者、障害者のために、出し方などについて配慮できないか、御質問いたします。

次に、先ほども申し上げましたが、車による資源ごみの排出ができない高齢者は、自己負担に

よりタクシーを使用し、ステーションまで資源ごみを排出している方もおられると聞いております。

定期的にタクシーを使用し、資源ごみを排出するとなると、経済的に大きな負担となるのではないのでしょうか。

可燃物や生ごみについては、収集ステーション750か所と、自宅近くにもあり、週2回の収集が行われることで、1回の排出量が少量・軽量であるため、高齢者でも徒歩で排出することができると思います。

しかしながら、今後さらに、水俣市において高齢化が進むことは、火を見るより明らかであり、資源ごみ排出時における肉体的負担・経済的負担の軽減は避けて通れない問題になると思います。

そこで、現在、水俣に住んでいる市民や高齢者、障害者全ての人の負担を軽減し、住みやすいまちにするため、将来的に戸別収集ができないか、御質問いたします。

次に、高度分別開始前は、燃やすごみ、燃えないごみ、粗大ごみの3種類であったものが、現在は23種類と細分化され収集が行われています。

また、平成4年に日本で初めての「環境モデル都市宣言」を行い、環境に配慮したこれまでの取組が認められ、水俣市は平成20年に「環境モデル都市」として認定を受けましたことは、水俣市民としての誇りであると思います。

しかしながら、このような環境へ配慮した取組は、当然のことながら、市民一人一人の行動により実現するものだと考えます。

そこで、市民への負担を軽減しながら、環境への配慮を行うため、現在の23種類の分別を簡素化し、市民への負担軽減を図れないか、御質問いたします。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 森川議員2回目の御質問にお答えします。3点頂きました。

1点目、共働き世帯、高齢者、障害者のために、出し方などに配慮できないか、との御質問でした。

週2回の可燃ごみ、毎月1回の資源ごみ出しの時間帯にごみが出せない共働き世帯の方々は、クリーンセンターが開所している時間帯において、受入可能な全てのごみの持ち込みが可能です。

加えて、資源ごみについては、偶数月の原則第3日曜日の午前中の持ち込みもお受けしております。

高齢者や障害者のうち、支援が必要な方への配慮については、可燃ごみ、生ごみを一緒に出すことができるご免除シールを配布しております。

今後、ヘルパーやケアマネジャーさんを通じて、ごみ出しに関する困り事の実情を把握するため、訪問介護事業所等へのアンケートの実施を検討してまいります。

次に、戸別収集ができないか、との御質問でした。

ごみの戸別収集は、ごみを出す側からすると、ごみステーションにごみを運ぶ手間がなく、ごみを収集する側からすれば、排出者責任が明確になることで、ごみ出しルールを守ってもらいやすいとのメリットがありますが、実施している市町村は少数です。

国立環境研究所が2020年に行った国内の自治体における戸別収集の状況調査によりますと、戸別収集を行っている自治体は8%、5万人未満の自治体では6%となっております。

その理由としては、莫大な予算が見込まれることから、その費用負担ができないことが要因の一つと考えられます。

本市においても、戸別収集を実施するとなると、例えば、小さな道でも小回りがきく軽トラックを新規に相当数購入するなど、多額の予算を追加する必要が生じることから、戸別収集の実施は困難であると考えます。

次に、分別を簡素化できないか、との御質問でした。

ごみの分別を簡素化するとなると、市内から一斉に分別されていない資源ごみが環境クリーンセンターに流入することになるため、選別作業を行う場所や、そのための作業員が新たに必要となります。現時点において、予算の制約上、新たな場所や人員の確保を行う予定はありません。

一方で、ごみ分別の簡素化については、予算上の制約にとどまらず、平成4年の「環境モデル都市づくり宣言」以降、ごみの高度分別・減量等を市民協働で取り組んできた歴史を踏まえる必要があります。

ごみ分別の簡素化を含め、今後どのような取組に注力していくべきかを考えるため、リサイクル推進員へのアンケート等の実施を検討してまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 御答弁ありがとうございます。

戸別収集に対応するには、車両購入費用やランニングコスト確保の課題、人員確保による人件費の課題等、予算確保が難しいとのことですが、現状の取組を維持すれば、高齢化が進む水俣市において、近い将来ステーションへの資源ごみ排出自体が行われなくなる可能性を大いに秘めております。

例えば、約750か所ある可燃ごみのステーションへ資源ごみを出せば、収集車が回って回収を行うなど、ぜひとも市民の負担、特に高齢者や障害者の負担を少しでも軽減し、よそから移住した方も住みやすい、生活しやすいと選ばれるまちづくりを行っていただきますことを要望してこの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、第八次水俣・芦北地域振興計画について、答弁を求めます。

白本市長公室長。

（総務企画部市長公室長 白本亮君登壇）

○総務企画部市長公室長（白本 亮君） 次に、第八次水俣・芦北地域振興計画について、順次、お答えします。

まず、第七次水俣・芦北地域振興計画に係る水俣市としての具体的成果と課題は何か、との御質問にお答えします。

令和3年度から令和7年度までの計画期間における、本市の具体的成果の主なものとしましては、まず、優れたスポーツ施設と観光の拠点であるエコパーク水俣やその他の体育施設を最大限に活用しスポーツ大会や合宿を誘致することで、地域スポーツ振興や地域経済の活性化につながったことです。

具体的には、エコパーク水俣ではスポーツ施設の整備が進み、これまで大会や合宿を行った多くの方々から高い評価を頂き、近年では、九州一円から集まるソフトボールやソフトテニスの大会や合宿が行われているほか、フライングディスク競技の全国大会など、年々新規の大会が増加しております。また、令和5年度から令和6年度にかけて大小アリーナの空調設備を整備した市立総合体育館においても、元オリンピックバレーボール選手や再春館バドミントン部の選手などを招聘したスポーツ教室を開催しています。このような取組により、県内外から大会や合宿の利用が増加しており、他の地域にはない魅力あるスポーツ施設となったことにより、大会や合宿の受入・支援件数は、令和4年度に比べ3倍近く増加しています。

また、令和4年度にリニューアルオープンした道の駅みなまたでは、来店者が購入したくなるような旬のものや、水俣ならではのものを取り扱えるよう、関係者・生産者の掘り起こしを継続的に行っており、レジ通過者や売上げが年々増加しています。

このほか、「水俣川河口臨海部振興構想の推進」として、丸島漁港から水俣川河口に至る臨海部を、環境及び生態系に配慮しながら整備を進めているほか、「南九州西回り自動車道（仮称）袋インターチェンジへのアクセス道路の整備」等、本市の地域振興に資する重要な施策も、本計画に基づき、着実に進んでいます。

しかしながら、依然として人口減少と高齢化の進行は本市最大の課題であり、水俣の社会と経済が持続するための土台を築くため、さらなる地域の魅力創出、交流人口・関係人口の拡大、人材の確保・育成などについては、引き続き取り組んでいくべき課題であると認識しています。

次に、第七次水俣・芦北地域振興計画の課題を踏まえた、第八次水俣・芦北地域振興計画における水俣市の具体的事業はどうなっているか、との御質問にお答えします。

田口議員への答弁でもお答えしましたが、第八次水俣・芦北地域振興計画の本市における主な事業・取組の一部について申し上げます。

まず、施策「未来へつなぐ地域の活力」のうち「豊かな自然を活かした取組」として、湯の児地域のにぎわい創出・活性化に向け、景観形成や環境整備、利便性の向上につながる「湯の児海岸の魅力創造事業」等に取り組みます。

次に、施策「未来へつなぐ水俣病からの学び」のうち「水俣病の歴史と教訓の発信、環境教育の充実」として、歴史・文化ゾーンの展示整備及び既存のシアタールームの改修を実施する「水俣病資料館未来へのバトン事業」、地元唯一の水俣高校に対し、様々な学びの機会・国際交流機会を提供し、同校の魅力向上に寄与していく「世界へつながる水俣推進事業（水俣環境アカデミア活動推進事業）」等が挙げられます。

そのほか、「水俣川河口臨海部振興構想の推進及び企業誘致」、「南九州西回り自動車道（仮称）袋インターチェンジへのアクセス道路整備」や、地域おこし協力隊としてスポーツプロデューサーを委嘱し、官民一体となってスポーツを通じた地域活性化を目指す「みなスポプロデューサー推進事業」等の事業が挙げられます。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 御答弁ありがとうございました。

具体的成果として、エコパーク水俣やその他の体育施設を最大限に活用したことで、九州一円から集まるソフトボール大会やソフトテニス大会の実施、総合体育館においても空調設備が整備され、地方に住んでいてはめったに会う機会に恵まれない、元オリンピックバレーボール選手を招聘したスポーツ教室の開催など、市長が掲げる「スポーツによるまちづくり」が着実に進んでいるものと思われまます。

道の駅みなまたにおいても、関係者や生産者の掘り起こしにより、年々売上げが増加していることは大変喜ばしいことでもあります。

また、「水俣川河口臨海部振興構想の推進」による臨海部の整備や、「南九州西回り自動車道（仮称）袋インターチェンジへのアクセス道路の整備」など、第七次の振興計画に基づき、着実に進められていますが、一方では人口減少と高齢化の進行や、地域の魅力創出、交流人口・関係人口の拡大、人材の確保・育成にも課題があるとの答弁がございました。

そこで、「水俣川河口臨海部振興構想」において、丸島港から水俣川河口に至る臨海部を、環境及び生態系に配慮しながら整備が行われているとのことですが、工事が進められている箇所は、関係者以外の立入りが禁止され、近隣住民や隣接する産業団地内にある事業所も、現状の状況や工事の進捗状況が分からないのではないかと思います。

そこで、水俣産業団地や丸島港活用推進に向けた「水俣川河口臨海部振興構想」について、2

つ目の質問をいたします。

まず、第七次水俣・芦北地域振興計画に盛り込まれておりました「水俣川河口臨海部振興構想」の目的と計画の内容はどのようなものか、御質問いたします。

次に、「臨海部」の開発について、西回り自動車道建設により排出した土砂を利用し、現在埋立作業が進められております。

公有水面の埋立てにより事業が進められておりますが、埋立地の地盤沈下が安定し、土地の利用が可能となるためには、数年の観測期間が必要ではないかと思っております。

地盤沈下が収まらなければ、実際の企業誘致活動やインフラ等の整備に着手できないのではないかと考えられます。

そこで、埋立部分は産業団地に隣接するが、現時点で企業誘致計画及びインフラ等の整備はどうなっているか、御質問いたします。

○議長（岩村龍男君） 緒方経済観光戦略課長。

○産業建設部経済観光戦略課長（緒方卓也君） 森川議員2回目の御質問、2つございました。

まず、水俣川河口臨海部振興構想事業は、水俣産業団地と丸島漁港を中心とした産業の活性化及び交通アクセスの向上を図ることを目的とし、水俣産業団地周辺を「臨海部」「河口部」「現道部」の3つに分けた計画となっております。

臨海部は、公有水面の埋立てを行い、企業誘致等の用地とし、併せて生態系に配慮した形で護岸・干潟整備を行う計画です。

河口部は、水俣産業団地の水俣川河口側の市道の道路護岸を補修した後、道路の拡張を行う計画です。

現道部は、市道の「浜・築地線」「築地・丸島線」を拡幅し、水俣産業団地と丸島漁港の交通のアクセスの向上を図る計画です。

2つ目の御質問です。

埋立部分につきまして、企業誘致の計画及びインフラ等の整備はどうなっているか、ということですが、企業誘致については、令和7年度から一般社団法人日本立地センターが公募した産業用地促進伴走支援事業のアドバイザー事業を受けることが決定しましたので、用地売却及び企業誘致に向けたアドバイス支援を受けながら進める計画です。

インフラ整備については、現在のところ、令和9年度末に埋立護岸工事の竣工を見込んでおり、その後の整備は、アドバイザー事業の相談支援を受ける中で、道路や水道等の設計を行う考えですが、公共下水道については、計画区域外となっております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 御答弁ありがとうございました。

水俣川河口臨海部振興構想事業は、臨海部、河口部、現道部の3つに分かれた計画で、企業誘致等の用地や生態系を配慮した護岸・干潟整備、道路の拡張計画、交通アクセスの向上を図る計画であり、今後はアドバイザー事業による支援を受けながら用地売却及び企業誘致を進め、インフラ整備については、令和9年度末の埋立護岸工事竣工後を見込んでおられるとのことですので、企業誘致活動やインフラ整備の進捗状況を注視したいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上で、本日の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、森川武治議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明日11日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時21分 散会

令和7年9月11日

令和7年9月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 令和7年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和7年9月11日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時26分 散会

（出席議員） 15人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	肥山 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	高岡 朱美君
藤本 壽子君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	田口 憲雄君	松本 和幸君

（欠席議員） 1人

牧下 恭之君

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（小路 幹雄君）
主 任（森 ちひろ君）	主 査（藤井 美樹君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡 利治君）	総務企画部長（梅下 俊克君）
福祉環境部長（今別府 隆宏君）	産業建設部長（柿本 英行君）
教 育 長（蓑田 誠一君）	上下水道局長（永田 久美子君）
総合医療センター事務部総務課長（竹下 昭博君）	総務企画部市長公室長（白本 亮君）
総務企画部総務課長（赤司 和弘君）	総務企画部財政課長（中村 優志君）
総務企画部危機管理監（瀨崎 博康君）	産業建設部農林水産課長（山村 良一君）
教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君）	

○議事日程 第4号

令和7年9月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 杉本康宏君 1 海業について  
2 農業補助金について
- 2 桑原一知君 1 スポーツDXによるまちづくりについて  
2 旧水俣市立水俣第三中学校と旧水俣市立久木野中学校の活用について
- 3 高岡朱美君 1 防衛力強化が住民に与える不安と自治体の役割について  
(付託委員会)

第2 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和7年度水俣市一般会計補正予算(第3号) (総務産業)

第3 議第66号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第4 議第67号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務産業)

第5 議第68号 水俣市旅費支給条例の制定について (総務産業)

第6 議第69号 令和7年度水俣市一般会計補正予算(第4号) (各委)

第7 議第70号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第8 議第71号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第9 議第72号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第10 議第73号 令和7年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号) (厚生文教)

第11 議第74号 令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について (総務産業)

第12 議第75号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について  
(総務産業)

第13 議第76号 令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について (厚生文教)

第14 議第77号 工事請負契約の締結について (総務産業)

第15 議第78号 市道の路線廃止について (総務産業)

第16 議第79号 市道の路線認定について (総務産業)

第17 議第80号 令和6年度水俣市一般会計決算認定について ( )

第18 議第81号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生文教)

第19 議第82号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について (厚生文教)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

小林副市長から、葬儀等のため、本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、お知らせします。

次に、本日、市長から、決算4件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件の提出がありましたので議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、濱崎危機管理監、山村農林水産課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、杉本康宏議員に許します。

（杉本康宏君登壇）

○杉本康宏君 皆様、おはようございます。真志会の杉本康宏です。

今年は、例年にも増して、たくさんのイベントが開催され、水俣のまちに活気が満ちあふれているように感じます。

これもひとえに、市民の皆様の地域に対する熱い思いと、たゆまぬ努力のたまものであると、心より敬意を表する次第です。

先日、湯の児で行われたイベント「さかなクンのギョギョっと楽しいイベント」に、私も会場に足を運び、多くの子供たちがさかなクンを取り囲み、目を輝かせながら、海の生き物の話を聞

き入っている姿を拝見しました。

さかなクンの知識の豊富さはもちろんのこと、そのユニークな語り口と、何より魚たちへの深い愛情が、子供たちの心に強く響いたことと思います。

このイベントは、単に楽しい催しであっただけでなく、水俣が誇る海の恵み、そしてその恵みを守っていくことの大切さを、改めて私たちに教えてくれたように思います。

水俣病を経験した私たちだからこそ、海の環境保全に対する意識は人一倍高く、その思いを次世代につないでいくことの重要性を再認識いたしました。

海を舞台としたイベントをきっかけに、子供たちが水俣の海に、そして地球の環境に、より一層関心を持つようになることを期待しています。

そして、もう一つ、今年の水俣にとって記念すべき出来事が、湯の児温泉の開湯100周年です。

湯の児温泉は、水俣の歴史と共に歩んできた由緒ある温泉地である一方で、近年では観光客の減少で、経営が困難になった旅館等の廃墟が増えていて、昔ほどのにぎわいがないのが現状です。

湯の児温泉開湯100周年という節目を迎え、記念行事やイベントが開催されるたびに、多くの人が湯の児温泉に足を運び、その魅力を再発見してほしいと思います。

それでは、通告に従い、順次質問します。

大項目1、海業について。

現在、水産庁が掲げている海業は、水俣の新たな可能性を開くものだと思います。

水俣病という悲しい歴史を経験した本市にとって、海は特別な存在です。

その一方で、海の恵みは、古くから市民の生活を支え、文化を育んできました。

近年、海洋環境の変化や乱獲等による魚介類の減少、そして、水産業の担い手不足など、海を取り巻く状況は大きく変化しています。

しかし、このような中であっても、海の持つ可能性は決して色あせることはありません。

むしろ、これからの時代においては、海は地域経済の活性化、新たな雇用の創出、そして持続可能な社会の実現に貢献し得る大きなポテンシャルを秘めていると確信しております。

そこで1つ目の質問です。

水俣市として海業に対してどのような認識をお持ちか、お尋ねします。

次に、2つ目の質問です。

他自治体の海業の先進事例や状況はどのようになっているか、お尋ねします。

次に、大項目2、農業補助金について。

水俣市は、豊かな自然に恵まれ、先人たちが築き上げた農業が、地域の根幹を支えてきまし

た。

しかしながら、近年、農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

高齢化による後継者不足、耕作放棄地の増加、生産コストの高騰、気候変動や異常気象など、多岐にわたる課題が山積しております。

このような状況の中、農業補助金は、私たち農業従事者が直面する様々な困難を乗り越え、安定した経営を継続していく上で、非常に重要な役割を担っております。

単に経済的な支援にとどまらず、新たな技術導入の促進、新規就農者の育成、そして地域ブランドの確立など、未来に向けた投資としても大きな期待が寄せられます。

そこで質問します。

①、現在、本市が実施している農業関連の補助金について、令和6年度の予算額、申請件数と交付件数、交付総額はそれぞれどのようになっているか、お尋ねします。

②、水俣市として農業をどのようにしていきたいか、補助金の役割と、その基本理念、重点目標はどのようなものか、お尋ねします。

③、現行の補助制度を市内全体の農業者が等しく活用でき、評価と課題認識はどうか、お尋ねします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、海業について、答弁を求めます。

山村農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇）

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 初めに、海業について、順次、お答えします。

まず、海業に対する市の認識はどのようなものか、との御質問にお答えします。

海業とは、水産物の提供を行う食堂や直売所の設置、漁港を利用した増養殖、漁業体験や海洋学習、渚泊、漁港を活用したクルーズなどの取組を行うことにより、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業で、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものと認識しております。

次に、他自治体の海業の先進事例や状況はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

水産庁において、令和4年3月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画の成果目標として、5年間でおおむね500件の漁港における新たな海業等の取組実施に向け、海業振興の先行事例を創出し広く普及を図るため、海業振興のモデル形成に取り組む地区を募集しました。全国から「海業振興モデル地区」として12地区、熊本県内で唯一選定された牛深漁港については、天草市が水産庁からの調査支援を受け、旧牛深漁協跡地に総合交流施設、民間事業者が参入できるチャレン

ジスペース、ウォーキングロード及び釣り生けすの整備を掲げた海業計画書を作成されたとのことでした。

現在、漁港エリアの整備方針を具体的に示した「総合交流施設等基本計画（案）」に対するパブリックコメントを実施されているとのことでした。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

冒頭でもお話ししましたが、これまでの漁業の在り方だけでは、将来にわたる海の恵みを享受し続けることが困難になりつつあると認識しております。

このような中、水産庁は、漁業を核としつつも、多角的な視点を取り入れ、地域の資源を最大限に活用して所得向上と雇用創出を目指す新たな取組として推進しており、この海業は、漁業生産活動だけでなく、海に関わるあらゆる産業を包括する概念であり、地域の魅力を再発見し、新たな価値を創造する可能性を秘めていると私は強く感じております。

特に、水俣市において海業を推進する上で、私が注目しているのが、観光と海洋環境学習という2つの要素の融合であります。

水俣市は、その歴史的背景から、環境問題に対する高い意識と、それを乗り越えてきた経験を有しており、これらはほかの地域にはない水俣市ならではの大きな財産であります。

この貴重な経験と、美しい水俣の海を組み合わせることで、訪れる人々に対して、単なる観光にとどまらない、深く学び、体験できる特別な機会を提供できるのではないのでしょうか。

そこで1つ目の質問です。

観光と海洋環境学習を海業として取り組むことは可能か、お尋ねします。

2つ目に、水俣市において、海業の導入の可能性はあるか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 杉本議員の2回目の御質問にお答えします。質問は、2点ありました。

まず1点目が、観光と海洋環境学習を海業として取り組むことは可能か、との御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、海業は様々な取組が認められているため、観光や海洋環境学習を海業の取組として実施することは可能であります。

2点目です。

水俣市に海業導入の可能性はあるのか、との御質問にお答えします。

海業は、市と漁業関係者、民間企業等との連携が必要となるとともに、その推進には当事者である漁業関係者の意欲が必要でありますので、海業に対する周知や先進地事例の情報提供等を行

い、海業導入の可能性を探っていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、農業補助金について、答弁を求めます。

柿本産業建設部長。

暫時休憩します。

午前9時43分 休憩

---

午前9時44分 開議

○議長（岩村龍男君） 再開します。

杉本議員から、質問がありますので、お願いいたします。

杉本議員。

○杉本康宏君 失礼しました。

水産庁が示す海業の概念は、まさに水俣市が目指すべき持続可能な地域づくりの方向性と合致し、そして何より水俣にしかできない海業を行えると確信しております。

海業の導入は、水俣の漁業・経済活性化だけではなく、水俣市民の皆様が海に親しみ、その恵みを楽しむ機会を増やすことにもつながります。

そして、海洋環境学習を通じて、今の水俣の海をもっと知ってもらう機会にもなると思います。

水俣の美しい海を未来へつなぎ、新たな価値を創造するために、ぜひとも前向きな検討をお願いして、海業の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、農業補助金について、答弁を求めます。

柿本産業建設部長。

（産業建設部長 柿本英行君登壇）

○産業建設部長（柿本英行君） 次に、農業補助金について、順次、お答えします。

まず、現在、本市が実施している農業関連の補助金について、令和6年度の予算額、申請件数と交付件数、交付総額はそれぞれどのようになっているか、との御質問にお答えします。

令和6年度の農林水産課所管の補助金については、予算額8,939万円であり、申請件数と交付件数は同数で115件、交付総額は4,988万円でした。

次に、水俣市として農業をどのようにしていきたいのか、補助金の役割と、その基本理念、重点目標はどのようなものか、との御質問にお答えします。

一般的に補助金とは、国や地方公共団体が、ある政策や目的を推進するため、特定の事務や事業に対して給付する金銭であり、農業経営のリスク軽減を図り安定的な経営を支える役割を果たし、その理念としては農業振興に関する事業を意欲的に行う者に補助金を交付することで、持続

可能で次世代に継承できる地域農業を推進することであります。

これらを踏まえた上で、本市の総合計画にあります農林水産業の振興の目指す姿を実現することが農業振興の重点目標であると考えます。

具体的には、「担い手や後継者が確保され、活力ある農林水産業が行われている。」、「農業生産基盤の整備が進み、農業経営は安定し、優良農地の保全が図られている。」、「農地の維持管理及び耕作放棄地の防止が図られ、農村環境が保全されている。」、「消費者に選ばれる農林水産物が生産され、産地ブランド化が進み、第1次産業を担う人たちの所得向上が図られる。」などです。

次に、現行の補助金制度を市内全体の農業者が等しく活用でき、貢献できていると認識されているか、評価と課題認識はどうか、との御質問にお答えします。

予算要求を行う段階で、新規就農者や認定農業者、JAなどから広く次年度の要望を伺い、国、県の補助金等も有効に活用して補助事業を行っており、貢献できていると認識しております。

課題認識としましては、補助事業を活用される方が、補助事業制度の内容を十分に理解されておらず、補助金の交付停止や返還につながるケースもあり、農業者に対して、各種補助制度の周知を広げるだけでなく、事業内容への理解を深めていくことも必要であると考えております。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

予算額8,939万円に対して、交付総額は4,988万円ということで、予算執行率は約56%と低いことが分かります。

農林水産業の振興という重要な目的に対し、半分近くも活用し切れていないという現状を明確に示しています。

この数字は、単なる予算の未執行にとどまらず、本市の掲げる農林水産振興の理念と現実との間に大きな乖離があることを示唆していると言わざるを得ません。

水俣市として重点目標を掲げ、補助金はその達成に重要な役割を果たすとの答弁がありましたが、これらは、まさに本市の農林水産業が抱える喫緊の問題であり、私もその重要性は十分に認識しています。

しかし、これほど明確な目標がありながら、なぜこれほどまでに予算が執行されないのか、その根本的な原因説明が不可欠だと考えます。

それから、市内全体の農業者が等しく活用でき、貢献できていると認識されているようですが、ではなぜ予算がこれほど余ってしまうのか、私は幾つかの問題点があると思います。

まず1つ目に、情報格差、補助金に関する情報が一部の関係者にしか届いていないのではない

か。

2つ目に、手続の煩雑さ、申請手続が複雑で、特に、高齢者にとって大きな負担となっている。

3つ目に、ニーズの把握不足、補助金の対象となる事業が、現場の本当のニーズと合っていないのではないかという点です。

そこで、以前から私のもとに届いている補助金の相談で最も多い2つを深掘りしてお聞きします。

1つ目の質問です。

令和6年度に活用された補助金のうち、機械の導入支援やハウス修繕は何件活用されたか、お尋ねします。

2つ目の質問です。

機械導入支援、ハウス修繕の補助金の交付要件はどのようになっているか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 杉本議員の2回目の御質問にお答えします。質問は、2点ありました。

まず1点目が、令和6年度に活用された補助金のうち、機械の導入支援やハウス修繕は何件活用されたか、との御質問にお答えします。

令和6年度は、「攻めの園芸対策事業費補助金」、「新規農産物チャレンジ事業」により、各1件、機械の導入支援の補助を行っております。

ハウス修繕につきましては、「農業用施設等導入支援事業補助金」により1件補助を行っております。

2点目です。機械導入支援、ハウス修繕の補助金の交付要件はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

機械導入の支援である攻めの園芸対策事業費補助金では、品質向上や生産力向上、コスト低減などを目標として取り組み、受益戸数が3戸以上であることが主な要件であります。

同じく、機械導入支援である新規農産物チャレンジ事業では、新たな特産品となる新規農産物の栽培を行うもので、認定農業者や認定新規就農者、もしくは地域計画に位置づけられた農業者を中心とした3戸以上の組織または法人、JAが対象者となります。対象品目としては、トウモロコシ、ジャガイモ、ソラマメ、ニンニク、その他野菜・果樹などがありますが、玉ねぎ、茶、不知火、甘夏については対象外となります。

ハウス修繕の支援である農業用施設等導入支援事業も、新規就農者チャレンジ事業と同様に、3戸以上の組織または法人、JAが対象者です。また、1件当たり10万円未満の施設等の導入は

対象外となります。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

それぞれの事業で各1件ずつの補助が行われ、対象となる者や対象品目等も分かりました。

ここで、全ての事業における要件で受益戸数が3戸以上が対象となるとの答弁がありました  
が、これは、複数の農業者が連携して事業を進めることを奨励し、地域農業全体の発展を目指す  
上で一定の意義があるものと理解しています。

しかしながら、この要件が、水俣市の農業が抱える現状、特に小規模農家や単独で新たな挑戦  
を試みる意欲のある農業者にとって、補助金活用への障壁となっている可能性があります。

ある農業者がこんな話をされました。「3戸で1つの機械を使い回すのは、農家の立場からす  
るとあり得ない。作物によって農繁期は様々だが、機械も作物によって変わる。同じ作物を作っ  
ている者同士が同じ機械を使うのだから、使う順番や管理、保管などの問題が出てくるのは分か  
り切っている。そもそもあり得ない。」といった声でした。

数か月前に、ある大臣の発言が物議を醸したという記事を見ました。

1年のうちに1か月しか使わない農機は買わなくて、リースやレンタルのサービスを使えばい  
いといった旨のことをおっしゃり、農業者の方々があきれているという記事でした。

農繁期にはみんなが一斉に機械を使うのに、リースやレンタルで賄い切れるわけがない、現場  
の実態が分かっていない、との声も寄せられていました。

同じように、現在の補助金の要件3戸以上というのは、農業者にとって非常に使いづらい補助  
金だということです。

そこで、最後に質問です。

補助金における3戸要件を1戸にするなど、多くの農業者が活用することはできないか、お尋  
ねします。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 杉本議員の3回目の御質問にお答えします。

補助金における3戸要件を1戸にするなど、多くの農業者が活用することはできないか、との  
御質問にお答えします。

攻めの園芸対策事業費補助金は、熊本県の補助金であり、本市が要件を変更することはできま  
せん。

また、本市の補助金では、電気柵などの取得費用を補助する「獣害防止対策事業補助金」は1  
戸で申請が可能ですが、その他の補助金については、国・県に準じて、原則3戸以上を要件とし  
ております。

3戸以上を要件とすることで、導入した機械を地域一体となって1戸より大きな規模で活用していただき、機械の稼働率も増え、補助金の有効活用につながると考えております。また、農業者の費用負担減にもつながりますので、要件を緩和するということは現時点では考えておりません。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、杉本康宏議員の質問は終わりました。

この際、10時15分まで休憩します。

午前9時59分 休憩

---

午前10時15分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さん、おはようございます。真志会の桑原一知です。

まず、令和7年8月10日からの大雨により、熊本県内などで、甚大な被害が発生しました。

被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

それでは、以下通告に従い、質問いたします。

1番、スポーツDXによるまちづくりについて。

本市では、4つのビジョンをもとに、取組が進められており、着実に成果が出てきています。

このビジョンの中でも、私は、「選ばれる水俣」が、基軸であると考えます。

水俣が選ばれなければ、世界へつながることも、活力が生まれることも、外貨を稼ぐこともできません。

このことから、水俣を選んでいただく一つのツールとして、本市の充実したスポーツ資源に着眼するとともに、デジタル技術を駆使し、スポーツを「する」「観る」「支える」という多様な側面から、地域社会に新たな価値をもたらし、持続的な活性化に取り組んでいただくことを期待し、以下4点質問いたします。

①、AIカメラを活用したスポーツ映像配信サービスはどのようなものか、お尋ねします。

②、導入した場合の初期費用や維持経費はどの程度になると想定されるのか。また、導入に伴う効果はどのようなものがあるか、お尋ねします。

③、他の自治体で導入されている事例について、どのように認識しているか、お尋ねします。

④、本市で導入する場合、想定される課題は何か、お尋ねします。

2番、旧水俣市立水俣第三中学校と旧水俣市立久木野中学校の活用について。

自治体の財政健全化は、中長期的な視点に立ち、歳出と歳入の両面から多角的に、また、バランスよく取り組むことが重要であり、財政の健全性を維持するためにも、費用対効果の高い行政運営を目指すことが重要であると考えます。

本市では、高岡市政になり、全ての事業についての費用対効果を検証し、市民ニーズに合わなくなった事業や効率の悪い事業は廃止・縮小などで歳出削減、また、水俣市スポーツキッズサポーター基金という、新たなアイデアでの財源確保や、ふるさと納税の充実などでの歳入増加、このような取組を進め、令和1年決算では、財政調整基金残高は、5億4,900万円であったのが、令和5年度決算では22億円となり、適正とされる水準に回復しています。令和5年度決算では、市債残高は12億円減少するなど、施政方針でも述べられているとおり、財政健全化に向けた日々の取組は確実に成果を上げてこられました。

高岡市長には、今後も引き続き、水俣のかじ取りをお願いしたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私は、閉校した学校施設は、貴重な資産だと考えますが、放置しておくとな財政的な負担となります。

ただし、有効活用することで、新たな歳入を生み出すこともできると考えており、中長期的な方向性として、以下3点質問いたします。

①、閉校から時間が経過し老朽化が進んでいると考えるが、現状の具体的な劣化状況や耐震診断はどのようになっているか、お尋ねします。

②、改修やリノベーションによる再活用の可能性はあるか、お尋ねします。

③、解体した場合、多額の費用が見込まれると考えるが、概算はどのようになっているか、お尋ねします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、スポーツDXによるまちづくりについて、答弁を求めます。

柿本産業建設部長。

（産業建設部長 柿本英行君登壇）

○産業建設部長（柿本英行君） 初めに、スポーツDXによるまちづくりについて、順次、お答えします。

まず、AIカメラを活用したスポーツ映像配信サービスはどのようなものか、との御質問にお答えします。

AIカメラを活用したスポーツ映像配信サービスは、AIが内蔵されたカメラをスポーツ施設に設置し、そのカメラが試合の状況を判断しながら、例えば、サッカーやバスケットボールにおいて、選手を追いかけることで、カメラを操作する人がいなくても、自動撮影され、撮影した映

像をインターネット上で配信することで、ライブで観戦したり、ライブ配信後にも、撮影した映像を見直しができるといったサービスです。

次に、導入した場合の初期費用や維持経費はどの程度になると想定されるか。また、導入に伴う効果はどのようなものがあるか、との御質問にお答えします。

既に導入されている自治体に伺ったところ、施設、カメラの種類、台数、またパッケージ等の相違はありますが、初期費用は約1,000万円から1,500万円、毎年の維持経費は、約100万円から600万円の費用がかかっているとのことでした。

また、導入に伴う効果としましては、映像を活用した分析が可能となることで、練習の質の向上による競技力アップ、発信力強化によるスポーツイベントの活性化といったスポーツ振興、スポーツ施設としての魅力向上による、大会や合宿地としての誘致促進、自治体の露出が増えることでの自治体のPRなどによる、経済波及効果も見込まれます。

次に、他の自治体で導入されている事例について、どのように認識しているか、との御質問にお答えします。

他自治体の導入の経緯は、導入されている自治体は、いずれも大会等の誘致に積極的に取り組まれており、施設としての機能向上による大会等の誘致促進などが目的の一つとなっており、実証事業を経て、「カメラで分析ができることから、自己分析ができ、指導の質も向上する」、「現地に行けない関係者も映像で見ることができる」といった利用団体からの意見等も踏まえ、導入されております。

スポーツ振興及び大会・合宿等の誘致に取り組んでいる本市においても、活用できる可能性のあるサービスであると考えております。

次に、本市で導入する場合、想定される課題は何か、との御質問にお答えします。

導入された自治体からは、機材の導入に係る設置費や、毎年発生する保守・運用に係る管理費等に関する予算面、また、カメラで撮影するための手続や、撮影することによる肖像権の承諾といった手続等に関する業務量の増加などの課題があると伺っております。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

このAIカメラを活用したスポーツ映像配信サービスは、様々な効果が期待できます。先ほど答弁いただいたような効果もあります。特に、現地に行けない関係者も映像を見ることができるということで、高齢者の方、また遠方に住む御家族、知人の方々も子供や孫、また友人の活躍を応援することができるようになります。

また、これまでメディア露出の少なかったマイナースポーツやアマチュア大会も発信できるようになり、新たなファン層の獲得にもつながります。

これらの効果で施設の利用率や満足度の向上により、大会や合宿の誘致を促進できるものではないかと考えております。

本市でも、スポーツコミッションの設立により、今多くの大会の開催や合宿に来ていただいていると認識しておりますが、スポーツコミッションの取組の具体的な成果はどのようなものがあるか、1点お尋ねします。

また、このシステムは、単なる映像配信ツールにとどまらず、地域のスポーツ振興にも貢献すると考えます。

試合や練習の映像が配信されることで、地域の子供たちの活躍を応援する機会が増えることで、子供たちは、応援されていることを実感し、モチベーションが上がるのではないのでしょうか。また、配信が共有されることで、スポーツに興味がなかった子供たちも「やってみたい」と思うきっかけになり、競技人口の増加につながります。

さらに、答弁にもあったように、指導者側としては、選手のフォームや動きを客観的に分析できるため、よりの確な指導が可能になりますので、導入に向け、関係団体からの意見を聴取する機会を設ける必要があるものと考えますが、どうか、お尋ねします。

質問2点です。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えいたします。質問2点ありました。

まず1点目です。スポーツコミッションの取組の具体的な成果はどのようなものがあるか、との御質問にお答えします。

「スポーツコミッションみなまた」を設立し、水俣市内の充実したスポーツ施設、宿泊助成制度のPRを行うなどの営業活動を強化してきたことから、スポーツ施設が充実しておりますエコパーク水俣と、空調設備が整備された総合体育館におきまして、スポーツ大会や合宿の受入れが増加し、スポーツに関わる宿泊者数は倍増しております。

また、九州・全国規模の大会として、フライングディスク種目であるアルティメットやディスクゴルフ等の大会のほか、日本ソフトボールリーグや、ガールズソフトボール大会、私立高校女子ソフトテニス大会などが新たに開催されており、来年3月からは、都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会が3年続けて開催されるほか、ミズノ杯U-14クラブ選抜ソフトテニス大会なども開催予定であり、多くのスポーツ大会の誘致に成功しております。

さらに、合宿におきましても、多くのソフトテニスの合宿のほか、九州内の高校生バレーボール合宿なども実施されており、今後も増加が期待されております。

2点目です。導入に向け、関係団体からの意見を聴取する機会を設ける必要があると考える

が、どうか、との御質問にお答えします。

本サービスの必要性につきまして、市内のスポーツ関係団体や、実際に大会や合宿に来られる団体に対し、ニーズ等の確認が必要であると考えております。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 最後3回目の質問に入ります。

スポーツコミッションの設立により、大会開催や合宿を通して、本市を訪れる人数は、初日の小路議員の質問にもありましたが、1万1,000人を超え、今後も増加傾向にあるということでした。また、宿泊者数も倍増しているということでありました。

これも担当課の皆様の日々の努力と献身的な取組が実を結び、素晴らしい成果を上げられておられます。感謝を申し上げますとともに、今後もさらなる飛躍に期待しております。

私はこのよき流れをさらに加速させるために、「AIカメラのスポーツ映像配信サービス」は必要な取組ではないかと考えております。

答弁にもありましたが、映像を配信するだけのシステムではなく、スポーツの振興、大会や合宿誘致の促進、水俣市のPRによる経済効果などが見込まれます。

もちろんのこと、導入する場合は、費用が発生しますが、国の交付金が活用できるのではないかと考えます。特に、「デジタルの実装型」の交付金は、ブロックチェーンやAIなどの先進的なデジタル技術の活用を進めていますので、利用できるものと考えております。

また、維持費についても、交付金の活用もですが、映像サービスでの利用料を設定することや、スポーツ映像配信中のスポンサー企業の広告料などで財源確保できるのも一案だと考えております。

現在、九州の導入自治体は、佐賀県や沖縄県石垣市、大分県別府市など、導入されておりますが、どこもまずは実証事業からスタートされております。

本市もまず実証事業を行った上で、導入の検討を行っていただきたいと思いますが、市として導入に対して、どのように考えておられるか、お尋ねをしまして質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 桑原議員の3回目の御質問にお答えします。

まず実証事業を行った上で、導入の検討を頂ければと思うが、市として導入に対して、どのように考えているか、との御質問にお答えします。

導入に向けては、実証事業が必要であると考えますが、まずは、費用対効果も含め、先進自治体等への情報収集に努めてまいります。

また、導入については、AIカメラを活用した映像配信サービスを導入することで、市のスポーツ振興につながるとともに、本市が進めるスポーツコミッションの取組において、スポーツ

施設のさらなる魅力アップにつながるものと考えておりますが、先ほど答弁しましたとおり、予算面での課題等もありますので、先進地における効果等の状況を見ながら、また、総合体育館を中心とした市が所有するスポーツ施設の利用状況を見ながら、必要性を検討してまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、旧水俣市立水俣第三中学校と旧水俣市立久木野中学校の活用について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、旧水俣市立水俣第三中学校と旧水俣市立久木野中学校の活用について、順次、お答えをいたします。

まず、閉校から時間が経過し老朽化が進んでいると考えるが、現状の具体的な劣化状況や耐震診断はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

旧水俣第三中学校、旧久木野中学校の劣化状況は、閉校から15年が経過し、老朽化が著しく、特に旧久木野中学校は雨漏りに伴う躯体の傷みが顕著になっています。

双方の建物とも建築基準法で定める耐震基準が強化される前の、いわゆる旧耐震基準によって建築されており、解体を検討していることから、建物の耐震診断は実施しておりません。

次に、改修やリノベーションによる再活用の可能性はあるか、との御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、旧耐震基準による建物であり、解体を検討しているところでありますので、再活用の可能性はないものと考えております。

次に、解体した場合、多額の費用が見込まれると考えるが、概算はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

旧第三中学校の解体に係る工事費については、平成26年度に試算しており、そのときの概算費用は約4,300万円でした。

なお、旧久木野中学校の試算は行われておりません。

ただし、旧第三中学校の試算を行ってから、既に10年以上が経過しており、解体に係る制度改正や物価上昇等を勘案いたしますと、さらに費用が増額していると思われまますので、今後、旧久木野中学校も併せて、新たに概算費用を試算する必要があると考えております。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

改修やリノベーションによる再活用の可能性は考えていないということでありまして、解体を検討しているということでした。

かかる費用ですが、平成26年の概算費用は、答弁いただきましたが、10年前の費用になります

ので、新たな解体費用を試算する必要があるということでした。

総務省は、本年度、廃校や使わなくなった公共施設を解体する自治体の財政負担を軽減するということでもあります。背景には、人口減少や統廃合が進み、活用見込みがないのに、地震で倒壊する危険や、不法侵入など、防犯上のリスクがあるという施設が増加しているということでありました。

今までは、学校の統廃合による新たな施設整備を交付税で支援してきたが、不要になった施設の取壊しは対象外でした。

今回使わなくなった施設の解体も、公共施設の適正化に向けた計画策定などを要件に支援し、解体後の土地の使い道が決まっても対象となるということです。本市も計画を策定されておりますので、交付税の支援対象になると考えておりますが、どうか、お尋ねします。

学校施設は、貴重な資産であり、解体後の跡地も貴重な資産でありますので、活用することで、新たな歳入を生み出すこともできると考えます。

そこで、解体し跡地になった場合の具体的な活用案は検討されているのか、お尋ねします。

私の御提案ですけれども、本市では、スポーツ振興の取組の成果として、水俣市立総合体育館の利用が非常に増加しており、慢性的に今までもですが、駐車場が不足している状況にあります。

また、旧第三中学校の校舎は使用できませんが、体育館自体は、本市が管理する中でも新しい体育館になり、今後も活用が見込まれます。

旧久木野中学校も老朽化が進み、校舎の使用はできません。

このことから、総合体育館の駐車場確保のために、浜公園グラウンドを総合体育館の駐車場にし、旧第三中学校を解体した後、都市公園と、三中体育館の駐車場に活用できないか。

また、旧久木野中学校は民間事業者や自衛隊施設科での重機訓練により解体し、瓦礫の一部を残し、消防や自衛隊による災害時の訓練場所として活用できないかと考えますが、御意見をお尋ねします。以上です。

○議長（岩村龍男君） 菘田教育長。

○教育長（菘田誠一君） 桑原議員 2 回目の御質問、最初のほう 2 つをですね、私のほうからお答えいたします。

総務省が、今年度から変更になったというところで、本市が、交付税の支援対象になるかどうかということでございますけれども、総務省のホームページに掲載されている事業概要を見ますと、公共施設等適正管理推進事業債において、これまで交付税措置がなかった施設の除却事業が、今年度、令和 7 年度から集約化・複合化等に伴うものであれば、交付税措置の対象として拡充されております。

複数の要件はありますが、令和 6 年度以前に集約化・複合化等した施設についても経過措置に

より認められていますので、交付税措置の対象となるものと考えられます。

次に、解体し跡地になった場合、具体的な活用案は検討されているのか、という御質問に対しお答えいたします。

旧水俣第三中学校については、平成26年度に庁内で検討会議を設置し、平成30年度まで5回にわたり検討を重ねてきましたが、財源や立地等の問題により、最終的な結論は得られておりません。

また、旧久木野中学校については、車の乗り入れ口が久木野小学校と一緒にいることと、中学校校舎が小学校グラウンドと隣接しているため、活用が難しく具体的な検討には至っておりません。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 桑原議員の第2質問のうち、総合体育館の駐車場の確保のために、浜グラウンドを駐車場にし、旧三中を解体して都市公園と駐車場に活用できないか、との御質問にお答えします。

先ほどの答弁でお答えしましたとおり、現段階で、旧水俣第三中学校及び旧久木野中学校の跡地活用の方針は定まっていないところでありますが、議員から御提案いただいた内容のうち、まず、都市公園である浜公園のグラウンドを駐車場化し、旧水俣第三中学校の校舎を解体後に跡地を都市公園及び駐車場として活用する案につきましては、議員御指摘のとおり、水俣市総合体育館において大規模なスポーツ大会等が開催される際は、慢性的な駐車場不足が生じております。

そのような状況の中で、浜公園のグラウンドを駐車場化するとともに、都市公園機能を旧水俣第三中学校の校舎解体後の敷地及び運動場へ代替することは、公益性の観点及び都市公園法等関係法令上でも、一つの案としては十分可能性があると考えております。

一方、旧水俣第三中学校への進入路となる水俣川沿いの道路は幅員が狭く、利用者や近隣住民の利便性を考慮すると、アクセス道路の整備を併せて考えていく必要があります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 梅下総務企画部長。

○総務企画部長（梅下俊克君） 私からは、旧久木野中学校を民間事業者や自衛隊施設科での重機訓練によって解体し、瓦礫を一部残して、消防や自衛隊等による災害時の訓練場所として活用できないか、という御質問にお答えをいたします。

旧久木野中学校については、自衛隊にお尋ねしたところ、自衛隊が、直接、重機等により建物の解体を行うのは、自衛隊による地方自治体への公共工事に対する労務支援に当たるため、通常このようなことはできないというお返事でした。また、そのような場所での訓練のニーズもないというお返事でした。

それから、消防につきましては、隊員の安全確保、それから周辺住民への悪影響等がなけれ

ば、解体する建物等を活用して訓練を行うことは可能とのことでした。

旧久木野中をですね、民間事業者等で解体することとなった際には、消防による訓練場所としての活用ができないか検討をしたいと考えます。以上です。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 3回目の質問に入ります。

跡地の活用については、現在、今の現段階では何も決定はしていないということでありました。どちらも財源とか、あと立地という問題点に課題があるのではないかと思います。

ちょっと分けて考えてみますと、立地については、先ほど御提案申し上げた浜公園グラウンドを総合体育館の駐車場とした場合の課題っていうのは、私が思うには、さほどないのかなというふうに考えております。三中の跡地を駐車場・都市公園にする点も、法令上から可能性はあるということでした。

しかし、旧第三中学校が本市のスポーツ施設として、利用が増加した場合は、答弁にもありましたように、進入路が狭いというところが課題になるということでした。

私は、進入路の件で、新水俣橋から江南橋までの水俣川沿いの道路整備も必要ではないかというか、活用してみてもどうかというふうにちょっと考えます。このことで、平通り、県道117号線の道路が狭いという長年の問題も少し軽減しますし、湯の鶴温泉の新たなルートとしても、活用が考えられます。

ただ河川管理用の道路なのか、一般の道路なのかでも、取組方が違うと考えますが、ゼロでなければ、可能性を探っていただきたいと思います。

また、自衛隊での重機訓練で活用することはニーズがないということでしたが、消防などの救助訓練での活用は検討していただくということでしたので、実現に向けて検討をお願いいたします。

私が今提案した内容も一案ですけども、そのほかにも、民間事業者のノウハウとか、資金を活用して、財政負担の軽減につながるような、検討も必要と考えますので、私の案も含め、様々な可能性を検討していただくよう要望しておきます。

最後に、財源の課題ですけども、答弁にもありましたように、交付税措置の対象になるのではとのことでありました。

解体費の負担っていうのはかなり大きく、国が半額程度負担するのであれば、この施設課題に早急に対応しつつ、進めることができないかと考えますので、積極的に活用してはどうか、お尋ねしまして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 桑原議員の御質問、交付税措置を活用することで、施設の課題に早急に

対応できることから、積極的に活用してはどうか、という御質問にお答えいたします。

公共施設等適正管理推進事業債については、借入額に対する交付税措置率は50%となっておりますが、除却に係る対象事業費から、除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象となりますので、実際の措置率は50%を下回ると思われます。

このようなことも踏まえ、本事業債の活用については、解体にかかる経費、財政状況等を考慮しながら関係部署と協議をしてみたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 以上で、桑原一知議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前10時51分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 皆さん、こんにちは。日本共産党の高岡朱美です。

パレスチナ・ガザ地区における、凄惨で残虐な行為に、なぜこんなことができるのかと、多くの人が思っていると思います。

先日、イスラエル出身の家具職人、ダニー・ネフセタイという方の講演を聞きました。イスラエルの安全保障政策の中心は軍事力で徴兵制があります。3年間、戦闘機のパイロットとして訓練を受け、当時自分の姿をとってもカッコいいと思っていたそうです。イスラエル人は、自分たちは神から選ばれた最も優れた民族だと教えられ、パレスチナ人は差別してよいという空気があると言います。兵役を終え、日本に来たダニーさんは、自分の国を外から眺めるようになって初めて、自分が洗脳されていたことに気づいたと言います。彼の著書には、こんな印象的なことも記されています。「軍隊を持ち、国民に差別意識を植え付け、外に敵をつくると国民をコントロールしやすくなるんです。」と。大変気づきの多い講演会でした。

今回の質問は1項目だけですが、とても大事な問題という認識を持っています。執行部には真摯な御答弁をお願いいたします。

以下、質問に入ります。

防衛力強化が住民に与える不安と自治体の役割について。

①、島嶼防衛や台湾有事を理由に、九州・沖縄に新たな軍事施設や兵器が配備されつつある。九州では、どこに何が配備されているか。

②、オスプレイの佐賀空港配備の目的は何か。

③、佐賀空港のオスプレイ17機が7月28日から飛行訓練を開始した。空港から各駐屯地への飛行訓練が予定されているが、本市上空を通過するルートはあるか。また、その使用頻度はどれくらいか。

④、防衛省は、陸上自衛隊オスプレイ（V-22）の低空飛行訓練区域を拡大している。低空飛行訓練とはどのような訓練で、本市はその訓練区域に含まれているか。

⑤、7月28日、自衛隊熊本健軍駐屯地に長射程ミサイルが配備されるとの報道があった。この報道を受けて熊本県は事前説明がなかったと述べている。住民の安全を守る立場から、このような進め方をどう思うか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） それでは、防衛力強化が住民に与える不安と自治体の役割について、答弁を求めます。

濱崎危機管理監。

（総務企画部危機管理監 濱崎博康君登壇）

○総務企画部危機管理監（濱崎博康君） 防衛力強化が住民に与える不安と自治体の役割について、順次、お答えします。

まず、島嶼防衛や台湾有事を理由に、九州・沖縄に新たな軍事施設や兵器が配備されつつある。九州では、どこに何が配備されているのか、との御質問にお答えします。

本件に関しては、市として説明できる立場にないことから、九州防衛局にお尋ねしておりますが、現時点で回答を得ておりません。

次に、オスプレイの佐賀空港配備の目的は何か、との御質問にお答えします。

本件に関しては、市として説明できる立場にありませんが、防衛省のホームページに掲載されている情報では、我が国島嶼部への侵攻があった場合に、速やかに対処するための任務を果たす上で、佐賀駐屯地が最適である旨記載されています。

次に、佐賀空港のオスプレイ17機が7月28日から飛行訓練を開始した。空港から各駐屯地への飛行訓練が予定されているが、本市上空を通過するルートはあるか。また、その使用頻度はどれくらいか、との御質問にお答えします。

本件に関しては、市として説明できる立場にありませんが、九州防衛局にお尋ねしましたところ、自衛隊機に限らず、国内で運行されるヘリコプターは、有視界飛行方式で飛行することが一般的であり、目的地への飛行経路はパイロットの判断に委ねられるため、飛行に先立ち、そのルートを示すことは困難であるとのことでした。

また、頻度については、自衛隊の運用に関わる事項であり、回答しかねるとのことです。

次に、防衛省は、陸上自衛隊オスプレイ（V-22）の低空飛行訓練区域を拡大している。低空

飛行訓練とはどのような訓練で、本市はその訓練区域に含まれているか、との御質問にお答えします。

本件に関しては、市として説明できる立場にありませんが、九州防衛局にお尋ねしましたところ、低空飛行訓練とは、国土交通省令で定める高度以下で飛行を行う訓練とのことです。

また、現時点において、水俣市は低空飛行訓練を行う区域に含まれていないとのことです。

次に、7月28日、自衛隊熊本健軍駐屯地に長射程ミサイルが配備されるとの報道があった。この報道を受けて熊本県は事前説明がなかったと述べている。住民の安全を守る立場から、このような進め方をどう思うか、との御質問にお答えします。

本件に関しては、市として見解を述べる立場にありません。

以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 オスプレイの佐賀空港配備の目的は、島嶼部への侵攻があった場合に、速やかに対処するためと防衛省がホームページで公表しているとのことです。島嶼部への侵攻とは、いわゆる台湾有事の際に、中国がとる行動を指しているのだと思いますが、そもそもこの台湾有事について、軍事の専門家である伊勢崎賢治氏、この方は、防衛省の統合幕僚学校で長く講師をしておられる方ですけれども、この伊勢崎氏や国際シンクタンクCSIS（戦略国際問題研究所）が中国と台湾関係に詳しい64人の専門家に実施した調査などでも、起きる可能性はかなり低いと評価しています。にもかかわらず、今にも中国が攻めてくるかのような雰囲気がつくられ、莫大な予算を使って攻撃への備えが進められています。沖縄や南西諸島には、新たに自衛隊の駐屯地がつくられ、ミサイル部隊が配備されました。九州においても、自分で調べた限りで申し上げますと、長崎県佐世保市には、奪われた島を奪還するための水陸機動団がつくられました。この水陸機動団を迅速に輸送する任務を担うのが佐賀に配備されたオスプレイだと報道されています。宮崎の新田原基地には、F35B戦闘機が現在3機配備され、将来的には全体で42機まで増やす計画になっています。大型弾薬庫も各地に増設されています。九州では、大分ほか6か所に置かれる計画です。

このような急激な変化に自治体も無関係ではられません。沖縄、南西諸島が攻撃対象になった場合、関係自治体は住民の島外避難に責任を負います。既に幾つかの自治体では図上訓練などが行われており、課題の多さに頭を抱える様子が報道されました。また、避難先である九州・山口では、受入自治体としての任務があります。ちなみに熊本県は宮古島市の一部と多良間村の住民1万2,000人の受入れを想定した初期計画を提出しています。

熊本はこのように避難先として選定される一方で、先日、12式地对艦ミサイルの配備計画があることが伝えられました。射程1,000キロ。中国大陸まで届く移動式ミサイルとのことです。そ

して、同じ敷地内で、本年度、355億円の予算をかけて地下にシェルターが造られています。健軍駐屯地には、西部方面隊の総司令部が置かれるため、その機能を敵の攻撃から守るためです。つまり、敵の攻撃目標になることが想定されているということです。

毎日新聞社がこの問題で県民アンケートをとり、7日、その結果が掲載されました。半数以上の人がこの計画を容認できないと答えています。その理由として最も多かったのは、有事の際に攻撃目標にされる心配です。当然だと思います。熊本健軍駐屯地の周辺は住宅密集地で、学校も病院もあります。県知事も県民の不安の声に対して、丁寧な説明と情報提供を求めています。

そのような中、今日から25日まで、大規模な日米合同演習「レゾリュート・ドラゴン」が行われますが、その訓練予定地になっていた沖縄県与那国町がこれを拒否し、訓練が一部縮小されることになりました。その背景には、2016年にレーダー監視部隊を受け入れたものの、その後、住民に何の説明もなく、ミサイル配備が計画されたことへの反発、そして攻撃目標になることへの不安があると報道されています。日米間で決めたことであっても、自治体が住民の意思を背景に拒否できることを示しました。

佐賀でもオスプレイの配備には大きな反対運動がありました。白紙撤回を求める署名は12万筆に達したと言います。攻撃目標になる心配はもちろん、オスプレイは訓練中によく事故を起こしていましたし、騒音、空港建設中や完成後の排水によるノリ養殖場への環境影響など、多くの心配が出されていました。

熊本健軍駐屯地への長距離ミサイル配備は、同じ熊本県民として無関心であってはならないと思います。また、オスプレイは九州各地の駐屯地を行き来し、その頻度も増えてくることが予想されます。自治体が情報として何も持っていない状況はいかがなものかと考えます。そこで、調べてみましたら、例えば、芦屋基地を抱える福岡県芦屋町、そこと隣接する北九州市、新田原基地のある宮崎県新富町などは、自治体のホームページに基地の訓練情報を公表しています。北九州市は、九州防衛局から情報提供を受け、佐賀空港に配備されたオスプレイの訓練情報も掲載しています。それによりますと、8月18日以降に九州の各駐屯地までの飛行訓練が開始され、鹿児島県鹿屋航空基地までの飛行ルート上に水俣市が含まれていました。また、これは日本共産党の国会議員の資料要求によるものですが、防衛省が国土交通大臣の許可を受けて、最低安全高度以下、つまり300メートル以下で飛行できる区域を設定しているのですが、その指定された区域に水俣と出水市の県境付近が含まれています。こういう計画がある以上、いつ市民からの目撃情報が市に寄せられ、問合せがあるか分かりません。市として事前に情報をつかんでおいたらどうかということで質問をいたしました。

御答弁では、水俣市上空を飛行することについて全く否定はされていませんけれども、正確な飛行ルートはパイロットの判断なので教えられない、また、低空飛行については、予定はないと

のことでした。

防衛に関することですので、当然出せるものと出せないものがあるとは思いますが、しかし、北九州市のホームページのように、出せる情報は積極的に出すことで、住民の心象は変わります。水俣市としても、事前に出せる情報や市民から問合せがあった場合の防衛局からの回答など、ホームページで提供するようにしてほしいと思いますが、これについてお考えを伺います。質問は、1点だけです。

○議長（岩村龍男君） 濱崎危機管理監。

○総務企画部危機管理監（濱崎博康君） 高岡議員からの2回目の御質問にお答えします。

当該内容に関する情報を事前に九州防衛局から得ることができれば、ホームページ等で事前にお知らせすることは可能だと考えます。以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ホームページ上での情報提供は可能ということでした。ぜひよろしく願いいたします。

話を振出しに戻します。防衛省の統合幕僚学校で18年間教えておられた伊勢崎賢治氏、現在いわ新選組の参議院議員で、初めての討論では、石破首相が「いつまでも先生だと思っている。恐らく私が伊勢崎さんの本を一番読んでいる。」と敬意を示した方ですけれども、伊勢崎氏がある番組で話されていました。「中国はいたるところに軍港を造ったりはするが、1979年の中越戦争以降、他国を侵略したことは一度もない。圧倒的に他国を侵略し殺しまくっているのはアメリカだということをジミー・カーターが言っているんです。」

集団的自衛権を法律で認めて以降に、自衛隊と米軍との一体的な活動が強化され、敵基地攻撃能力まで持つようになっていきます。

しかし、憲法上は、日本は交戦権も戦力を持つことも許されていません。そして、この憲法を変えるか変えないのか、国民は意思表示をしてはいません。この先、日本の安全をどのような方法で担保していくかという問題は、全ての国民にとって大変重要な問題で、国民の意思によって決定されるべきです。手続をおろそかにしたまま、実態が憲法の理念から離れていくことに非常に危機感を覚えております。現憲法下での入隊をされた自衛隊員が一番戸惑っているんじゃないかというふうにも想像します。

与那国町がストップをかけたように、一度立ち止まって考える機会が必要ではないかということ強く感じます。

今回の長射程ミサイル配備の計画には県民が大きな関心を持っています。計画を進める側は求められる限り、説明の場をつくり、住民との対話、納得のもとに進めるべきです。答える立場にないとおっしゃいましたけれども、この問題については、水俣市民からも不安や疑問の声が出て

います。市民から求めがあった場合には、市長からも説明を聞ける場を設けるよう、関係機関に要望してもらいたいと思いますが、最後にこの1点を伺って質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） この件に関しましては、市として説明をできる立場にはございませんけども、そのような御意見があったことはお伝えいたします。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、14時5分まで休憩します。

午後1時47分 休憩

---

午後2時5分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（岩村龍男君） 日程第2、議第65号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第66号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第3、議第66号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第67号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第4、議第67号水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第68号 水俣市旅費支給条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第5、議第68号水俣市旅費支給条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第69号 令和7年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

○議長(岩村龍男君) 日程第6、議第69号令和7年度水俣市一般会計補正予算第4号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第70号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(岩村龍男君) 日程第7、議第70号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第71号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(岩村龍男君) 日程第8、議第71号令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第72号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(岩村龍男君) 日程第9、議第72号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を

議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

---

**日程第10 議第73号 令和7年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)**

○議長(岩村龍男君) 日程第10、議第73号令和7年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

---

**日程第11 議第74号 令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について**

○議長(岩村龍男君) 日程第11、議第74号令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

---

**日程第12 議第75号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について**

○議長(岩村龍男君) 日程第12、議第75号令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

---

**日程第13 議第76号 令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について**

○議長(岩村龍男君) 日程第13、議第76号令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

---

**日程第14 議第77号 工事請負契約の締結について**

○議長（岩村龍男君） 日程第14、議第77号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

---

**日程第15 議第78号 市道の路線廃止について**

○議長（岩村龍男君） 日程第15、議第78号市道の路線廃止についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

---

**日程第16 議第79号 市道の路線認定について**

○議長（岩村龍男君） 日程第16、議第79号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

---

**日程第17 議第80号 令和6年度水俣市一般会計決算認定について**

**日程第18 議第81号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について**

**日程第19 議第82号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について**

**日程第20 議第83号 令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定について**

○議長（岩村龍男君） 日程第17、議第80号令和6年度水俣市一般会計決算認定についてから、日程第20、議第83号令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

令和6年度一般会計及び特別会計決算認定について、順次、御説明申し上げます。なお、説明

中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第80号令和6年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入合計175億5,080万円、歳出合計164億6,865万円、歳入歳出差引き10億8,215万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源、1,620万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に5億4,000万円を積み立てた残額5億2,595万円を翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入91.2%、歳出85.6%となっております。

次に、議第81号令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計33億3,553万円、歳出合計32億7,606万円、歳入歳出差引き5,947万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入93.6%、歳出92.0%となっております。

次に、議第82号令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計5億529万円、歳出合計5億396万円、歳入歳出差引き133万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.5%、歳出96.3%となっております。

次に、議第83号令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計37億8,392万円、歳出合計36億9,563万円、歳入歳出差引き8,829万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入99.4%、歳出97.1%となっております。

なお、議第80号から議第83号までの令和6年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書を併せて提出いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第80号から議第83号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時12分 休憩

---

午後2時12分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第80号令和6年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第83号令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、本4件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第80号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

## 日程第21 特別委員会の設置について

○議長(岩村龍男君) 日程第21、特別委員会の設置についてを議題とします。

---

### 特別委員会の設置について

- 1 名 称 一般会計決算特別委員会
- 2 構成人員 7人
- 3 審査事項 令和6年度水俣市一般会計決算認定について
- 4 審査権限 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。
- 5 審査期間 12月定例会まで

---

○議長(岩村龍男君) お諮りします。

議第80号令和6年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定いたします。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、平岡朱議員、肥山美緒議員、吉野誠議員、杉本康宏議員、森川武治議員、藤本壽子議員、小路貴紀議員、以上7人を指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定いたしました。

一般会計決算特別委員会におかれましては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

午後2時14分 休憩

---

午後2時26分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長 小路貴紀議員

副委員長 藤本壽子議員

以上のとおりであります。

---

○議長（岩村龍男君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、18日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、17日正午までに御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時26分 散会

令和7年9月18日

令和7年9月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 令和7年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和7年9月18日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前11時4分 閉会

（出席議員） 15人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	肥山 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	藤本 壽子君
小路 貴紀君	桑原 一知君	真野 頼隆君
牧下 恭之君	田口 憲雄君	松本 和幸君

（欠席議員） 1人

高岡 朱美君

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（小路 幹雄君）
主 任（森 ちひろ君）	主 査（藤井 美樹君）

（説明のため出席した者） 11人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（梅下 俊克君）	福祉環境部長（今別府 隆宏君）
産業建設部長（柿本 英行君）	教 育 長（蓑田 誠一君）
上下水道局長（永田 久美子君）	総合医療センター事務局総務課長（竹下 昭博君）
総務企画部市長公室長（白本 亮君）	総務企画部総務課長（赤司 和弘君）
総務企画部財政課長（中村 優志君）	

○議事日程 第5号

令和7年9月18日 午前10時開議

- 第1 議第65号 専決処分の報告及び承認について  
専第8号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第2 議第66号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第67号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第68号 水俣市旅費支給条例の制定について
- 第5 議第69号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第6 議第70号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議第71号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議第72号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議第73号 令和7年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議第77号 工事請負契約の締結について
- 第11 議第78号 市道の路線廃止について
- 第12 議第79号 市道の路線認定について
- 第13 陳第3号 水俣市政治倫理審査会「調査結果」を受けて政治倫理調査特別委員会設置を求める陳情について
- 第14 陳第4号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書提出を求める陳情について
- 第15 陳第5号 水俣市政治倫理審査会の調査及び結果報告で指摘のあった疑惑の解明にあたりとともに、その責任を明らかにしていただくよう求める陳情について
- 第16 陳第7号 「長射程ミサイル」及びオスプレイ九州配備等について国に市民説明会を行うことを求める意見書提出についての陳情について
- 第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第74号 令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第75号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第76号 令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第81号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

- 1 議第82号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第83号 令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 陳第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について
- 1 令和6年陳第3号 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情について

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

#### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

#### 議会改革特別委員会

- 1 陳第6号 水俣市役所新庁舎建設工事に係る松本市議会議員の政治倫理行為に関する調査・しかるべき処遇を求める陳情について
- 1 議員定数、議員報酬、水俣市政治倫理条例、一般質問のあり方について、その他議会改革に関する事項

#### 第18 議員派遣について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時0分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

高岡朱美議員から、葬儀等のため、本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、お知らせします。

次に、各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革特別委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、関係法令に基づき送付を受けました報告書類は、事務局に備え付けてありますから、御閲覧願います。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

- 
- 日程第1 議第65号 専決処分の報告及び承認について  
専第8号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議第66号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第67号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第68号 水俣市旅費支給条例の制定について
- 日程第5 議第69号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議第70号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第71号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第72号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第73号 令和7年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議第78号 市道の路線廃止について
- 日程第12 議第79号 市道の路線認定について
- 日程第13 陳第3号 水俣市政治倫理審査会「調査結果」を受けて政治倫理調査特別委員会設置を求める陳情について
- 日程第14 陳第4号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書提出を求める陳情について
- 日程第15 陳第5号 水俣市政治倫理審査会の調査及び結果報告で指摘のあった疑惑の解明にあたり、その責任を明らかにしていただくよう求める陳情について
- 日程第16 陳第7号 「長射程ミサイル」及びオスプレイ九州配備等について国に市民説明会を行うことを求める意見書提出についての陳情について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、議第65号専決処分の報告及び承認についてから、日程第16、陳第7号「長射程ミサイル」及びオスプレイ九州配備等について国に市民説明会を行うことを求める意見書提出についての陳情についてまで、16件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

（総務産業委員長 真野頼隆君登壇）

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第65号専決処分の報告及び承認について、専第8号令和7年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、法人市民税の還付のため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,251万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ159億9,745万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第2款総務費に、還付金及び還付加算金を計上している。

財源としては、第19款繰越金をもって調製しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第66号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第67号水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、育児・介護休業法の一部改正等に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、仕事と育児の両立支援のため柔軟な勤務形態を可能とするものであるが、人員不足となる可能性はないかただしたのに対し、必要に応じて、会計年度任用職員や育休代替職員の配置などを検討するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第68号水俣市旅費支給条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、旅行商品や販売方法の多様化等、旅費制度を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、本市の旅費の支給水準の見直し及び事務負担の軽減を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、宿泊費について、今後は基準額内であっても実費となるため、全ての旅費について、その宿泊費が適正かどうか判断しなければならない。例えば同じ宿泊先でも予約時期によって料金が変わることもあるが、細かくチェックし、市費の適正な支出を図るのかただしたのに対し、基本的には常識の範囲内で、近隣の宿泊先と比較検討し、安いところを選ぶという判断にな

ると考えているとの答弁がありました。

また、目的地と宿泊先間の移動にかかる費用を日当で精算する場合があると思うが、移動にかかる経費は全て支給すべきである。日当の概念はどのようなものかただしたのに対し、日当は、交通費を含む旅行に伴う雑費という概念であったが、今回の改正で、その概念はなくなる。これまでは、駅までの交通費を支給し、その後のバス代などの細々とした交通費の計算は煩雑であるため定額の日当を充てるという考え方であったが、今後は、宿泊先から次の用務地へ行くための交通費も計算して申告すれば旅費として支給するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第69号令和7年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、「選ばれる水俣」推進事業（移住定住）、第5款農林水産業費に、くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業、第7款土木費に、耐震改修促進事業、第8款消防費に、防災行政無線管理運用事業などを計上している。

財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調製している。

このほか、債務負担行為の補正として、体育施設（総合体育館外6施設）管理委託料の追加を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、住宅・建築物耐震改修等事業補助金について、対象件数と耐震改修の内容についてただしたのに対し、件数は6件を想定している。耐震診断の申請が5件きているが、診断後に耐震設計・工事に入る場合は、建物の状況、築年数や大きさにより工法も大きく異なるため、耐震改修の内容については一概には言えないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第77号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、道路局所管補助事業幸橋下部工新設（その1）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

令和7年7月10日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額2億8,204万円で坂口・永吉特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、幸橋架け替え工事に伴い、周辺の道路が、人や自転車を含め、通行不可となる期間はあるかただしたのに対し、幸町側の交差点付近は、令和9年度から長期間、終日全面通行止めとなる。ただし、第一小学校等の通学路であるため、歩行者・自転車については、幸橋歩道橋

の通行を確保するよう現在計画している。牧ノ内側の交差点は、令和10年度に全面通行止めとなる期間がある。ただし、牧ノ内側は県道であり交通量も多く影響が大きいため、夜間のみ全面通行止めをして工事を進める計画である。全面通行止めとなる場合は、事前に市報等で周知すると  
の答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第78号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、牧ノ内市営住宅の建て替えにより、敷地内の市道路線の形状が変わったことで、終点の位置が変更となるため廃止を行うものである。

市道路線の廃止を行うに当たっては、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第79号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、議第78号において説明のあった「牧ノ内団地線」が廃止されることにより、新たな路線を市道とするため、「牧ノ内8号線」として市道認定を行うものである。

市道路線の認定を行うに当たっては、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第7号「長射程ミサイル」及びオスプレイ九州配備等について国に市民説明会を行うことを求める意見書提出についての陳情について申し上げます。

審査では、専守防衛は必要だと思うが、やはり外交を主にやらなければいけない。防衛計画を立てる中で長射程ミサイルの配備があると思うが、市民にとって関係のないことではなく、大変重要なことだと思う。市民からの不安の声を受け、また、賛否両論あるからこそ、議会として説明会を求める意見書を上げることは当然の役割であると思うので賛成であるという意見と、陳情に「軍事施設」と書かれているが、日本には防衛施設はあっても軍事施設はないため、本意見書は提出すべきではない。防衛に関しては、国の専権事項であり、地方自治にそぐわない。防衛に関して、一般市民に説明できることはほとんどなく、地方議会がこの問題を要求することは非常に難しいと思うので反対であるとの意見がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、木戸理江議員。

(厚生文教委員長 木戸理江君登壇)

○厚生文教委員長(木戸理江君) ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第69号令和7年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、令和7年度定額減税不足額給付金事業、子育て世帯応援商品券給付事業、第4款衛生費に、住民健康管理システム経費、水俣芦北広域行政事務組合負担金(ごみ処理費)などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、及び第18款繰入金をもって調製しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、子育て世帯への給付事業で、給付するものが商品券となった理由についてただしたのに対し、水俣市内の地域経済の活性化という目的もあり、商品券であれば、地域経済活性化の即効性があると考えたためであるとの答弁がありました。

また、本市に18歳以下までを扶養する世帯がどのくらいあるかただしたのに対し、子供の人数は約2,900人、世帯数は約1,500世帯であるとの答弁がありました。

さらに、給付は申請型なのかただしたのに対し、市から対象者に対し、引換券を送る予定であり、給付を希望する人は市役所に来庁して、商品券を受け取るか、来庁が難しい場合はオンライン申請をしてもらう。オンライン申請の場合は、商品券の郵送を検討しているとの答弁がありました。

また、児童養護施設の子供は対象になるのかただしたのに対し、水俣市に住所がある児童養護施設の子供は対象になる。児童手当と同様の手続を行う予定であるとの答弁がありました。

さらに、どこが商品券の作成を行うのかただしたのに対し、業者委託する予定との答弁がありました。

加えて、対象者についてただしたのに対し、令和7年10月1日時点で水俣市に住民票がある人が対象で、新生児については12月末までに生まれた人を対象とする予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ126万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ33億6,964万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修委託料を計上している。

この財源としては、第3款国庫支出金をもって調製しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ118万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,770万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修委託料を計上している。

この財源としては、第6款国庫支出金をもって調製しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第72号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,080万7,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億826万8,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等返還金等を計上している。

これらの財源としては、第8款繰越金をもって調製しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第73号令和7年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和7年度水俣市病院事業会計予算第4条に定める資本的支出の額を7,625万3,000円増額し、補正後の資本的支出の額を9億6,856万9,000円とするものである。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとしている。

補正の内容としては、資本的支出において、東館病棟改修工事に伴う建設改良費の増額を行っているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、建設改良費の増額分について、追加工事によるものなのか、物価の上昇によるものなのかただしたのに対し、資材の高騰によるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第4号水俣病の早期解決を国へ要望する意見書提出を求める陳情について申し上げます。

審査では、陳情内容の「水俣病被害者」という文言の表現を問題視する意見があり、それに対して、被害者なのに救済されていない人がいることこそがこの陳情の趣旨だという意見がありました。

また、野党6会派が提出した新法案の内容にも難しい部分があり、地域経済にも影響があるのではないかと心配する意見がありました。

あわせて、裁判をしている中で公健法に基づき公正に審査をして、認定患者には補償をし、その後の裁判についても、国は今、早期解決に向けて動いているという認識だという意見や、議会で採択することが水俣市民の総意であるとも言えないという意見もありました。

討論では、国も解決に向けて動いているのであれば、後押しという形で意見書を提出してもおかしくない、というものや、加害者である国に最後まで被害者を補償しなさいというのは当然であるため賛成であるという意見と、司法の場に出されているものに議会が意見を出すというのは適切でない、また、地元の議会であるからこそ冷静に様々な意見を加味して考えることが必要だと考えるため反対であるとの意見がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） ここで、地方自治法第117条の規定により、松本和幸議員の退席を求めます。

（松本和幸君退場）

○議長（岩村龍男君） 次に、議会改革特別委員長、小路貴紀議員。

（議会改革特別委員長 小路貴紀君登壇）

○議会改革特別委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました案件のうち、議会改革特別委員会に付託されました陳第3号水俣市政治倫理審査会「調査結果」を受けて政治倫理調査特別委員会設置を求める陳情について、及び陳第5号水俣市政治倫理審査会の調査及び結果報告で指摘のあった疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明らかにしていただくよう求める陳情について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

これらの陳情につきましては、9月12日午後1時30分から第1回特別委員会を開催し、初めに各陳情提出者の趣旨説明を受け、各委員に意見を求めたところ、まず、陳第3号につきましては、議会に対して新たに政治倫理調査特別委員会の設置を求めるものであるが、議会では既にこの議会改革特別委員会において、政治倫理条例に係る調査、検討を進めていくことを全議員同意のもと決定しており、本陳情の全てを是とすることはできないとの意見がありました。一方、政治倫理審査会の調査結果を受けて、議会が真摯に対応していくことを市民に理解いただくためにも、この陳情は不採択とせず、その趣旨は理解して、議会がきちんと向き合うという姿勢を示す

意味でも、趣旨採択とすべきであるという意見がありました。

また、陳第5号につきましては、本年8月1日発行のみなまた市議会だよりに掲載された「水俣市政治倫理審査会の調査及び結果報告について」の取組の履行を求めるものであったことから、陳第3号と同様、趣旨採択にすべきとの意見がありました。

さらに検討を深めるため、9月17日午前9時30分から第2回特別委員会を開催し、審査の結果、陳第3号、陳第5号の2件は、出席委員全員の同意により、趣旨採択とすることに決定しました。

また、これらの陳情は、いずれも、水俣市政治倫理審査会の調査結果報告に記載された、疑念が生じるおそれのある行為及び疑惑を持たれている事実に関しては、議員に対し議会等のしかるべき場所において疑惑の解明に努めていただきたいとの指摘に関するものであることから、特別委員会から議長に対して、9月定例会会期中において、当該議員からの再度の説明を求める要請を文書にて行っております。

なお、陳第6号水俣市役所新庁舎建設工事に係る松本市議会議員の政治倫理行為に関する調査・しかるべき処遇を求める陳情については、添付資料を含む全ての関連文書を秘密とし、秘密会での審査としました。9月12日に陳情提出者の趣旨説明を受け、その内容に関するヒアリングを行った結果、第1に政治倫理審査会に提出された資料以外のものが含まれていること、第2に個人名、企業名及び住所などの個人情報に関しては、事前に当該者へ承諾を得ようとするれば断られる可能性があったため、あえて承諾を得ないまま資料として提出したこと、第3に警察に相談した際、本件のような内容は議会に提出したほうがよいと促された事実の信憑性など、不可解な点や個人情報及び資料の取扱いの危険性が判明したため、慎重な調査、検討が必要と判断されたことから、継続審査とすることを全会一致で決定しております。

なお、陳情書及び添付資料については、引き続き、その内容全てを秘密にすることとしております。

最後に、さきの政治倫理審査会調査結果における結論には、議会における個人情報の取扱い及び議員の顧問等就任に関しては、当特別委員会において改めて明確化するなどの審議すべき事項とされておりますので、議会に求められている内容につきましては、継続して調査、検討することとしております。

以上で、議会改革特別委員会の審査報告を終わります。

---

## 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年9月12日

水俣市議会議長 岩村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第65号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	承認	全員賛成
議第66号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第67号	水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第68号	水俣市旅費支給条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第69号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第4号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第77号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成
議第78号	市道の路線廃止について	原案可決	全員賛成
議第79号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
陳第7号	「長射程ミサイル」及びオスプレイ九州配備等について国に市民説明会を行うことを求める意見書提出についての陳情について	不採択	賛成少数

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年9月12日

厚生文教常任委員長 木戸 理 江

水俣市議会議長 岩村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第69号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第4号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第70号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第71号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第72号	令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第73号	令和7年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
陳第4号	水俣病の早期解決を国へ要望する意見書提出を求める陳情について	不採択	賛成少数

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年9月17日

議会改革特別委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
陳第3号	水俣市政治倫理審査会「調査結果」を受けて政治倫理調査特別委員会設置を求める陳情について	趣旨採択	全員賛成
陳第5号	水俣市政治倫理審査会の調査及び結果報告で指摘のあった疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明らかにしていただくよう求める陳情について	趣旨採択	全員賛成

○議長（岩村龍男君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

（松本和幸君入場）

○議長（岩村龍男君） これから討論に入ります。

平岡朱議員、藤本壽子議員及び小路貴紀議員から陳第4号について、杉迫一樹議員及び桑原一知議員から陳第7号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次、発言を許します。

初めに、平岡朱議員。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。

私は、陳第4号水俣病の早期解決を国へ要望する意見書提出を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

水俣病は、公式確認から来年で70年を迎えます。しかし、いまだ多くの被害者が救済されることなく取り残されています。

そんな中、今年6月19日、「国の責任で、残された全ての被害者救済を」と、衆議院に新しい法案が提出されました。この法案をまとめたのは、水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会の超党派の議員連盟で、日本共産党、立憲民主党、国民民主党、れいわ新選組、参政党、そして有志の会の共同提案です。党派を超えて出された水俣病被害者救済新法案と呼ばれるこの法案、正式には、「国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案」です。その名のとおり、取り残された被害者救済を実現し、全面解決に向けての大きな一歩だと、全国の被害者から歓迎の声が上がっています。

ちょうど2年前の2023年9月、ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟で、大阪地裁が原告全員を水俣病と認める画期的な判決を出しました。翌年3月、熊本地裁で、4月には新潟地裁でも、多くの原告が水俣病と認められました。

特措法を含め、国のこれまでの救済では救われていない被害者がいるということが改めて明らかになりました。また、水俣病の被害の拡大を防げなかったことについて、国の責任は、2004年の最高裁判決で断罪されています。にもかかわらず、いまだ救済されていない被害者がいるわけです。救済されることなく亡くなられた方もたくさんおられます。それぞれの症状に苦しんでおられる被害者もまだまだたくさんおられます。

本陳情は、1日も早く残された水俣病被害者を救済し、水俣病問題を解決するよう国へ要望する意見書提出を求めるものです。分かっているだけでも既に、熊本県議会では全会一致で採決されており、県内4つの町村議会でも採択されています。

国による水俣病の早期解決、被害者救済の実現に向け、水俣市議会としてもその後押しをするのは、当然のことだと考えます。

よって、本陳情については、改めて賛成です。

議員の皆様の御賛同を心よりお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（岩村龍男君） 次に、小路貴紀議員。

○小路貴紀君 真志会の小路貴紀です。

陳第4号水俣病の早期解決を国へ要望する意見書提出を求める陳情について、反対の立場から討論します。

水俣病の早期解決に向けては、当事者及び関係者等の尽力により、これまでも取組が進められてきた経緯があることは、周知のとおりです。

平成7年に当時の自民党、社会党、さきがけによる最終解決に向けた3党合意の政治決着があり、平成16年の関西訴訟最高裁判決において、政治決着を唯一拒んだ原告団体と結審し、全ての紛争が解決するはずでした。しかし、その後、残念ながら問題が再燃し、平成21年の水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法、いわゆる水俣病特措法の成立によって、翌年からの申請及び救済による早期解決が行われました。一方で、水俣病特措法による救済を拒んだ団体は、熊本地裁に提訴、平成22年に同地裁から和解協議を前進させるための所見が提示され、判定に係る機関、資料、基準等について、当事者同士の合意による和解が成立したことから、チッソ株式会社は、各人への一時金及び別途多額の団体加算金を支払い、原告はその余の請求を放棄、認定申請の取下げ等を行うことにより、一切の紛争を解決する機運が一気に高まりました。この和解した団体が不知火患者会であり、ノーモア・ミナマタ第1次訴訟の終結でした。提訴からわずか4年半という、まさに早期解決への道が示されました。苦渋の決断があったとは

いえ、当事者同士の合意によって、一切の紛争を解決するという目標に向かって、大きな問題を乗り越えた経緯からも、同じ団体による第2次訴訟という集団訴訟に発展している現状に、理解しがたい部分があります。加えて、水俣病特措法による救済を選択された団体等からは、目立った紛争の再燃に発展している事案がないことから、水俣病特措法の前文にうたわれている、紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図ることについては、今なお当事者同士の理解によって履行されている証であります。

以上の経緯からも、水俣病の早期解決に向けた取組は以前から行われており、現在も当事者同士の理解や信頼関係をもって成り立っていることに、私たちは理解を示す必要があります。また、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は係争中であり、被害者か否かが争われている段階では、陳情趣旨に矛盾が生じていることと併せて、国は過去の経緯の当事者であり、かつ第2次訴訟では被告の立場であることから、水俣市議会から意見書を提出することは適切な判断とは言えないため、陳第4号には反対であります。

議員各位におかれましては、御賛同をお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 おはようございます。I's水俣の藤本壽子です。

私は、陳第4号水俣病の早期解決を国へ要望する意見書提出を求める陳情書に対し、賛成の立場で討論をします。

まずもって、2023年9月27日に大阪地方裁判所が原告128名全員を水俣病と認めております。このときに、私は本当に自分の身近な問題として考えておりました。滋賀県の守山市のチッソの前で事業をしておりました私の父たち、その従業員の方たちから、今なお被害の苦しみを訴えられる連絡がかかってまいります。しかしながら、この方たちは、裁判にも訴えておられず、どうしたら水俣病のつらいこの状況を逃れることができるのでしょうか、そういう相談を今もって受けております。その後、熊本地方裁判所でも判決があり、現行の被害者救済制度では救済されない被害者の存在を明らかにしたとあります。何より考えていただきたいのです。原告の平均年齢が75歳ということであり、司法で明らかになった汚染と被害の広がりや国は真摯に受け止めて、以前から申入れのある特措法以降の早急な被害者救済に動くべきであると思います。私も何度も裁判に関わってまいりましたが、なかなか裁判では解決することができないことがございました。ここではいろんな方たちの御助力が必要でございます。

今回は、早期解決を求め、団体のほうで、熊本、鹿児島、28自治体へ要請をされたということでもあります。新聞記事にもございました。古い資料ですが、9月1日時点で、熊本県議会で採択、これまでに熊本県下4議会、氷川町議会、山都町議会、長島町議会、出水市議会は、趣旨採択をしております。天草市議会も先日、熊日紙上に掲載されておりました。

本市にも救済を待つ被害者がおられると思います。命あるうちの解決を、被害者の声を真摯に受け止め、早期解決に尽力する必要があると思います。

よって、私は、この陳第4号の陳情には賛成であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 はい、I's水俣の杉迫一樹です。

私は、陳第7号「長射程ミサイル」及びオスプレイ九州配備等について国に市民説明会を行うことを求める意見書提出についての陳情について、賛成の立場で討論いたします。

まず、この陳情を出されたということと考えますと、突然の配備計画を受け、同じ熊本県にある水俣に影響はないのかという市民の中に不安を抱えている方がおられるということが分かります。

さきのマスコミ報道等で、熊本県木村知事は、「配備に不安を感じる県民もいるので、住民への丁寧な説明を」と言われております。

また、熊本市の大西市長も「住民の相談窓口を設置してほしい」など要望しております。

また、熊本に配備されると狙われる可能性もあるのではないかと不安に思っている方もおられます。

配備について賛成反対ということよりも、説明会を開いてほしいという意見を国に求めるものであり、安全性や必要性について、不安に思っている方々の思いを払拭させるためには必要なことだと考えます。

私としても、配備について、賛成の方、反対の方、どちらとも言えない方、それぞれにしっかりと丁寧な説明をされることが大切であると考えます。

これらのことから、説明を求めること自体に何も問題はなく、必要なことと考えます。

よって、私は、この陳第7号に賛成いたします。

議員各位の皆様の御賛同をよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、桑原一知議員。

○桑原一知君 真志会の桑原一知です。

私は、陳第7号「長射程ミサイル」及びオスプレイ九州配備等について国に市民説明会を行うことを求める意見書提出についての陳情について、反対の立場で討論いたします。

まず、国民の安全を守るための防衛力強化は、国家の責務であると考えます。

また、防衛政策の決定は、国の専権事項であり、防衛力の在り方は、国会での専門的な議論を経て、国が責任を持って決定すべきと考えますので、一地方議会が関与すべきでないと考えます。

なお、オスプレイは、多くの人員や物資を一度に運ぶことができ、被災地への救助活動をより効果的に行うことができ、災害救助活動への貢献に期待できます。

さらに、本陳情は、地域のリスクばかりを強調し、防衛力強化の必要性という大局的な視点を欠いております。地域の安全は、国全体の防衛力によって初めて確保されるものであり、国防強化なくして地域の平和はあり得ないと考えます。

よって、本陳情には反対であります。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ありませんか。

藤本議員。

○藤本壽子君 I's水俣の藤本壽子です。

今回提出された陳情中、陳第7号「長射程ミサイル」及びオスプレイ九州配備等について国に市民説明会を求める意見書提出を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

一番私が懸念しているのは、明らかに専守防衛から逸脱した、また、外交をおざなりとした武器による威嚇ではないかと思うことです。この点について、きちんと説明をしていただきたい。この配備の土台には、2022年に閣議決定があった安保三文書に基づくものであり、敵基地攻撃能力配備は、その当時ですね、憲法違反であるという論議が沸騰いたしました。そんな中でございます。

それに加え、熊本駐屯地に配備予定であるということだが、近隣の人々の不安は拭えないものがあります。第2次世界大戦の折も標的になったのは軍事施設ではなかったでしょうか。軍事施設ではないというふうに言いますが、長射程ミサイルを配備するということは、軍事施設に間違いはないというふうに私は感じております。防衛施設やミサイル配備基地が攻撃のリスクが高いのは自明の理であります。基地が攻撃された場合、爆発や破片火災などが周辺地域に及ぶ可能性があるかなど、熊本県、熊本市民にとって大変重要なことであると考えます。これは、今現在の沖縄などでは、日常的に様々な軍事基地化による矛盾が起こっているということを皆さんも御存じだと思います。

加えて、オスプレイ飛行については、地域に対し、どこを飛ぶ予定なのか、きちんとした説明が必要であると思います。

そして、さらに申し上げます。先日、熊日紙上においても、熊日が世論調査をされましたが、50%以上の市民が、長射程ミサイル配備については不安に思っているということでございました。

さて、もう少し述べさせていただきます。私の父親は、中国大陸を5,000キロ歩き、最後はベト

ナム、ホーチミンから帰還しました。規律正しい兵隊の服は、ぼろぼろになり、穴が空き、なんとか帰郷しましたが、そのときのことをずっと書いております。1冊の本にしました。自殺した部下の骨を持ち帰りました。そのことを書き残しています。私は、父の真夜中に突然起き上がり、部下を戒めるようなことを言ったようですが、今思うとPTSD、心の病を抱えていたのではないかと思います。戦争による全ての人々、直接的な殺りく、そして精神的な被害は、絶対に回避する必要があります。

何よりも何回も何回も私は外交を重ねていくことが日本の憲法、憲法9条を持つ日本としては、これが一番大切なことではないかと思っています。

私は、この陳情にある住民への説明を求めること、このことについては、当然のことであると思ひ、陳第7号には賛成であります。

議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第65号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員会の審査報告は、承認であります。

本件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の審査報告のとおり承認しました。

---

次に、議第66号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第79号市道の路線認定についてまで、11件を一括して採決します。

本11件に対する委員会の審査報告は、いずれも可決であります。

本11件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本11件は、いずれも委員会の審査報告のとおり可決いたしました。

---

○議長（岩村龍男君） ここで、地方自治法第117条の規定により、松本和幸議員の退席を求めます。

(松本和幸君退場)

次に、陳第3号水俣市政治倫理審査会「調査結果」を受けて政治倫理調査特別委員会設置を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員会の審査報告は、趣旨採択であります。

本件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の審査報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

---

(松本和幸君入場)

次に、陳第4号水俣病の早期解決を国へ要望する意見書提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

採決は、賛成または反対のボタンを押してください。

(「賛成」の議員は賛成ボタンを、「反対」の議員は反対ボタンを押す)

○議長(岩村龍男君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ボタンの使用を終了します。

賛成3人、反対11人です。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長(岩村龍男君) ここで、地方自治法第117条の規定により、松本和幸議員の退席を求めます。

(松本和幸君退場)

次に、陳第5号水俣市政治倫理審査会の調査及び結果報告で指摘のあった疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明らかにしていただくよう求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員会の審査報告は、趣旨採択であります。

本件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の審査報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

---

（松本和幸君入場）

次に、陳第7号「長射程ミサイル」及びオスプレイ九州配備等について国に市民説明会を行うことを求める意見書提出についての陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

採決は、賛成または反対のボタンを押してください。

（「賛成」の議員は賛成ボタンを、「反対」の議員は反対ボタンを押す）

○議長（岩村龍男君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） ボタンの使用を終了します。

賛成3人、反対11人であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

## 日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

### 総務産業委員会

1 議第74号 令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第75号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

### 厚生文教委員会

1 議第76号 令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第81号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

1 議第82号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

1 議第83号 令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

1 陳第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について

- 1 令和6年陳第3号 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情について

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について  
議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

議会改革特別委員会

- 1 陳第6号 水俣市役所新庁舎建設工事に係る松本市議会議員の政治倫理行為に関する調査・しかるべき処遇を求める陳情について
- 1 議員定数、議員報酬、水俣市政治倫理条例、一般質問のあり方について、その他議会改革に関する事項

○議長（岩村龍男君） 日程第17、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革特別委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年9月12日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第74号	令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第75号	令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年9月12日

厚生文教常任委員長 木戸理江

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件名	理由
議第76号	令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第81号	令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第82号	令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第83号	令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第2号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
令和6年陳第3号	介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年9月11日

議会運営委員長 小路貴紀

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年9月17日

議会改革特別委員長 小路貴紀

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件名	理由
陳第6号	水俣市役所新庁舎建設工事に係る松本市議会議員の政治倫理行為に関する調査・しかるべき処遇を求める陳情について	慎重審査を要するため
	議員定数、議員報酬、水俣市政治倫理条例、一般質問のあり方について、その他議会改革に関する事項	実情を調査する必要があるため

## 日程第18 議員派遣について

○議長（岩村龍男君） 日程第18、議員派遣についてを議題とします。

—————

### 議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 森林・林業・林産業活性化九州大会
- |      |                          |
|------|--------------------------|
| 派遣目的 | 九州の森林・林業活性化と山村地域の振興を図るため |
| 派遣場所 | 宮崎市                      |
| 派遣期間 | 令和7年10月30日（木） 1日間        |
| 派遣議員 | 木戸理江議員                   |
| 経 費  | 既決予算の中から支出               |

—————

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（岩村龍男君） 次に、松本和幸市議会議員の行為が水俣市政治倫理条例違反に該当する疑いがあるとして、水俣市政治倫理審査会の調査請求書が出され、本年7月に同審査会の調査報告を受けました。

この件に関し、松本和幸議員から発言の申出がありますので、これを許します。

なお、発言の際、個人名、企業名などは配慮くださるよう、また、調査報告書の内容から逸脱されないよう、お願いします。

それでは松本議員。

（松本和幸君登壇）

○松本和幸君 政治倫理審査会調査報告結果2点に関して、改めて説明を申し上げます。

水俣市政治倫理条例第4条第1項第2号、第3号に該当する行為ではないが、今回、同項第1号の市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこととの関係で疑念が生じるおそれがあると水俣市政治倫理審査会から指摘されたことは、真摯に受け止め、今後は控えたいと思います。

他方、B社とA社間での動きについて、私がお金の動きに関与したとの事実はありません。

無論、そのお金が私に交付されたという事実もありません。

以上で終わります。

○議長（岩村龍男君） ただいま松本議員からの発言もございましたが、今後も市議会では、議会改革特別委員会を中心に、政治倫理審査会の報告書でもお示しいただいた議会の個人情報の取扱い、議員の顧問等就任の取扱い等も含め、引き続き、公平公正に真摯に調査、検討してまいります。

以上で、本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで、令和7年第3回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩村 龍男

署名議員 杉本 康宏

署名議員 真野 頼隆

## 令和7年9月第3回水俣市議会定例会（8月29日～9月18日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第65号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	8月29日	総務産業	9月18日 承認	
議第66号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月29日	総務産業	9月18日 原案可決	
議第67号	水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月29日	総務産業	9月18日 原案可決	
議第68号	水俣市旅費支給条例の制定について	8月29日	総務産業	9月18日 原案可決	
議第69号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	8月29日	各 委	9月18日 原案可決	
議第70号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	8月29日	厚生文教	9月18日 原案可決	
議第71号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	8月29日	厚生文教	9月18日 原案可決	
議第72号	令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	8月29日	厚生文教	9月18日 原案可決	
議第73号	令和7年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	8月29日	厚生文教	9月18日 原案可決	
議第74号	令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月29日	総務産業	9月18日 継続審査	
議第75号	令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月29日	総務産業	9月18日 継続審査	
議第76号	令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月29日	厚生文教	9月18日 継続審査	
議第77号	工事請負契約の締結について	8月29日	総務産業	9月18日 原案可決	
議第78号	市道の路線廃止について	8月29日	総務産業	9月18日 原案可決	
議第79号	市道の路線認定について	8月29日	総務産業	9月18日 原案可決	
議第80号	令和6年度水俣市一般会計決算認定について	9月11日	一般会計 決算特別	9月18日 継続審査	
議第81号	令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月11日	厚生文教	9月18日 継続審査	
議第82号	令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月11日	厚生文教	9月18日 継続審査	
議第83号	令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月11日	厚生文教	9月18日 継続審査	

〔選 任〕

件 名	選任月日	氏 名
一般会計決算特別委員の選任について	9月11日	(参考資料参照)

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第9号	公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	8月29日
報告第10号	専決処分の報告について	8月29日
報告第11号	専決処分の報告について	8月29日
報告第12号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月11日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月18日	総務産業	9月18日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月18日	厚生文教	9月18日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月18日	議会運営	9月18日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
令和6年 陳第3号	介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情について	熊本市中央区神水1-21-8 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三美香	厚生文教	令和6年 11月28日	9月18日 継続審査

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第2号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について	水俣市洗切町4番地20号 徳永 極	厚生文教	8月29日	9月18日 継続審査

陳第3号	水俣市政治倫理審査会「調査結果」を受けて政治倫理調査特別委員会設置を求める陳情について	水俣市浦上町3-93 中山 徹 外1人	議会改革	8月29日	9月18日 趣旨採択
陳第4号	水俣病の早期解決を国へ要望する意見書提出を求める陳情について	水俣市桜井町2-2-20 水俣病不知火患者会 会長 岩崎 明男	厚生文教	8月29日	9月18日 不採択
陳第5号	水俣市政治倫理審査会の調査及び結果報告で指摘のあった疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明らかにしていただくよう求める陳情について	水俣市深川1456 新生みなまた 代表 谷口 明弘	議会改革	8月29日	9月18日 趣旨採択
陳第6号	水俣市役所新庁舎建設工事に係る松本市議会議員の政治倫理行為に関する調査・しかるべき処遇を求める陳情について	水俣市栄町2丁目2番23号 橋本 哲次	議会改革	8月29日	9月18日 継続審査
陳第7号	「長射程ミサイル」及びオスプレイ九州配備等について国に市民説明会を行うことを求める意見書提出についての陳情について	水俣市平町1丁目3-3 みなまた九条の会 共同代表 加藤 タケ子	総務産業	8月29日	9月18日 不採択

(参考資料)

## 水俣市議会構成一覽表

議長	岩村 龍男	令和7年6月5日当選
副議長	田口 憲雄	令和7年6月5日当選
監査委員	桑原 一知	令和5年5月16日同意

### 常任委員会

(令和7年6月5日選任)

委員会名	正副委員長	委員			担当書記
総務産業 定数8人	Ⓐ 真野 頼隆	平岡 朱	肥山 美緒	藤本 壽子	森 (小路)
	Ⓑ 松本 和幸	小路 貴紀	牧下 恭之	田口 憲雄	
厚生文教 定数8人	Ⓐ 木戸 理江	杉迫 一樹	吉野 誠	杉本 康宏	藤井 (岡本)
	Ⓑ 高岡 朱美	森川 武治	岩村 龍男	桑原 一知	

### 議会運営委員会

(令和7年6月5日選任)

	正副委員長	委員			担当書記
定数8人以内	Ⓐ 小路 貴紀	森川 武治	高岡 朱美	藤本 壽子	小路 (岡本)
	Ⓑ 松本 和幸	真野 頼隆	—	—	

### 特別委員会

(令和5年5月15日設置・選任)

委員会名	正副委員長	委員			担当書記
環境対策 定数8人	Ⓐ 松本 和幸	肥山 美緒	森川 武治	平岡 朱	藤井 (岡本)
	Ⓑ 木戸 理江	藤本 壽子	小路 貴紀	桑原 一知	
高速交通対策 定数7人	Ⓐ 真野 頼隆	杉迫 一樹	吉野 誠	杉本 康宏	森 (小路)
	Ⓑ 牧下 恭之	高岡 朱美	田口 憲雄	—	

(令和6年3月14日設置・選任)

議会改革 定員8人	Ⓐ 小路 貴紀	肥山 美緒	杉本 康宏	森川 武治	岡本 (小路)
	Ⓑ 松本 和幸	高岡 朱美	藤本 壽子	桑原 一知	

(令和7年9月11日設置・選任)

一般会計決算 定数7人	Ⓐ 小路 貴紀	平岡 朱	肥山 美緒	吉野 誠	小路 (藤井)
	Ⓑ 藤本 壽子	杉本 康宏	森川 武治	—	

### 議会だより編集委員会

(令和7年6月5日設置・選任)

定数 若干名	Ⓐ 桑原 一知	平岡 朱	肥山 美緒	吉野 誠	藤井 (全員)
	Ⓑ 杉迫 一樹	杉本 康宏	岩村 龍男	田口 憲雄	

**令和7年9月第3回水俣市議会定例会会議録  
(提出議案)**

## 令和7年9月第3回水俣市議会定例会提出議案一覧

議案番号	件名	提出年月日	ページ
議第65号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	令和7年8月29日	1～5
議第66号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年8月29日	6～7
議第67号	水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年8月29日	8～9
議第68号	水俣市旅費支給条例の制定について	令和7年8月29日	10～19
議第69号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	令和7年8月29日	20～25
議第70号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	令和7年8月29日	26～28
議第71号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	令和7年8月29日	29～31
議第72号	令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	令和7年8月29日	32～34
議第73号	令和7年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	令和7年8月29日	35～37
議第74号	令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	令和7年8月29日	39～45
議第75号	令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	令和7年8月29日	47～53
議第76号	令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	令和7年8月29日	55～61
議第77号	工事請負契約の締結について	令和7年8月29日	62
議第78号	市道の路線廃止について	令和7年8月29日	63～64
議第79号	市道の路線認定について	令和7年8月29日	65～66
議第80号	令和6年度水俣市一般会計決算認定について	令和7年9月11日	67～82
議第81号	令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	令和7年9月11日	83～90

議第82号	令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	令和7年9月11日	91～96
議第83号	令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	令和7年9月11日	97～104

議第65号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

専第8号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

専 第 8 号

専 決 処 分 書

令和7年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年6月30日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

法人市民税の還付のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和7年度

水俣市一般会計補正予算書

## 令和7年度 水俣市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

15,997,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (第3号)

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
19 繰越金		1	12,510	12,511
	1 繰越金	1	12,510	12,511
補正されなかつた款に係る額		15,984,947		15,984,947
歳 入 合 計		15,984,948	12,510	15,997,458

歳 出		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		2,335,612	12,510	2,348,122
	2 徴税費	190,258	12,510	202,768
補正されなかつた款に係る額		13,649,336		13,649,336
歳 出 合 計		15,984,948	12,510	15,997,458

議第66号

水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。  
令和7年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第20条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- （1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- （2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「7時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第67号

水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「ある職員」の次に「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第4項中「、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、」を「、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条 任命権者は、水俣市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 水俣市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）

に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第19条の2第1項中「この条及び次条において」を削り、同条を第15条の3とし、第19条の3を第15条の4とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以降は、同項の規定により講じられたものとみなす。

##### (提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第68号

水俣市旅費支給条例の制定について  
水俣市旅費支給条例を次のように制定することとする。  
令和7年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市旅費支給条例  
水俣市旅費支給条例（昭和26年告示第20号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、法令又は他の条例によるものを除くほか、公務のため旅行する水俣市の職員等に対し支給する旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員においては、費用弁償としての旅費。以下同じ。）に関し、必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資するとともに市費の適正な支出を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第1号に規定する常勤の特別職の職員

イ 地方公務員法第22条、第22条の2、第22条の3第4項及び第22条の4に規定する職員

（2）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

（3）外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

（4）出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

（5）赴任 新たに採用された職員（国若しくは他の地方公共団体の職員であった者で引き続き採用されたもの又はこれらの職員としての身分を保有したまま採用されたもののうち、市長が特に必要と認めたときに限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

（6）帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に移動することをいう。

（7）出張命令権者等 職員に対して出張命令を行う任命権者若しくはその委任を受けた者又は職員以外の者に対して旅行依頼を行う者で規則で定めるものをいう。

（8）家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

（9）遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（10）旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他規則で定める者（以下「旅行業者等」と

いう。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。)を締結したものをいう。

(1 1) 公用の交通機関 第11条から第15条までの交通機関(次号に定める私用車を除く。)のうち、公用により運行し、かつ運賃等が発生しないものをいう。

(1 2) 私用車 職員等が所有又は使用する自家用自動車をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第29条第1項に定める懲戒免職処分又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第83条、第87条、第143条及び第164条に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その者に対し、出張命令権者等が市長に協議して定める旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、出張命令権者等が市長に協議して定める旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により出張命令又は旅行依頼(以下「出張命令等」という。)の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。

8 公用の交通機関によって旅行する場合は、第11条から第15条に規定する旅費はこれを支給しない。

9 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(出張命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、出張命令権者等の発する出張命令等によって行われなければならない。

(1) 前条第1項に規定する旅行 出張命令

(2) 前条第4項に規定する旅行 旅行依頼

2 出張命令権者等は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者等は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 出張命令権者等は、出張命令等を発し、又はその変更をするには、出張命令等に規則で定める事項を記載又は記録し、当該事項を旅行者に通知してしなければならない。ただし、出張命令等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により出張命令等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに出張命令等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(出張命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等(前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合は、あらかじめ出張命令権者等に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに出張命令権者等に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、出張命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第10条から第22条に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務遂行上の合理性を考慮し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、規則で定める様式(当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、速やかに当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合は、速やかに当該過払金を返納させなければならない。

- 4 出張命令書、旅行依頼書、支出命令書、精算書、戻入命令書、第1項の規則で定める様式及び資料等（以下「出張命令書等」という。）が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 5 前項の規定により出張命令書等が電磁的方法により行われたときは、出張命令及び旅行依頼の場合は出張命令権者、支出命令、精算及び戻入命令の場合は会計管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ等の記録がなされた時に当該出張命令書等を提出したものとみなす。
- 6 前5項に係る必要な事項は、規則で定める。

（旅費の調整）

第8条 出張命令権者等は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 出張命令権者等は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が定める旅費を支給することができる。
- 3 特別職の職員に随行を命ぜられた場合は、特別職と同等の旅費を支給することができる。

（旅費の返納）

第9条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

（旅費の種目）

第10条 旅費の種目は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とする。

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他これらに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合は、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第12条 船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他これらに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第

2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により移動する場合は、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他これらに類するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行の場合であって、市長が移動するとき 最下級の直近上位の級の運賃
- (2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長、副市長、教育長及び部長級の職員が長時間にわたる移動として規則で定めるもの(以下「特定航空移動」という。)をするとき 最上級の直近下位の級の運賃
- (3) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により課長級以下の職員が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

(車賃)

第14条 市長は、陸路旅行について、公用車を使用することが業務遂行上著しく困難又は非合理的であり、かつ、公共交通機関が少ない場合などに限り私用車の使用を承認することができる。この場合、自動車に係る管理費用等を勘案して別表第1で定める1キロメートル当たりの定額の車賃を支給する。

2 車賃は、全路程を通算して計算し、1キロメートル未満の端数は、これを切り捨てる。

(その他の交通費)

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送業(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受け

て業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）  
の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用  
(宿泊費)

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、内国旅行におけるその上限の額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第2で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用とする。

2 外国旅行における宿泊費基準額は、国家公務員の例によるものとし、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）については国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2第2号に規定する指定職職員等の額とし、市長等以外の職員については同表同号に規定する職務の級が10級以下の者の額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用とする。  
(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第15条まで（第14条を除く。）の費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。  
(宿泊手当)

第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案し、内国旅行の場合は別表第3で定める一夜当たりの定額とする。

2 外国旅行における宿泊手当の額は、国家公務員の例によるものとし、国家公務員等の旅費支給規程別表第3第2号に規定する外国における宿泊手当の額とする。  
(転居費)

第19条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第21条第1項に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して算定される額とする。  
(着後滞在費)

第20条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。  
(家族移転費)

第21条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に規定する額とする。

(1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。次条において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第11条から第15条まで（第14条を除く。）に規定する交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後、家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者等は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、家族移転費の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして、前2項の規定を適用する。

(渡航雑費)

第22条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額を支給することができる。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項及び第15条第1項各号に掲げる費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第16条、第17条、第19条、第20条、第21条及び第22条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は国家公務員の例を基準として市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の水俣市旅費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第7号に規定する出張命令権者等が新条例第4条第1項に規定する出張命令等を発する旅行について適用し、施行日以前に改正前の水俣市旅費支給条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する各任命権者又はその委任を受けた者が同項に規定する出張命令又は出張依頼を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第7号に規定する出張命令権者等が新条例第4条第3項の規定により当該出張命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日以前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第2条第6項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(水俣市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「水俣市旅費支給条例（昭和26年告示第20号）」を「水俣市旅費支給条例（令和7年条例第 号）」に改める。

(1) 水俣市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年告示第62号）第13条

(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成12年条例第40号）第7条

(3) 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年3月条例第3号）第9条

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

6 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第29号）の

一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、水俣市旅費支給条例（令和7年条例第 号）第11条から第18条の規定を準用する。

（水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正）

- 7 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、水俣市旅費支給条例（令和7年条例第 号）第11条から第18条の規定を準用し、別表右欄の額による。

同条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員が公務時に私用車を利用し、高速道路を利用した場合、高速道路使用料を費用弁償として支給することができる。

別表右欄中「（昭和26年告示第20号）別表第1に定める「副市長」」を「（令和7年条例第 号）に定める副市長」に、「別表第1に定める「上記区分以外の職員」」を「に定める市長、副市長及び教育長以外の職員」に改める。

別表備考4中「、当該年度分を当該年度の末日までに」を削る。

（水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正）

- 8 水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例（平成元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 実費弁償の額は、水俣市旅費支給条例（令和7年条例第 号）第11条から第18条の規定を準用し、市長、副市長及び教育長以外の職員に支給する旅費の例による。

（水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正）

- 9 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和40年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、水俣市旅費支給条例（令和7年条例第 号）の規定を準用し、第10条に定める鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給する。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、市長、副市長及び教育長以外の職員の例による。

#### 別表第1（第14条関係）

区分	車賃（1キロメートルにつき）
内国における全ての地	37円

#### 別表第2（第16条関係）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）		
	市長	副市長、教育長	左記区分以外の職員
北海道	18,000円	16,000円	13,000円
青森県	15,000円	13,000円	11,000円

岩手県	13,000円	11,000円	9,000円
宮城県	14,000円	12,000円	10,000円
秋田県	15,000円	13,000円	11,000円
山形県	14,000円	12,000円	10,000円
福島県	11,000円	10,000円	8,000円
茨城県	15,000円	13,000円	11,000円
栃木県	14,000円	12,000円	10,000円
群馬県	14,000円	12,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	24,000円	19,000円
千葉県	24,000円	21,000円	17,000円
東京都	40,000円	24,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	19,000円	16,000円
新潟県	22,000円	19,000円	16,000円
富山県	15,000円	13,000円	11,000円
石川県	13,000円	11,000円	9,000円
福井県	14,000円	12,000円	10,000円
山梨県	17,000円	15,000円	12,000円
長野県	15,000円	13,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	16,000円	13,000円
静岡県	13,000円	11,000円	9,000円
愛知県	15,000円	13,000円	11,000円
三重県	13,000円	11,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	13,000円	11,000円
京都府	27,000円	24,000円	19,000円
大阪府	18,000円	16,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	15,000円	12,000円
奈良県	15,000円	13,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	13,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	10,000円	8,000円

島根県	13,000円	11,000円	9,000円
岡山県	14,000円	12,000円	10,000円
広島県	18,000円	16,000円	13,000円
山口県	11,000円	10,000円	8,000円
徳島県	14,000円	12,000円	10,000円
香川県	21,000円	18,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	12,000円	10,000円
高知県	15,000円	13,000円	11,000円
福岡県	25,000円	22,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	13,000円	11,000円
長崎県	15,000円	13,000円	11,000円
熊本県	20,000円	17,000円	14,000円
大分県	15,000円	13,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	15,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	15,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	13,000円	11,000円

別表第3（第18条関係）

区分	宿泊手当（一夜につき）
内国における全ての地	2,400円

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、旅行商品や販売方法の多様化等、旅費制度を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、本市の旅費の支給水準の見直し及び事務負担の軽減を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第69号

令和7年度

水俣市一般会計補正予算書

## 令和7年度 水俣市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148,253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,145,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既定額	補正額	計
12 分担金及び負担金		59,660	50	59,710
1 分担金		11,090	50	11,140
14 国庫支出金		2,447,316	126,178	2,573,494
1 国庫負担金		1,899,988	1,735	1,901,723
2 国庫補助金		532,033	124,443	656,476
15 県支出金		1,238,251	7,331	1,245,582
1 県負担金		769,519	867	770,386
2 県補助金		368,022	6,464	374,486
18 繰入金		1,018,095	5,011	1,023,106
1 基金繰入金		1,018,095	3,628	1,021,723
2 特別会計繰入金		0	1,383	1,383
19 繰越金		12,511	891	13,402
1 繰越金		12,511	891	13,402
20 諸収入		219,204	292	219,496
4 雑入		207,673	292	207,965
21 市債		749,300	8,500	757,800
1 市債		749,300	8,500	757,800
補正されなかつた款に係る額		10,253,121		10,253,121
歳 入	合 計	15,997,458	148,253	16,145,711

(単位：千円)

歳 出

歳 出	款	項	既 定 額	補 正 額	計
2	総務費		2,348,122	△2,672	2,345,450
		1 総務管理費	1,960,412	△4,009	1,956,403
		2 徴税費	202,768	347	203,115
		3 戸籍住民基本台帳費	96,147	990	97,137
3	民生費		5,713,666	129,926	5,843,592
		1 社会福祉費	3,109,499	97,415	3,206,914
		2 児童福祉費	2,085,828	32,511	2,118,339
4	衛生費		2,070,289	1,104	2,071,393
		1 保健衛生費	468,779	△2,515	466,264
		2 清掃費	1,023,726	3,693	1,027,419
		4 環境対策費	135,235	△74	135,161
5	農林水産業費		461,408	2,347	463,755
		1 農業費	247,037	1,589	248,626
		2 林業費	164,850	758	165,608
6	商工費		231,793	406	232,199
		1 商工費	231,793	406	232,199
7	土木費		1,096,948	6,556	1,103,504
		3 河川費	19,182	1,081	20,263
		6 住宅費	170,324	5,475	175,799
8	消防費		480,998	9,668	490,666
		1 消防費	480,998	9,668	490,666
9	教育費		1,348,972	918	1,349,890
		1 教育総務費	369,922	918	370,840
		補正されなかつた款に係る額	2,245,262		2,245,262
		歳 出 合 計	15,997,458	148,253	16,145,711

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
体育施設（総合体育館外6施設）管理委託料 （スポーツ推進課）	自 令和 7 年度 至 令和 10 年度	千円 246,640

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
公共事業等（河川事業）	千円 1,700			千円 2,600		
	1,600			6,400		
緊急防災・減災事業	676,300			679,100		
				69,700		
補正されなかった事業に係る額	749,300			757,800		
計						

議第70号

令和7年度

水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算書

令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,265千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,369,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第2号)

(単位：千円)

歳入	款	項	既定額	補正額	計
3	国庫支出金		1	1,265	1,266
		1 国庫補助金	1	1,265	1,266
	補正されなかった款に係る額		3,368,379		3,368,379
	歳入	合計	3,368,380	1,265	3,369,645

(単位：千円)

歳出	款	項	既定額	補正額	計
1	総務費		73,553	1,265	74,818
		2 徴税費	28,461	1,265	29,726
	補正されなかった款に係る額		3,294,827		3,294,827
	歳出	合計	3,368,380	1,265	3,369,645

議第71号

令和7年度

水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算書

令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,182千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ557,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第2号)

(単位：千円)

歳入	款	項	既定額	補正額	計
6	国庫支出金		0	1,182	1,182
		1 国庫補助金	0	1,182	1,182
	補正されなかった款に係る額		556,523		556,523
	歳入 合計		556,523	1,182	557,705

(単位：千円)

歳出	款	項	既定額	補正額	計
1	総務費		553,759	1,182	554,941
		2 徴収費	9,682	1,182	10,864
	補正されなかった款に係る額		2,764		2,764
	歳出 合計		556,523	1,182	557,705

議第72号

## 令和7年度

# 水俣市介護保険特別会計補正予算書

## 令和7年度 水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,807千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,808,268千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第2号)

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
8 繰越金		1	40,807	40,808
	1 繰越金	1	40,807	40,808
補正されなかつた款に係る額		3,767,460		3,767,460
歳 入 合 計		3,767,461	40,807	3,808,268

歳 出		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
6 諸支出金		791	40,807	41,598
	1 償還金及び還付加算金	790	39,424	40,214
	2 繰出金	1	1,383	1,384
補正されなかつた款に係る額		3,766,670		3,766,670
歳 出 合 計		3,767,461	40,807	3,808,268

議第73号

令和7年度

水俣市病院事業会計

補正予算書

(第1号)

## 令和7年度 水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

### 目 次

1	令和7年度 水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	1 頁
2	予算に関する説明書	
	（1）令和7年度 水俣市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画	2 頁
	（2）令和7年度 水俣市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	3 頁
	（3）令和7年度 水俣市病院事業予定貸借対照表	4 頁
 (参考資料)		
1	令和7年度 水俣市病院事業会計補正予算（第1号）説明書	7 頁
2	総合医療センター・久木野診療所項別内訳書	8 頁

令和7年度 水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度水俣市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
建設工事費 総合医療センター	63,160千円	76,253千円	139,413千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額657,862千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額734,115千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,891千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,823千円」に、「過年度分損益勘定留保資金233,375千円」を「過年度分損益勘定留保資金302,696千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 総合医療センター資本的支出	892,316千円	76,253千円	968,569千円
第1項 建設改良費	251,804千円	76,253千円	328,057千円
資本的支出合計	892,316千円	76,253千円	968,569千円

令和7年8月29日提出

水俣市長 高岡利治



議第 7 4 号

令和 6 年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和 6 年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

# 令和6年度 水俣市水道事業決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

区 分	予 算 額			
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合 計
第1款 水道事業収益	440,276,000	14,681,000	0	454,957,000
第1項 営業収益	383,598,000	14,985,000	0	398,583,000
第2項 営業外収益	56,676,000	△304,000	0	56,372,000
第3項 特別利益	2,000	0	0	2,000

### 支 出

区 分	予 算 額					
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出 額	小 計
第1款 水道事業費	403,282,000	16,048,000	0	0	0	419,330,000
第1項 営業費用	386,216,000	16,048,000	0	0	0	402,264,000
第2項 営業外費用	15,965,000	0	0	0	0	15,965,000
第3項 特別損失	101,000	0	0	0	0	101,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

(単位：円)

決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
456,757,052	1,800,052	
398,195,036	△387,964	うち仮受消費税及び地方消費税 34,734,887円
58,542,516	2,170,516	うち仮受消費税及び地方消費税 73,012円
19,500	17,500	

(単位：円)

地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越 額	合 計	決 算 額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越 額	不 用 額	備 考
0	419,330,000	393,614,394	0	25,715,606	
0	402,264,000	387,064,176	0	15,199,824	うち仮払消費税及び地方消費税 7,647,684円
0	15,965,000	6,497,459	0	9,467,541	消費税及び地方消費税 5,213,300円
0	101,000	52,759	0	48,241	うち仮払消費税及び地方消費税 4,795円
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

区 分	予 算 額			地方公営企業法第26条 の規定による繰越額に 係る財源充当額
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	
第1款 資本的収入	103,588,000	0	103,588,000	10,003,531
第1項 企業債	78,500,000	0	78,500,000	0
第2項 繰入金	21,106,000	0	21,106,000	0
第3項 負担金	869,000	0	869,000	2,414,531
第4項 補助金	3,112,000	0	3,112,000	7,589,000
第5項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0

## 支 出

区 分	予 算 額					地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	
第1款 資本的支出	313,921,000	166,000	0	0	314,087,000	26,328,281
第1項 建設改良費	270,153,000	166,000	0	0	270,319,000	26,328,281
第2項 企業債償還金	42,768,000	0	0	0	42,768,000	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額210,425,916円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支損益勘定留保資金67,164,408円で補てんした。

(単位：円)

継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	113,591,531	106,713,343	△6,878,188	
0	78,500,000	73,400,000	△5,100,000	
0	21,106,000	21,106,794	794	
0	3,283,531	2,177,549	△1,105,982	
0	10,701,000	10,029,000	△672,000	
0	1,000	0	△1,000	

(単位：円)

継続費通次繰越額	合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
			地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通次 繰越額	合 計		
0	340,415,281	317,139,259	0	0	0	23,276,022	
0	296,647,281	274,371,702	0	0	0	22,275,579	うち仮払消費税及 び地方消費税 24,402,396円
0	42,768,000	42,767,557	0	0	0	443	
0	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

調整額21,913,114円、建設改良積立金100,000,000円、過年度分損益勘定留保資金21,348,394円、当年度分

令和6年度 水俣市水道事業剰余金計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金							資本合計	一般会計 納付金		
		資本剰余金			剰余金							
		工事負担金	受贈財産 評価額	補助金	繰入金	資本剰余金 合計	減償 積立金	建設改良 積立金			未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計
前年度末残高	3,067,555,929	0	423,360	8,323,000	0	8,746,360	0	495,633,552	134,089,597	629,723,149	3,706,025,438	
前年度処分額	70,000,000	0	0	0	0	0	0	63,653,811	△134,089,597	△70,435,786	△435,786	435,786
議会の議決による処分額	70,000,000	0	0	0	0	0	0	63,653,811	△134,089,597	△70,435,786	△435,786	435,786
減償積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	63,653,811	△63,653,811	0	0	0
一般会計への納付金の納付	0	0	0	0	0	0	0	0	△435,786	△435,786	△435,786	435,786
資本金への組入れ	70,000,000	0	0	0	0	0	0	0	△70,000,000	△70,000,000	0	0
処分後残高	3,137,555,929	0	423,360	8,323,000	0	8,746,360	0	559,287,363	0	559,287,363	3,705,589,652	
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	△100,000,000	141,200,215	41,200,215	41,200,215	
自己資本金への繰入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自己資本金への組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
減償積立金からの組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建設改良積立金からの組入れ	0	0	0	0	0	0	0	△100,000,000	100,000,000	0	0	
資本剰余金の受入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本剰余金の取崩し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	41,200,215	41,200,215	41,200,215	
当年度末残高	3,137,555,929	0	423,360	8,323,000	0	8,746,360	0	459,287,363	141,200,215	600,487,578	3,746,789,867	

(注) 1 この計算書における△表記は、減少又は損失を示すものである。

## 令和6年度 水俣市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,137,555,929	8,746,360	141,200,215
議会の議決による処分額	100,000,000	0	△100,438,800
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0
一般会計への納付金の納付	0	0	△438,800
資本金への組入れ	100,000,000	0	△100,000,000
処分後残高	3,237,555,929	8,746,360	（繰越利益剰余金） 40,761,415

（注） 1 この計算書における△表記は、減少又は損失を示すものである。



議第75号

令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和7年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

# 令和6年度 水俣市公共下水道事業決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

区 分	予 算 額			
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第24 条第3項の規定による 支出額に係る財源充 当額	合 計
第1款 公共下水道事業収益	843,087,000	21,897,000	0	864,984,000
第1項 営業収益	401,095,000	39,699,000	0	440,794,000
第2項 営業外収益	441,991,000	△17,802,000	0	424,189,000
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000

### 支 出

区 分	予 算 額					
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出 額	小 計
第1款 公共下水道事業費	843,087,000	21,897,000	0	0	0	864,984,000
第1項 営業費用	813,397,000	23,563,000	0	0	0	836,960,000
第2項 営業外費用	28,590,000	△1,666,000	0	0	0	26,924,000
第3項 特別損失	100,000	0	0	0	0	100,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

営業外費用中支払利息22,903,782円の財源に充てるため、企業債1,300,000円を借り入れた。

(単位：円)

決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
866,769,885	1,785,885	
441,420,572	626,572	うち仮受消費税及び地方消費税 22,522,465円
425,345,738	1,156,738	うち仮受消費税及び地方消費税 384円
3,575	2,575	うち仮受消費税及び地方消費税 325円

(単位：円)

地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越 額	合 計	決算額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越 額	不 用 額	備 考
0	864,984,000	851,762,086	0	13,221,914	
0	836,960,000	828,284,423	0	8,675,577	うち仮払消費税及び地方消費税 18,073,519円
0	26,924,000	23,409,282	0	3,514,718	消費税及び地方消費税 505,500円
0	100,000	68,381	0	31,619	うち仮払消費税及び地方消費税 2,175円
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

区 分	予 算 額			
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	158,719,000	△1,871,000	156,848,000	48,210,000
第1項 企業債	29,700,000	0	29,700,000	18,600,000
第2項 出資金	85,657,000	△2,666,000	82,991,000	
第3項 負担金	196,000	0	196,000	0
第4項 補助金	43,166,000	795,000	43,961,000	29,610,000

## 支 出

区 分	予 算 額					地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	
第1款 資本的支出	428,402,000	795,000	0	0	429,197,000	59,220,000
第1項 建設改良費	68,071,000	795,000	0	0	68,866,000	59,220,000
第2項 企業債償還金	359,331,000	0	0	0	359,331,000	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額272,436,229円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的  
円で補てんした。

(単位：円)

継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	205,058,000	190,490,390	△14,567,610	
0	48,300,000	42,600,000	△5,700,000	
0	82,991,000	82,991,000	0	
0	196,000	567,390	371,390	
0	73,571,000	64,332,000	△9,239,000	

(単位：円)

継続費通次 繰 越 額	合 計	決 算 額	翌年度繰越額		不 用 額	備 考	
			地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費通次 繰 越 額			合 計
0	488,417,000	462,926,619	24,487,000	0	24,487,000	1,003,381	
0	128,086,000	103,596,672	24,487,000	0	24,487,000	2,328	うち仮払消費税及 び地方消費税 8,939,279円
0	359,331,000	359,329,947	0	0	0	1,053	
0	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

収支調整額4,129,325円、過年度分損益勘定留保資金44,783,270円及び当年度分損益勘定留保資金223,523,634

令和6年度 水俣市公共下水道事業剰余金計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金							資本合計	
		資本		剰余金		利益				
		工事負担金	受贈財産 評価額	補助金	資本剰余金 合計	減債 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金		利益剰余金 合計
前年度末残高	3,505,428,291	0	0	298,217,195	298,217,195	0	0	10,056,496	10,056,496	3,813,701,982
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般会計への納付金の納付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本金への組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	3,505,428,291	0	0	298,217,195	298,217,195	0	0	10,056,496	10,056,496	3,813,701,982
当年度変動額	82,991,000	0	0	0	0	0	0	10,878,474	10,878,474	93,869,474
自己資本金への繰入れ	82,991,000	0	0	0	0	0	0	0	0	82,991,000
自己資本金への組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本剰余金の受入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本剰余金の取崩し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	10,878,474	10,878,474	10,878,474
当年度末残高	3,588,419,291	0	0	298,217,195	298,217,195	0	0	20,934,970	20,934,970	3,907,571,456

## 令和6年度 水俣市公共下水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,588,419,291	298,217,195	20,934,970
議会の議決による処分類	0	0	△10,056,496
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0
一般会計への納付金の納付	0	0	△10,056,496
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	3,588,419,291	298,217,195	(繰越利益剰余金) 10,878,474

（注）1 この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。



議第76号

令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和6年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和7年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

# 1 決算報告書

令和6年度水俣市病院

## (1) 収益的収入及び支出

### ア 収入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	8,079,999,000	60,525,000	0
第1項 医業収益	7,525,089,000	50,000,000	0
第2項 医業外収益	546,915,000	10,525,000	0
第3項 特別利益	7,995,000	0	0
第2款 久木野診療所事業収益	7,470,000	0	0
第1項 医業収益	3,489,000	0	0
第2項 医業外収益	3,978,000	0	0
第3項 訪問看護事業収益	1,000	0	0
第4項 特別利益	2,000	0	0
収益的収入合計	8,087,469,000	60,525,000	0

### イ 支出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減額	地方公営企業 法第24条第 3項の規定 による支出額	小 計
第1款 総合医療センター事業費	8,053,878,000	50,119,000	0	0	0	8,103,997,000
第1項 医業費用	7,946,267,000	50,000,000	0	0	0	7,996,267,000
第2項 医業外費用	45,645,000	119,000	974,000	0	0	46,738,000
第3項 特別損失	59,966,000	0	0	0	0	59,966,000
第4項 予備費	2,000,000	0	△ 974,000	0	0	1,026,000
第2款 久木野診療所事業費	13,081,000	0	0	0	0	13,081,000
第1項 医業費用	12,866,000	0	0	0	0	12,866,000
第2項 医業外費用	3,000	0	0	0	0	3,000
第3項 訪問看護事業費用	4,000	0	0	0	0	4,000
第4項 特別損失	8,000	0	0	0	0	8,000
第5項 予備費	200,000	0	0	0	0	200,000
収益的支出合計	8,066,959,000	50,119,000	0	0	0	8,117,078,000

事業決算報告書

(単位 円)

合計	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
8,140,524,000	7,078,385,655	△ 1,062,138,345	
7,575,089,000	6,450,837,393	△ 1,124,251,607	内仮受消費税及び地方消費税 26,285,823
557,440,000	609,846,865	52,406,865	〃 7,200,836 (リバースチャージにかかる仮受消費税220,456円を除く)
7,995,000	17,701,397	9,706,397	〃 154,615
7,470,000	7,240,226	△ 229,774	
3,489,000	3,170,049	△ 318,951	内仮受消費税及び地方消費税 3,500
3,978,000	3,994,000	16,000	〃 0
1,000	0	△ 1,000	〃 0
2,000	76,177	74,177	〃 0
8,147,994,000	7,085,625,881	△ 1,062,368,119	内仮受消費税及び地方消費税 33,644,774 (リバースチャージにかかる仮受消費税220,456円を除く)

(単位 円)

地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
0	8,103,997,000	7,596,201,297	0	507,795,703	
0	7,996,267,000	7,498,975,081	0	497,291,919	内仮払消費税及び地方消費税 232,783,792
0	46,738,000	43,988,774	0	2,749,226	〃 88,614 納付消費税等 20,415,200
0	59,966,000	53,237,442	0	6,728,558	〃 548,037
0	1,026,000	0	0	1,026,000	
0	13,081,000	9,953,751	0	3,127,249	
0	12,866,000	9,889,263	0	2,976,737	内仮払消費税及び地方消費税 216,549
0	3,000	0	0	3,000	〃 0
0	4,000	0	0	4,000	〃 0
0	8,000	64,488	0	△ 56,488	〃 0
0	200,000	0	0	200,000	
0	8,117,078,000	7,606,155,048	0	510,922,952	内仮払消費税及び地方消費税 233,636,992

## (2) 資本的収入及び支出

## ア 収入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条 の規定による繰越額に係 る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 総合医療センター資本的収入	1,407,244,000	2,409,000	1,409,653,000	0
第1項 企業債	1,406,140,000	200,000	1,406,340,000	0
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第3項 補助金	2,000	0	2,000	0
第4項 負担金	1,000	0	1,000	0
第5項 繰入金	1,100,000	2,209,000	3,309,000	0
資本的収入合計	1,407,244,000	2,409,000	1,409,653,000	0

## イ 支出

区 分	予 算				地方公営企 業法第26 条の規定に よる繰越額	継 続 費 次 繰 越 額
	当初予算額	補正予算額	予備費 充当額	小 計		
第1款 総合医療センター資本的支出	2,233,618,000	2,456,000	0	2,236,074,000	0	0
第1項 建設改良費	1,408,363,000	2,456,000	0	1,410,819,000	0	0
第2項 企業債償還金	512,939,000	0	0	512,939,000	0	0
第3項 投資	311,316,000	0	0	311,316,000	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
第5項 補助金返還金	0	0	0	0	0	0
資本的支出合計	2,233,618,000	2,456,000	0	2,236,074,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額466,989,771円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,952,087円、減債積立金441,037,684円で補てんした。

(単位 円)

継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	1,409,653,000	629,025,000	△ 780,628,000	
0	1,406,340,000	623,200,000	△ 783,140,000	
0	1,000	0	△ 1,000	
0	2,000	4,725,000	4,723,000	
0	1,000	0	△ 1,000	
0	3,309,000	1,100,000	△ 2,209,000	
0	1,409,653,000	629,025,000	△ 780,628,000	

(単位 円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26 条の規定に よる繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
2,236,074,000	1,096,014,771	959,368,000	0	959,368,000	180,691,229	
1,410,819,000	285,472,957	959,368,000	0	959,368,000	165,978,043	内仮払消費税及び地方消費税 25,952,087
512,939,000	504,745,814	0	0	0	8,193,186	
311,316,000	305,796,000	0	0	0	5,520,000	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
0	0	0	0	0	0	
2,236,074,000	1,096,014,771	959,368,000	0	959,368,000	180,691,229	内仮払消費税及び地方消費税 25,952,087

(2) 剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	資本金 自己資本金	剰余金					
		資本剰余金					
		再評価 積立金	受贈財産 評価額	寄附金	補助金	繰入金	その他資本 剰余金
前年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0	0
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0
利益積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0	0
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0
減債積立金の取り崩し	0	0	0	0	0	0	0
当年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0	0

(3) 剰余金処分計算書 (案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金		
当年度末残高	2,049,817,507	14,204,500	1,652,912,750
議会の議決による処分額	0	0	△ 377,188,000
減債積立金の積立て	0	0	△ 377,188,000
処分後残高	2,049,817,507	14,204,500	(繰越利益剰余金) 1,275,724,750

(単位:円)

利益剰余金						資本合計
資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
14,204,500	430,868,718	0	2,300,000,000	2,208,200,320	4,939,069,038	7,003,091,045
0	449,844,000	0	0	△ 449,844,000	0	0
0	449,844,000	0	0	△ 449,844,000	0	0
0	449,844,000	0	0	△ 449,844,000	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
14,204,500	880,712,718	0	2,300,000,000	1,758,356,320	4,939,069,038	7,003,091,045
0	△ 441,037,684	0	0	△ 105,443,570	△ 546,481,254	△ 546,481,254
0	0	0	0	△ 546,481,254	△ 546,481,254	△ 546,481,254
0	△ 441,037,684	0	0	441,037,684	0	0
14,204,500	439,675,034	0	2,300,000,000	1,652,912,750	4,392,587,784	6,456,609,791

議第77号

工事請負契約の締結について

道路局所管補助事業 幸橋下部工新設（その1）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工 事 名 道路局所管補助事業 幸橋下部工新設（その1）工事
- 2 工 事 内 容 橋台工事、橋脚工事、場所打杭工事
- 3 工 事 場 所 水俣市幸町地内
- 4 契 約 金 額 282,040,000円
- 5 契約の相手方 熊本県水俣市洗切町14番1号  
坂口・永吉特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社 坂口組  
代表取締役社長 坂口 敬久

（提案理由）

道路局所管補助事業 幸橋下部工新設（その1）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

議第78号

市道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

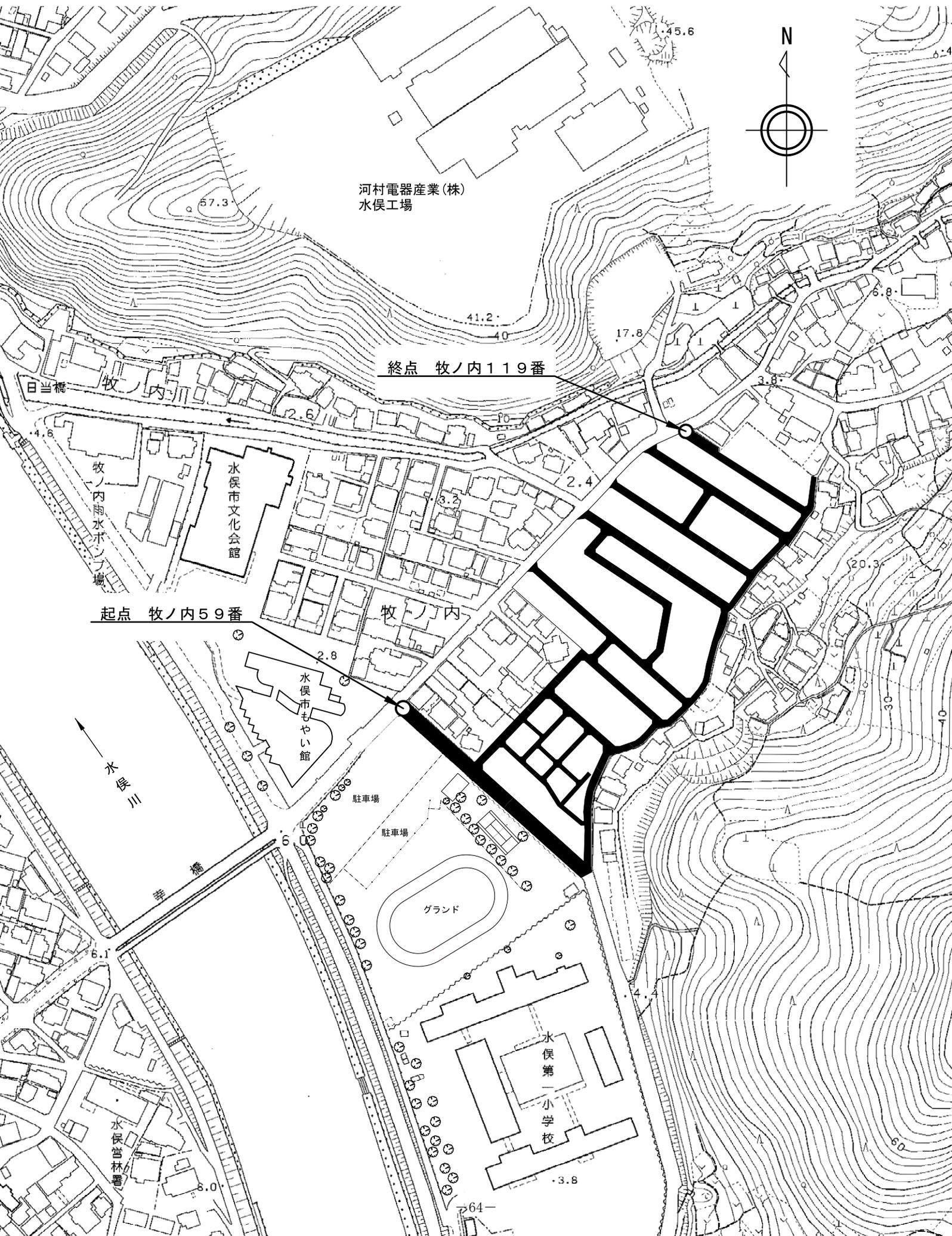
水俣市長 高岡利治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
3	牧ノ内団地線	牧ノ内59番	牧ノ内119番	なし

（提案理由）

市道の路線廃止については、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第78号 添付図 No.3 牧ノ内団地線



河村電器産業(株)  
水俣工場

終点 牧ノ内119番

起点 牧ノ内59番

水俣市文化会館

牧ノ内

水俣市もやい館

グラウンド

水俣第一小学校

水俣営林署

水俣川

議第79号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

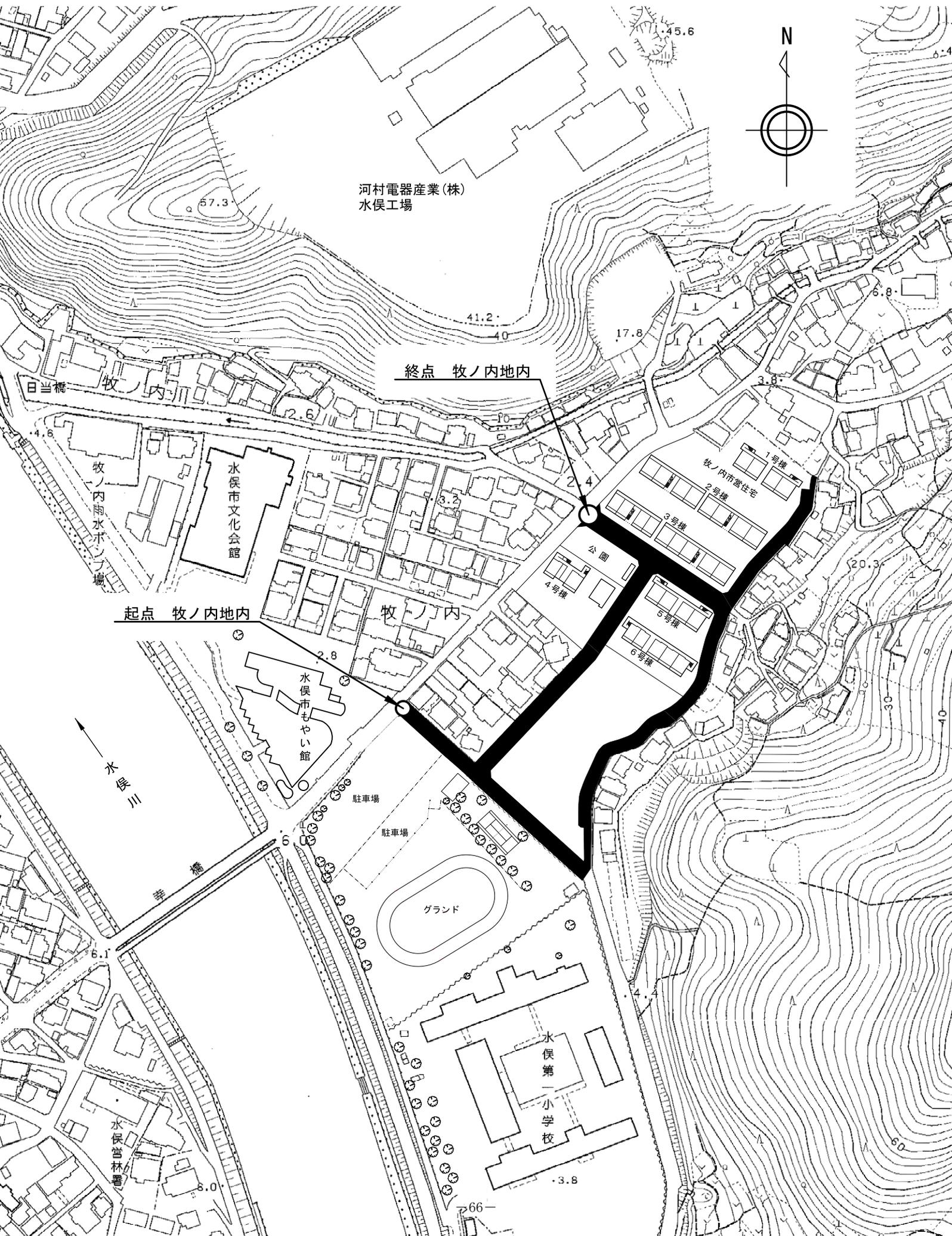
令和7年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
407	牧ノ内8号線	牧ノ内地内	牧ノ内地内	なし

（提案理由）

市道の路線認定については、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。



議第80号

令和6年度水俣市一般会計決算認定について

令和6年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和7年9月11日提出

水俣市長 高岡利治

令和 6 年度 水俣市 一般会計 歳入歳出決算書

(歳 入)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 市税		3,118,694,000	3,307,279,340
	1 市民税	930,999,000	985,479,703
	2 固定資産税	1,941,746,000	2,080,911,266
	3 軽自動車税	91,288,000	95,280,300
	4 たばこ税	150,735,000	141,700,371
	5 入湯税	3,926,000	3,907,700
2 地方譲与税		150,000,000	161,891,556
	1 地方揮発油譲与税	27,000,000	26,181,000
	2 自動車重量譲与税	81,000,000	80,123,000
	3 森林環境譲与税	41,000,000	54,131,000
	4 特別とん譲与税	1,000,000	1,456,556
3 利子割交付金		200,000	764,000
	1 利子割交付金	200,000	764,000
4 配当割交付金		9,300,000	9,088,000
	1 配当割交付金	9,300,000	9,088,000
5 株式等譲渡所得割交付金		5,600,000	15,176,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,600,000	15,176,000
6 法人事業税交付金		38,000,000	54,796,000
	1 法人事業税交付金	38,000,000	54,796,000

(単位 : 円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
3,230,087,275	19,546,020	57,646,045	△111,393,275
975,943,283	1,278,672	8,257,748	△44,944,283
2,016,131,321	17,728,848	47,051,097	△74,385,321
92,412,600	538,500	2,329,200	△1,124,600
141,700,371	0	0	9,034,629
3,899,700	0	8,000	26,300
161,891,556	0	0	△11,891,556
26,181,000	0	0	819,000
80,123,000	0	0	877,000
54,131,000	0	0	△13,131,000
1,456,556	0	0	△456,556
764,000	0	0	△564,000
764,000	0	0	△564,000
9,088,000	0	0	212,000
9,088,000	0	0	212,000
15,176,000	0	0	△9,576,000
15,176,000	0	0	△9,576,000
54,796,000	0	0	△16,796,000
54,796,000	0	0	△16,796,000

## (歳入)

款	項	予算現額	調定額
7 地方消費税交付金		554,000,000	639,715,000
	1 地方消費税交付金	554,000,000	639,715,000
8 環境性能割交付金		5,900,000	12,379,000
	1 環境性能割交付金	5,900,000	12,379,000
9 地方特例交付金		91,000,000	98,811,000
	1 地方特例交付金	91,000,000	93,167,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	5,644,000
10 地方交付税		5,771,874,000	5,938,588,000
	1 地方交付税	5,771,874,000	5,938,588,000
11 交通安全対策特別交付金		2,126,000	1,693,000
	1 交通安全対策特別交付金	2,126,000	1,693,000
12 分担金及び負担金		81,431,000	58,364,771
	1 分担金	30,222,000	9,220,711
	2 負担金	51,209,000	49,144,060
13 使用料及び手数料		191,206,000	182,177,978
	1 使用料	176,624,000	169,456,131
	2 手数料	14,582,000	12,721,847

(単位 : 円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
639,715,000	0	0	△85,715,000
639,715,000	0	0	△85,715,000
12,379,000	0	0	△6,479,000
12,379,000	0	0	△6,479,000
98,811,000	0	0	△7,811,000
93,167,000	0	0	△2,167,000
5,644,000	0	0	△5,644,000
5,938,588,000	0	0	△166,714,000
5,938,588,000	0	0	△166,714,000
1,693,000	0	0	433,000
1,693,000	0	0	433,000
58,302,322	0	62,449	23,128,678
9,168,536	0	52,175	21,053,464
49,133,786	0	10,274	2,075,214
182,088,856	17,210	71,912	9,117,144
169,365,509	17,210	73,412	7,258,491
12,723,347	0	△1,500	1,858,653

## (歳入)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
14 国庫支出金		3,378,456,159	3,265,006,730
	1 国庫負担金	1,917,044,000	1,915,117,430
	2 国庫補助金	1,454,230,159	1,343,893,089
	3 委託金	7,182,000	5,996,211
15 県支出金		2,420,907,000	2,347,200,424
	1 県負担金	795,824,000	774,376,638
	2 県補助金	1,543,148,000	1,496,519,809
	3 委託金	81,935,000	76,303,977
16 財産収入		37,483,000	40,739,386
	1 財産運用収入	9,550,000	11,988,204
	2 財産売却収入	27,933,000	28,751,182
17 寄附金		181,026,000	177,209,998
	1 寄附金	181,026,000	177,209,998
18 繰入金		741,228,000	683,594,426
	1 基金繰入金	740,070,000	682,435,626
	2 特別会計繰入金	1,158,000	1,158,800
19 繰越金		583,484,227	599,542,406
	1 繰越金	583,484,227	599,542,406

(単位 : 円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
2,832,889,893	0	432,116,837	545,566,266
1,867,603,430	0	47,514,000	49,440,570
959,290,252	0	384,602,837	494,939,907
5,996,211	0	0	1,185,789
1,489,893,385	0	857,307,039	931,013,615
774,376,638	0	0	21,447,362
639,212,770	0	857,307,039	903,935,230
76,303,977	0	0	5,631,023
40,739,386	0	0	△3,256,386
11,988,204	0	0	△2,438,204
28,751,182	0	0	△818,182
177,209,998	0	0	3,816,002
177,209,998	0	0	3,816,002
683,594,426	0	0	57,633,574
682,435,626	0	0	57,634,374
1,158,800	0	0	△800
599,542,406	0	0	△16,058,179
599,542,406	0	0	△16,058,179

## (歳入)

款	項	予算現額	調定額
20 諸収入		279,327,000	524,927,471
	1 延滞金、加算金及び過料	2,291,000	758,981
	2 市預金利子	2,000	14,598
	3 受託事業収入	9,714,000	6,450,837
	4 雑入	267,320,000	517,703,055
21 市債		1,592,670,000	1,018,570,000
	1 市債	1,592,670,000	1,018,570,000
歳入合計		19,233,912,386	19,137,514,486

(単位 : 円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
304,976,054	70,158	219,881,259	△25,649,054
763,581	0	△4,600	1,527,419
14,598	0	0	△12,598
6,450,837	0	0	3,263,163
297,747,038	70,158	219,885,859	△30,427,038
1,018,570,000	0	0	574,100,000
1,018,570,000	0	0	574,100,000
17,550,795,557	19,633,388	1,567,085,541	1,683,116,829

(歳出)

款	項	予算現額	支出済額
1 議会費		143,324,000	141,874,930
	1 議会費	143,324,000	141,874,930
2 総務費		2,634,721,080	2,416,014,456
	1 総務管理費	2,286,830,080	2,101,605,863
	2 徴税費	200,615,000	177,998,879
	3 戸籍住民基本台帳費	89,750,000	82,591,051
	4 選挙費	20,796,000	18,571,806
	5 統計調査費	9,274,000	7,949,346
	6 監査委員費	27,456,000	27,297,511
3 民生費		6,265,666,159	5,813,320,101
	1 社会福祉費	3,597,918,159	3,353,396,924
	2 児童福祉費	2,106,335,000	1,982,395,485
	3 生活保護費	561,413,000	477,527,692
4 衛生費		2,224,892,061	1,976,868,643
	1 保健衛生費	524,058,061	439,416,268
	2 清掃費	901,097,000	886,853,324
	3 簡易水道設置費	830,000	279,696
	4 環境対策費	347,484,000	201,106,235
	5 病院費	430,190,000	427,981,000

(単位：円)

翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
0	1,449,070	1,449,070
0	1,449,070	1,449,070
0	218,706,624	218,706,624
0	185,224,217	185,224,217
0	22,616,121	22,616,121
0	7,158,949	7,158,949
0	2,224,194	2,224,194
0	1,324,654	1,324,654
0	158,489	158,489
72,389,812	379,956,246	452,346,058
69,294,812	175,226,423	244,521,235
3,095,000	120,844,515	123,939,515
0	83,885,308	83,885,308
140,195,990	107,827,428	248,023,418
0	84,641,793	84,641,793
332,000	13,911,676	14,243,676
0	550,304	550,304
137,654,990	8,722,775	146,377,765
2,209,000	0	2,209,000

(歳出)

款	項	予算現額	支出済額
	6 上水道費	21,233,000	21,232,120
5 農林水産業費		456,341,000	389,201,824
	1 農業費	227,856,000	199,448,984
	2 林業費	163,380,000	143,903,973
	3 水産業費	65,105,000	45,848,867
6 商工費		1,023,017,000	354,919,170
	1 商工費	1,023,017,000	354,919,170
7 土木費		1,897,328,555	1,297,547,929
	1 土木管理費	2,576,000	2,404,072
	2 道路橋りょう費	1,078,234,555	557,932,321
	3 河川費	13,220,000	13,023,856
	4 港湾費	3,602,000	3,590,840
	5 都市計画費	508,200,000	495,490,704
	6 住宅費	291,496,000	225,106,136
8 消防費		636,657,531	587,233,671
	1 消防費	636,657,531	587,233,671
9 教育費		1,595,489,000	1,237,267,696
	1 教育総務費	384,809,000	294,549,344

(単位：円)

翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
0	880	880
27,744,224	39,394,952	67,139,176
0	28,407,016	28,407,016
11,848,147	7,627,880	19,476,027
15,896,077	3,360,056	19,256,133
640,664,000	27,433,830	668,097,830
640,664,000	27,433,830	668,097,830
585,177,702	14,602,924	599,780,626
0	171,928	171,928
513,998,000	6,304,234	520,302,234
0	196,144	196,144
0	11,160	11,160
7,745,702	4,963,594	12,709,296
63,434,000	2,955,864	66,389,864
32,708,000	16,715,860	49,423,860
32,708,000	16,715,860	49,423,860
240,896,672	117,324,632	358,221,304
83,697,000	6,562,656	90,259,656

(歳出)

款	項	予算現額	支出済額
	2 小学校費	193,485,000	177,152,047
	3 中学校費	87,607,000	80,479,790
	4 社会教育費	278,422,000	211,278,231
	5 保健体育費	651,166,000	473,808,284
10 災害復旧費		222,476,000	131,319,035
	1 農林水産施設災害復旧費	53,921,000	36,897,502
	2 公共土木施設災害復旧費	163,324,000	90,086,655
	3 文教施設災害復旧費	3,419,000	3,327,621
	4 その他公共施設・公用施設 災害復旧費	1,812,000	1,007,257
11 公債費		2,126,288,000	2,123,077,483
	1 公債費	2,126,288,000	2,123,077,483
12 予備費		7,712,000	0
	1 予備費	7,712,000	0
歳出	合計	19,233,912,386	16,468,644,938

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
0	16,332,953	16,332,953
0	7,127,210	7,127,210
53,168,000	13,975,769	67,143,769
104,031,672	73,326,044	177,357,716
84,137,707	7,019,258	91,156,965
12,902,707	4,120,791	17,023,498
71,235,000	2,002,345	73,237,345
0	91,379	91,379
0	804,743	804,743
0	3,210,517	3,210,517
0	3,210,517	3,210,517
0	7,712,000	7,712,000
0	7,712,000	7,712,000
1,823,914,107	941,353,341	2,765,267,448

一般会計

歳 入 合 計 **17,550,795,557 円**

歳 出 合 計 **16,468,644,938 円**

歳入歳出差引残額 **1,082,150,619 円**

内

基金繰入金 **540,000,000 円**

議第81号

令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和7年9月11日提出

水俣市長 高岡利治

令和 6 年度 水俣市 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算書

(歳 入)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 国民健康保険税		266,781,000	281,979,961
	1 国民健康保険税	266,781,000	281,979,961
2 使用料及び手数料		193,000	126,100
	1 手数料	193,000	126,100
3 国庫支出金		1,000	3,128,000
	1 国庫補助金	1,000	3,128,000
4 県支出金		2,965,067,000	2,753,342,705
	1 県補助金	2,965,067,000	2,753,342,705
5 財産収入		985,000	1,502,905
	1 財産運用収入	985,000	1,502,905
6 繰入金		302,595,000	288,632,595
	1 他会計繰入金	254,432,000	240,469,595
	2 基金繰入金	48,163,000	48,163,000
7 繰越金		22,826,000	22,826,812
	1 繰越金	22,826,000	22,826,812
8 諸収入		3,346,000	9,648,784
	1 延滞金加算金及び過料	1,753,000	199,800
	2 雑入	1,593,000	9,448,984
歳 入	合 計	3,561,794,000	3,361,187,862

(単位 : 円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
257,319,799	4,425,457	20,234,705	9,461,201
257,319,799	4,425,457	20,234,705	9,461,201
126,700	0	△600	66,300
126,700	0	△600	66,300
3,128,000	0	0	△3,127,000
3,128,000	0	0	△3,127,000
2,753,342,705	0	0	211,724,295
2,753,342,705	0	0	211,724,295
1,502,905	0	0	△517,905
1,502,905	0	0	△517,905
288,632,595	0	0	13,962,405
240,469,595	0	0	13,962,405
48,163,000	0	0	0
22,826,812	0	0	△812
22,826,812	0	0	△812
8,653,790	0	994,994	△5,307,790
199,800	0	0	1,553,200
8,453,990	0	994,994	△6,860,990
3,335,533,306	4,425,457	21,229,099	226,260,694

(歳出)

款	項	予算現額	支出済額
1 総務費		90,797,000	86,823,855
	1 総務管理費	54,372,000	52,208,212
	2 徴税費	28,572,000	27,636,315
	3 運営協議会費	362,000	100,260
	4 国民健康保険特別対策費	7,491,000	6,879,068
2 保険給付費		2,673,096,000	2,468,283,397
	1 療養諸費	2,331,429,000	2,159,591,724
	2 高額医療費	337,102,000	304,251,673
	3 移送費	44,000	0
	4 出産育児諸費	3,500,000	3,500,000
	5 葬祭諸費	1,020,000	940,000
	6 傷病手当金	1,000	0
3 国民健康保険事業費 納付金		687,847,000	669,678,761
	1 医療給付費分	515,925,000	499,760,750
	2 後期高齢者支援金等分	132,056,000	132,055,825
	3 介護納付金分	39,866,000	37,862,186
4 保健事業費		47,015,000	29,205,198
	1 保健事業費	6,233,000	3,733,817

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
0	3,973,145	3,973,145
0	2,163,788	2,163,788
0	935,685	935,685
0	261,740	261,740
0	611,932	611,932
0	204,812,603	204,812,603
0	171,837,276	171,837,276
0	32,850,327	32,850,327
0	44,000	44,000
0	0	0
0	80,000	80,000
0	1,000	1,000
0	18,168,239	18,168,239
0	16,164,250	16,164,250
0	175	175
0	2,003,814	2,003,814
0	17,809,802	17,809,802
0	2,499,183	2,499,183

(歳出)

款	項	予算現額	支出済額
	2 特定健康診査等事業費	40,782,000	25,471,381
5 基金積立金		985,000	985,000
	1 基金積立金	985,000	985,000
6 公債費		1,000	0
	1 公債費	1,000	0
7 諸支出金		22,053,000	21,089,800
	1 償還金及び還付加算金	9,576,000	8,612,800
	2 繰出金	12,477,000	12,477,000
8 予備費		40,000,000	0
	1 予備費	40,000,000	0
歳出	合計	3,561,794,000	3,276,066,011

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
0	15,310,619	15,310,619
0	0	0
0	0	0
0	1,000	1,000
0	1,000	1,000
0	963,200	963,200
0	963,200	963,200
0	0	0
0	40,000,000	40,000,000
0	40,000,000	40,000,000
0	285,727,989	285,727,989

国民健康保険事業特別会計

歳 入 合 計 **3,335,533,306 円**

歳 出 合 計 **3,276,066,011 円**

歳入歳出差引残額 **59,467,295 円**

内

基金繰入金 **0 円**

議第82号

令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和7年9月11日提出

水俣市長 高岡利治

令和 6 年度 水俣市 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

(歳入)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 保険料		345,481,000	329,754,900
	1 後期高齢者医療保険料	345,481,000	329,754,900
2 使用料及び手数料		31,000	32,600
	1 手数料	31,000	32,600
3 繰入金		177,157,000	175,178,590
	1 一般会計繰入金	177,157,000	175,178,590
4 繰越金		2,000	1,260,327
	1 繰越金	2,000	1,260,327
5 諸収入		713,000	319,500
	1 延滞金加算金及び過料	16,000	50,800
	2 償還金及び還付加算金	697,000	268,700
歳 入 合 計		523,384,000	506,545,917

(単位 : 円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
328,506,100	70,600	1,178,200	16,974,900
328,506,100	70,600	1,178,200	16,974,900
32,900	0	△300	△1,900
32,900	0	△300	△1,900
175,178,590	0	0	1,978,410
175,178,590	0	0	1,978,410
1,260,327	0	0	△1,258,327
1,260,327	0	0	△1,258,327
319,500	0	0	393,500
50,800	0	0	△34,800
268,700	0	0	428,300
505,297,417	70,600	1,177,900	18,086,583

(歳出)

款	項	予算現額	支出済額
1 総務費		521,292,000	502,812,804
	1 総務管理費	17,610,000	16,604,350
	2 徴収費	5,597,000	5,141,766
	3 後期高齢者医療広域連合 納付金	498,085,000	481,066,688
2 保健事業費		1,395,000	882,186
	1 保健事業費	1,395,000	882,186
3 諸支出金		697,000	268,800
	1 償還金及び還付加算金	697,000	268,800
歳出合計		523,384,000	503,963,790

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
0	18,479,196	18,479,196
0	1,005,650	1,005,650
0	455,234	455,234
0	17,018,312	17,018,312
0	512,814	512,814
0	512,814	512,814
0	428,200	428,200
0	428,200	428,200
0	19,420,210	19,420,210

後期高齢者医療特別会計

歳 入 合 計 **505,297,417 円**

歳 出 合 計 **503,963,790 円**

歳入歳出差引残額 **1,333,627 円**

内

基金繰入金 **0 円**

議第83号

令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

令和6年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和7年9月11日提出

水俣市長 高岡利治

令和 6 年度 水俣市 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

(歳 入)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 保険料		660,505,000	647,294,100
	1 介護保険料	660,505,000	647,294,100
2 分担金及び負担金		300,000	264,300
	1 負担金	300,000	264,300
3 使用料及び手数料		43,000	29,900
	1 手数料	43,000	29,900
4 国庫支出金		967,838,000	984,559,280
	1 国庫負担金	604,650,000	604,650,100
	2 国庫補助金	363,188,000	379,909,180
5 支払基金交付金		949,207,000	939,049,000
	1 支払基金交付金	949,207,000	939,049,000
6 県支出金		535,318,000	532,358,989
	1 県負担金	505,103,000	505,103,350
	2 県補助金	30,215,000	27,255,639
7 繰入金		576,679,000	565,626,119
	1 一般会計繰入金	576,679,000	565,626,119
8 繰越金		110,707,000	110,658,620
	1 繰越金	110,707,000	110,658,620
9 諸収入		5,376,000	5,693,178
	1 延滞金、加算金及び過料	36,000	39,900
	2 預金利子	1,000	0
	3 雑入	5,339,000	5,653,278
10 財産収入		0	339,066
	1 財産運用収入	0	339,066
歳 入 合 計		3,805,973,000	3,785,872,552

(単位 : 円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
645,342,800	457,700	1,493,600	15,162,200
645,342,800	457,700	1,493,600	15,162,200
264,300	0	0	35,700
264,300	0	0	35,700
30,000	0	△100	13,000
30,000	0	△100	13,000
984,559,280	0	0	△16,721,280
604,650,100	0	0	△100
379,909,180	0	0	△16,721,180
939,049,000	0	0	10,158,000
939,049,000	0	0	10,158,000
532,358,989	0	0	2,959,011
505,103,350	0	0	△350
27,255,639	0	0	2,959,361
565,626,119	0	0	11,052,881
565,626,119	0	0	11,052,881
110,658,620	0	0	48,380
110,658,620	0	0	48,380
5,693,178	0	0	△317,178
39,900	0	0	△3,900
0	0	0	1,000
5,653,278	0	0	△314,278
339,066	0	0	△339,066
339,066	0	0	△339,066
3,783,921,352	457,700	1,493,500	22,051,648

(歳 出)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
1 総務費		81,554,000	76,372,186
	1 総務管理費	39,062,000	35,419,656
	2 徴収費	6,952,000	6,345,930
	3 介護認定審査会費	35,441,000	34,572,900
	4 趣旨普及費	18,000	2,200
	5 運営協議会費	81,000	31,500
2 保険給付費		3,414,626,000	3,328,769,518
	1 介護サービス等諸費	3,080,836,000	3,016,365,866
	2 介護予防サービス等諸費	136,802,000	129,439,123
	3 その他諸費	3,004,000	2,907,505
	4 高額介護サービス等費	79,931,000	76,759,550
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,486,000	4,173,275
	6 特定入所者介護サービス等費	108,567,000	99,124,199
3 地域支援事業		198,003,000	179,208,501
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	64,042,000	63,356,024
	2 一般介護予防事業費	36,911,000	33,897,108
	3 包括的支援事業・任意事業	96,741,000	81,713,453
	4 その他諸費	309,000	241,916

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
0	5,181,814	5,181,814
0	3,642,344	3,642,344
0	606,070	606,070
0	868,100	868,100
0	15,800	15,800
0	49,500	49,500
0	85,856,482	85,856,482
0	64,470,134	64,470,134
0	7,362,877	7,362,877
0	96,495	96,495
0	3,171,450	3,171,450
0	1,312,725	1,312,725
0	9,442,801	9,442,801
0	18,794,499	18,794,499
0	685,976	685,976
0	3,013,892	3,013,892
0	15,027,547	15,027,547
0	67,084	67,084

(歳出)

款	項	予算現額	支出済額
4 基金積立金		34,726,000	34,726,000
	1 基金積立金	34,726,000	34,726,000
5 公債費		1,000	0
	1 公債費	1,000	0
6 諸支出金		76,563,000	76,551,076
	1 償還金及び還付加算金	75,404,000	75,392,276
	2 繰出金	1,159,000	1,158,800
7 予備費		500,000	0
	1 予備費	500,000	0
歳出	合計	3,805,973,000	3,695,627,281

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
0	0	0
0	0	0
0	1,000	1,000
0	1,000	1,000
0	11,924	11,924
0	11,724	11,724
0	200	200
0	500,000	500,000
0	500,000	500,000
0	110,345,719	110,345,719

介護保険特別会計

歳 入 合 計 **3,783,921,352 円**

歳 出 合 計 **3,695,627,281 円**

歳入歳出差引残額 **88,294,071 円**

内

基金繰入金 **0 円**